

目 次

①	設置の趣旨及び必要性	1～14
②	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	14～15
③	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	15～15
④	教育課程の編成の考え方及び特色 (教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む。)	15～24
⑤	教員組織の編成の考え方及び特色	24～27
⑥	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	27～37
⑦	施設・設備等の整備計画	37～38
⑧	基礎となる学部との関係	38～39
⑨	入学者選抜の概要	39～43
⑩	「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施	43～44
⑪	管理運営	44～45
⑫	自己点検・評価	45～46
⑬	認証評価	46～46
⑭	情報の公表	46～50
⑮	教育内容等の改善のための組織的な研修等	50～50

松山大学大学院法学研究科設置の趣旨

① 設置の趣旨及び必要性

1. 松山大学の沿革と教育理念

(1) 松山大学の沿革と校訓「三実」

松山大学（以下「本学」という。）は大正12年に設立された松山高等商業学校を起源とする。

松山高等商業学校は、その設立に際して、当時松山市長であった加藤恒忠（雅号・拓川）¹が地域の要請に基づき、その推進に尽力し、加藤市長の依頼を受けた新田長次郎（雅号・温山）が、「大学経営には一切かわらないこと」を条件に、巨額の私財を設立資金として提供し、初代校長として、加藤彰廉（旧大阪高等商業学校長）が就任して創立された。上記の3名を、本学では、三恩人と称し、折に触れ、顕彰している。本学法学部（以下「本法学部」という。）は、本学が実施する「平成23年度松山大学GP」事業に採択され、平成23年度から平成25年度までの間、三恩人及びこれに連なる方々についての顕彰作業を行った²（資料01）。

このように、本学は大正12年に松山高等商業学校として発足し、その後昭和19年に松山経済専門学校と改称され、昭和24年の学制改革により松山商科大学に昇格、昭和63年の法学部開設に伴い、平成元年に現在の松山大学に校名変更し、文科系総合大学として歩んできた。平成18年度に薬学部を開設し、文理融合型の総合大学として進展し、大学は5学部6学科、大学院は5研究科を擁する構成で今日に至っている。

本学は、設立当初から校訓「三実」と呼ばれる「真実・実用・忠実」の3つの校訓を有している。初代校長加藤彰廉が校訓「三実」を定め、その後、第3代校長田中忠夫が、校訓「三実」の趣旨を次のようにまとめ、昭和15年の生徒要覧に掲載し、全学に周知した。

校訓「三実」

真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求めめる態度である。

実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。

忠実：人に対するまことである。人のために因っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

(2) 本法学部の教育理念

本学設置の目的を「経済、経営、人文、法律及び薬学を中心とする諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うことを目的とし、学識深く教養高き人材を養成して広く社会の発展に寄与することを使命とする。

（松山大学学則第1条）」とし、さらに、大学院の修士課程については、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。（松山大学大学院学則第3条第3項）」としている。

本法学部は、「校訓『三実』という教育理念のもと、リーガル・マインド（法的思考能力及び法的判断能力）を体得した、広く社会で活躍できる人材育成を目的とする。深い教養を身につけた豊かな人間性を基本とした問題探究能力と問題解決能力、さらには的確な政策を提起し、行動する人間が求められる。法学部はかかる課題に対して、法律学や政治学の観点から根底的に考え、かつ適切な政策と解決方法を構想する能力の育成を目的とする。」と定める松山大学法学部細則第1条のもと、教育・研究を行ってきた。

1 松山大学ホームページ 法学部法学科 アーカイブ 三恩人・加藤拓川 加藤拓川翁略年譜：<http://law.matsuyama-u.ac.jp/archives/772> 参照

2 松山大学ホームページ 法学部法学科 松大法学部の取組み：<http://law.matsuyama-u.ac.jp/goodpractice> 参照

(教育目標)

第2条 法学部の教育目標は、以下のとおりとする。

- (1) 研ぎ澄まされた人権感覚と強い正義感の涵養及びリーガル・マインドの体得。
- (2) 幅広い知識と教養を背景にした法律学や政治学に関する（調査方法を含む。）基礎知識の獲得。
- (3) 問題点を自ら発見し、それを法的・政治的に分析した上で、多くの人々と連携して建設的な解決策を構築し、実行できる能力の獲得。
- (4) ゼミナール学習における報告及び討論を通じたプレゼンテーション能力等の獲得。

(3) 松山大学大学院法学研究科の教育理念

平成 32 年に本法学部を基礎に本学文京キャンパス（愛媛県松山市）に設置する松山大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）は、上記（1）及び（2）の理念を踏まえて次の要素から成る教育理念の実現を目指す。すなわち、校訓「三実」の理念に基づき、「日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築においてアカデミックな研究者の視点つまり法原理及び法原則を前提とした現行法制度（判例を含む。）に対する批判的分析を行う視点を体得し、高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成すること」（松山大学大学院学則第3条第5項第5号）である。このような人材を「法律学に関する高度専門職業人」と呼ぶ。

本研究科では、この「法律学に関する高度専門職業人」の育成を教育理念の実現内容とする。

2. 愛媛県（松山市）における大学院法学研究科設置の必要性

(1) 日本社会の質的变化— その一つとしての「法化」 —とその帰結

司法制度改革審議会（平成 11 年 7 月設置）は、平成 13 年 6 月 12 日、「21 世紀の日本を支える司法制度」という視点から、「司法制度改革審議会意見書」を出している（以下「意見書」という。）。この意見書には、「21 世紀の日本社会の姿」として「国民は、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現する中で、自律的かつ社会的責任を負った主体として互いに協力しながら自由かつ公正な社会を築き、それを基盤として国際社会の発展に貢献する」という「姿」が示されている。そして、意見書が示した社会では、「法の精神、法の支配がこの国の血となり肉となる」こと、つまり『この国』がよって立つべき「自由と公正を核とする法（秩序）」があまねく国家及び社会に浸透し、国民の日常生活に息づいていることが目指されるので、国民が自律的かつ社会的責任を負った主体として自由に活動することを阻害するような規制は廃止されることになる。なぜならば、国民は、「重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現する」中で上記の社会を実現するからである。それゆえ、このような社会において主体的な活動の結果生じた紛争は、最終的には裁判所を通じた解決によることとなる。したがって、意見書が示した「21 世紀の日本社会」において活動する者は、憲法及び法律の範囲内において、自由に活動し、紛争が生じた場合には、最終的には裁判による解決を図ることになるわけである。

上記の社会を法化社会と呼ぶとした場合、この社会では、紛争が裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない。それゆえ、法化社会において生活する全ての者にとっては、法的思考能力及び法運用能力の体得が重要な課題となり、少なくとも、円滑な生活を送るのに必要となる「防御的な」法的思考能力（法的な発想方法）の体得は、不可欠となるわけである。

本研究科の基礎となる本法学部では、公益財団法人大学基準協会による平成 25 年度大学評価（認証評価結果）として「教育課程の編成・実施方針を踏まえ、1 年次は、『憲法 I（人権）』『刑法 I（総論）』『民法 I（総則）』の基本三法を必修科目に、『法律学入門』『政治学入門』を準必修科目として、法制度の基礎や法律学の学修を始めるにあたって必要な事項を教授している。2 年次以降は、学生の希望する進路に応じたリーガル・マインドを涵養できるよう『司法コース』『法律総合コース』『公共政策コース』を選択させるという順次的・体系的に履修できるように配慮されたカリキュラムとなっている。さらに 3 コースのいずれに属していても法解釈のスキル向上を目的とした『判例読解』『論文作法』、また、演習科目が履修できるよう配置されており、法解釈を教授できる環境が整備されている。」との評価を受けた。したがって、「防御的な」法的思考能力の体得は本法学部において十分可能である。しかし、法化社会化する日

本の一部である愛媛県（松山市）において、最終的には、裁判所の判断によって紛争が解決されることが前提になっている。このような社会を支えるためには、基礎学部である法学部において卒業生全員が体得を期待できる「防御的な」法的思考能力だけでは十分でなく、「法律学に関する高度専門職業人」の育成機関つまり法学研究科の設置が必要であるという認識を本法学部構成員において共有し、本研究科の設置を構想するに至った。

(2) 愛媛県（松山市）における「法律学に関する高度専門職業人」育成機関の状況とその帰結

I 愛媛県（松山市）における「法律学に関する高度専門職業人」育成機関

愛媛県内には、かつて法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）を育成する機関すなわち法科大学院が存在していた。平成16年に法科大学院制度の運用が開始され、それに伴い、隣接する国立大学法人愛媛大学（以下「愛媛大学」という。）は、国立大学法人香川大学と共に、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下「四国ロースクール」という。）を開設した。本法学部出身者にも四国ロースクールに進学し、司法試験に合格した後、愛媛県内の地方銀行に企業内弁護士として活躍している者がいる。「法化社会」が深化しつつある日本の現状において、「法化」に向かう「地域社会」を支える人材を育成する機関が愛媛県内（松山市内）にあったことは、非常に喜ばしい状況であった。

しかし、四国ロースクールが平成27年度以降の学生募集を停止し、平成29年3月31日をもって閉講したことに伴い、法化に向かう地域社会を支える人材を育成・輩出できる教育研究機関が愛媛県（松山市）内から喪失することとなった。さらに、法科大学院における教育は（少なくとも、司法試験合格率を教育の質保証において重視し、司法試験受験時期を既修者2年次又は未修者3年次前倒しする改正案が提出されている現状を直視した場合）、短時間に、今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力（最適判例適用能力）を修得することが、最重要課題となっている。

一方、従来型の大学院において、修士（法学）の学位を修得できる機関（大学院）は、愛媛県（松山市）内に存在する。それは、愛媛大学である。つまり、愛媛大学大学院法文学研究科総合法政策専攻を修了すれば、「修士（法学）」を修得できるが、同大学院のサイトには、次のような記載があった。「総合法政策専攻では3つの修士（法学・経済学・学術）の中から1つを選択することができます。3つの教育研究領域から法学・政治学系の科目を24単位以上、合計30単位以上修得し、修士論文審査に合格すれば、修士（法学）を取得することができます。同様に、経済・経営系の科目を24単位以上修得すれば修士（経済学）、法学・政治学・経済学・経営学等にまたがって総合的に24単位以上修得すれば修士（学術）が授与されます。」とある³。つまり、在学生の修得単位及び論文により、学位が授与される仕組みである。

同大学院では、修士課程在籍者の主体的判断に基づいて修得した能力を選択させる仕組みとなっている。その方針自体を否定するものではないが、法化社会つまり紛争が裁判所に持ち込まれることを前提とした社会において必要となる人材を機関として育成するという意識は薄いように考えられる。

II 愛媛県（松山市）における「法律学に関する高度専門職業人」が修得すべき能力

(I) 法律・判例運用能力とその内容

愛媛県（松山市）においても、法化社会化の波は到来しているが、法化社会における紛争解決の最終手段は、裁判を通じた法的処理となる。この意味においては、法曹三者は、法化社会化しつつある日本社会（地域社会）を支える重要な「法律学に関する高度専門職業人」である。

しかし、法化社会では、紛争が裁判所に持ち込まれることが前提となるとしても、コンプライアンスに関する要求水準が上がっているため、そもそも、紛争を回避するための方策が打たれており、仮に、紛争が生じた場合であっても、その解決にあたって、全てが裁判所に持ち込まれるわけではなく、その前段階で、処理される事例も多い（裁判所以外の解決策手段として、ADR制度、斡旋、調停制度などを利用した紛争の解決が当事者にとってより好ましい結果を生むこともある）。また、実際に裁判所に持ち込まれる

3 愛媛大学ホームページ <http://www.ll.ehime-u.ac.jp/graduate/law>

場合であっても、短時間に今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力を前提として事案解決を図るだけでは、妥当な解決策に至らないことも多い（民事裁判において、判例に基づき判決を下した結果、当事者の一方が自殺するに至るといった事例が生じることがある）。具体的な紛争は、教科書に掲載され教科書事例とも、今までの紛争解決に利用された判例を最重要指標として解決された事例（判例集掲載事例）とも異なる部分がある。その違いを見抜き、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うこと（ここには、法的処理になじむ／なじまないの判断を含む）によって、対応できる能力（法・判例運用能力）は、実際の紛争処理においては、非常に重要である。実際に紛争を扱う者にとっては、短時間に、今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力（最適判例適用能力—法科大学院において修得の有無を図る重要指標となる能力）以上に、重要な局面が多いであろう。

法・判例運用能力

社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力

最適判例適用能力

短時間に今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力

(II) 法律・条例立案能力とその内容

また、今までの紛争解決に利用された判例を利用して妥当な結論を得るための技法（裁判官的思考方法）を修得したとしても、現在の社会情勢を踏まえると、十分な対応ができないこともある。現在の社会情勢は、当該社会の構成員の物理的な変更（少子高齢化や国際化）と（構成員が変化の中で最適な人間関係を模索する結果として）価値観の変化に伴い、変化せざるを得ないから、今までの紛争解決に利用された判例の枠内で解決するだけでは、変化した構成員の納得を得ることができる結論を導くことが困難な場合がある。

従来の法律・条例及びこれを前提とした判例の運用では十分に対応できない事態（仮に、対応すると、結論が不当になる事態）や法律改正（国レベルでの制度変更）の趣旨を地域の特性を生かしつつ地方の条例に組入れる必要がある事態が生じた場合、新たな枠組みの条例を立案する能力が必要となる。これは、社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力（法例立案能力）であるが、この能力に関する地域からの需要は現実に存在している。すなわち、地方公共団体職員からのアンケート調査（「10. 学生の確保の見直し等を記載した書類」19頁(2)-②-4)地域に根差した法学研究科「法・判例運用能力」参照）によれば、第一に「既存の大学院法学研究科では、純粋の法学研究や訟務に重点が置かれているように感じるが、地方自治体を経営している立場からは政策法務や法制執務（一部改正技術以外の）に精通している人材の養成に力を入れてほしいと思う。」第二に「地方分権が叫ばれる中、今後地方への権限移譲が進むに伴い、地方自治体の自治立法能力の強化が必要になってくる。現在、大学の法学部、大学院法学研究科を卒業し、又は修了して、自治体職員となっても、自治立法能力の面では、全く即戦力にはならず、就職後の研修などで能力の修得を図っているが、十分な能力が身につけていない状況にある。このような状況を踏まえて、校訓の『三実』のうち、『実用』に根差した公務員として即戦力となる人材の輩出を行って戴くことが重要と考える。」とあり、これは、法科大学院だけではなく、従来の法学研究科に対する「物足りなさ」を表明しているものである。

法例立案能力

社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力（一般的には「法令」という文言を用いるが、本研究科の修了生は国家公務員というよりもむしろ地方公務員を想定している。そのため、法規命令といった法源ではなく条例という法源の立案を担うことが予想されるため、あえて「法例」という文言を用いている。）

(Ⅲ) 愛媛県（松山市）における「法律学に関する高度専門職業人」が修得すべき能力のまとめ

以上の検討から、法化社会化しつつある愛媛県（松山市）における「法律学に関する高度専門職業人」が修得すべき能力の内容（重点）は、次の2点である。すなわち、法・判例運用能力（社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力）、及び、法例立案能力（社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力）である。

Ⅲ 帰結

愛媛県（松山市）には、法科大学院は存在しない。それゆえ、「最適判例適用能力」（短時間に今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力）を機関として修得させるための組織は存在しない。

ただし、愛媛県（松山市）においては、最適判例適用能力よりも、法・判例運用能力や法例立案能力の方が重要である。紛争解決が裁判所における判断を前提としているとしても、全ての紛争が裁判所で解決されるわけではないからである。

この点に関して、愛媛県（松山市）には、従来型の大学院は、愛媛大学に存在する。しかし、同大学院は、法・判例運用能力や法例立案能力を機関として修得させる組織になっているとは言いにくい。

以上から、愛媛県（松山市）に、「法・判例運用能力（社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力）」及び「法例立案能力（社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力）」を有する人材を、機関として育成する組織を創設することは、重要な課題である。

(3) 愛媛県（松山市）がおかれた状況—移動の視点—とその帰結

愛媛県（松山市）の電車による移動は非常に不便である。松山—岡山（岡山県）は、2時間30分以上、松山—高松（香川県）は、2時間30分程度、松山—徳島（徳島県）は、3時間40分程度、松山—高知（高知県）は、3時間以上、松山—広島（広島県）は、船での移動となる。また、瀬戸大橋は、しばしば強風のため、電車の運行が止まる。したがって、少なくとも、松山市内に在住している者が他県へ通学することは事実上不可能である。

一方、飛行機による移動は、比較的良好である。国内線は、羽田空港には、全日本空輸（以下「ANA」という。）（6往復）及び日本航空（以下「JAL」という。）（6往復）、伊丹空港には、ANA（9往復）及びJAL（3往復）である。その他、新千歳空港には、ANA（1往復）、成田空港には、Jetstar（4往復）、中部空港には、ANA（3往復）、関西空港にはPeach（1往復）、福岡空港には、JAL（4往復）、鹿児島空港には、日本エアコミューター（1往復）、那覇空港には、ANA（1往復）である。国際線は、上海／浦東1往復（中国東方航空；月・金就航）、ソウル／仁川1往復（チェジュ航空；火・木・日就航）である。

このように愛媛県（松山市）に拠点をおく者が県外に電車を使って移動する（通学する）ことは困難が伴うのに対し、空路を使っての移動（拠点をおくために移動すること）は、比較的容易であると言える。そうすると、愛媛県（松山市）に拠点をおく者が県外の法学研究科において学修する場合、拠点を愛媛県（松山市）に残したまま、通学するという選択肢はないので、愛媛県（松山市）においてすでに職を得ている者（公務員（警察官等を含む）／司法書士・行政書士・社会保険労務士など）は、一時、休職等をするによって、拠点を通学する法学研究科近辺に移転する必要がある。また、新卒学生は、愛媛県（松山市）から、進学先の法学研究科近辺に転出することを意味する。

逆に言えば、地域が必要とする、「法・判例運用能力」（社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力）及び「法例立案能力」（社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力）を修得する組織が、愛媛県（松山市）内にあれば、上記のような地域社会を支え（得）る人材が、愛媛県（松山市）に滞留し、その結果、地域の活力をそぐ事態を回避することができる。

したがって、愛媛県（松山市）には、地域が必要とする「法律学に関する高度専門職業人」を育成する組織が必要となる。

(4) 愛媛県（松山市）における社会状況の変化と対応—本法学部と地域社会—とその帰結

I 愛媛県（松山市）の位置

愛媛県（松山市）は、日本の西部に位置するので、中国語（文化）圏に近接する。より具体的に言えば、中国語（文化）圏（中国及び台湾等）は、松山と比較的近い位置関係にある（松山を起点とすると、上海までは1,098 km、台北までは1,458 kmであり、東京までは670 kmである）。

II 本法学部の変化と対応

本法学部は、中国語及び日本語が堪能かつ日本の法律学を教授できる人材を有している（商法（1名：平成16年赴任）及び民法（1名：平成24年赴任）の合計2名）。民法担当者は、平成28年度及び平成29年度、本法学部の学部長に就任した。また、商法担当者（同氏は中国の弁護士資格を保有している）は、平成29年8月～平成30年9月の間、中国・海洋大学において在外研究を行う傍ら、衆成清泰（青島）法律事務所⁴と密接に連携して、中国における紛争処理に対して、研究者の視点からアドバイスを行っていた。

また、本法学部は、上記の商法担当者赴任以来、中国大陸及び台湾の大学との学術交流を積極的に行い、民法担当者赴任以来その交流の質を高度化させている（資料02）。その具体的な成果として、台湾の大学と学術交流協定を結んでいる。平成25年度は、台湾・國立成功大學法律學系（Department of Law, National Cheng Kung University）との間で、学術交流協定を締結した。平成26年度は、台湾・玄奘大學法律學系（Department of Law, Hsuan Chuang University）との間で、学術交流協定及び交換留学協定を締結し、同協定に基づき、平成27年9月から1年間、同法律學系の学生1名を本法学部に交換留学生として受け入れ、平成28年9月から1年間、本法学部学生1名を同法律學系に交換留学生として派遣した。そして、平成30年9月から1年間、台湾玄奘大學法律學系副教授を、客員研究員として受け入れている。さらに、平成27年度は、台湾東吳大學法學院（School of Law, Soochow University）との間で、学術交流協定の締結に関する協議を開始し、平成28年9月に同法學院と本法学部との間において、学術交流協定を締結した（なお、本協定締結に先立ち、平成27年7月から約2か月間、本法学部は、東吳大學大学院博士課程に所属する台湾の弁護士資格を有する学生を客員研究員⁵として受け入れている）。

そのうち、玄奘大學及び東吳大學から、大学院生の受入れに関する問い合わせが何度もあったが、法学研究科を有しない現状ではいずれも受け入れを断念せざるを得なかった。

III 地域社会—愛媛県（松山市）を中心に

たとえば、中村時広愛媛県知事は、本学が教育改革の推進に向けた取組みに対して支援を行う「松大GP」の一環として、本法学部が平成24年度から平成25年度までの間に開講した「松山大学法学部自治体首長リレー講座（現在は「自治体リレー講座」と改称し継続）」の中で、愛媛県は人口減少社会において生き残りをかけて市場を海外に求めており、アジアの「香港、台北、シンガポール、上海」にターゲットを絞って市場調査を行っている⁶と述べ⁶、中国語（文化）圏との交流の強化に意欲を見せている。平成26年、台湾にある世界最大の自転車会社「GIANT」⁷の協力のもと、愛媛県内の自治体等が日本最大規模の国際サイクリング大会（サイクリングしまなみ）を成功させ、今後も2年に1度の開催を続けていく計画を有している。松山市も同様に、平成21年から台湾・台北市との交流事業を開始し、平成26年には台北市と友好交流協定を締結するなど、中国語（文化）圏との交流が拡大している。

さらに、地域の一人として、本学は、平成30年3月、愛媛県との間で包括連携協定を締結し、地域の発展に寄与するため、(1) 地域経済活性化に関すること、(2) 医療・福祉に関すること、(3) 地域文化・スポーツの振興に関すること、(4) 人材の交流と養成に関すること、(5) その他、連携の推進が必要な事

4 衆成清泰（青島）法律事務所 http://www.qingtai.com.cn/qt_web/Jp/HomeJp.aspx

5 松山大学ホームページ 法学部法学科 松山大学法学部の概要-3 <http://law.matsuyama-u.ac.jp/about/overview-3> 参照

6 松山大学法学部松大G P推進委員会『松山大学法学部自治体首長リレー講座2012年～2013年度』（ぎょうせい、平成26年）16-7頁 参照

7 ジャイアントストア今治ホームページ：<http://giant-store.jp/imabari/> 参照

項に関することについて連携事業を展開することとしており、本研究科においてもその一翼を担っていく予定である。本法学部も地域の一員であるという視点を踏まえて、その予備交渉として、本法学部でも、平成30年9月、学術交流協定を締結している台湾國立成功大學法律學系において研究会を実施した際、本法学部の学部長は、先方の法律學系主任（日本の学部長に相当）との間で、台湾・台南市との交流促進を行うための交渉を行った。

IV 帰結

日本の西部に位置する愛媛県（松山市）は、中国語（文化）圏に近接しており、本法学部を超え地域全体が中国語（文化）圏との交流が活発化している現状に鑑みると、中国語（文化）圏からの来訪者（新しく地域の構成員になった者を含む）と交流及び中国語（文化）圏における生活者（新しく地域の構成員になった者を含む）との交流に対応できる人材の育成が必要である。

(5) 愛媛県（松山市）における「法律学に関する高度専門職業人」育成機関の内容

法化社会化しつつある愛媛県（松山市）において、最終的には、裁判所の判断によって紛争が解決されることが前提になるため、法律・判例の運用能力が、非常に重要な資質となる。この法律・判例の運用能力には大きく分けると、最適判例適用能力と法・判例運用能力がある。これらの能力は、必ずしも相いれない能力ではないが、前者は、短時間に今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力を意味し、一方、後者は、社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力を意味する。そして、法化社会化しつつある愛媛県（松山市）において最も必要な能力は、後者の能力つまり法・判例運用能力である。本研究科における教育において重視するのはそこであり、法科大学院教育において重視される最適判例適用能力に重点を置くものではないことを強調しておく。

また、法化社会は、最終的には、裁判所の判断によって紛争が解決されることが前提となるが、そうすると、裁判所が判断する基準を設定する能力が地域に存在しなければならない。そして、この能力を育成するためには、（地域）社会の変化（構成員の物理的変化（高齢化・国際化など）とそれに伴う構成員の価値観の変化）を敏感にとらえ、機動的に対応できる能力（法例立案能力）が必要である。法例立案能力は、社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力と定義できるが、この能力を育成することが必要である。

(6) 小括（客観的情勢からの帰結）

以上の検討から、次の点が明らかとなった。

法化社会化しつつある愛媛県（松山市）において必要となる能力は、現在の法科大学院における教育において重視される「最適判例適用能力」つまり「短時間に今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力」よりもむしろ、「法・判例運用能力」つまり「社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力」である。そのような能力をもつ人材の育成が急務である。

また、「法・判例運用能力」の前提となる現行法・判例の枠組みでは十分に対応できないような問題が生じた場合、それに対応する能力が必要となる。つまり「社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力」（法例立案能力）を持つ人材の育成が急務である。さらに、法・判例運用能力及び法例立案能力を育成するためには、社会情勢の変化、端的に言えば、社会の構成員の変化に対して敏感である必要があるが、現在、構成員の変化として大きなものは、構成員の高齢化と中国語圏からの人口流入（交流人口を含む）である。

一方、上記の変化に対応するために、「法律学に関する高度専門職業人」の育成機関を、交通事情から県外に求めることはできないし、人材流出という形で地域の活力を削ぐことがないようにするためにも県外に求めるべきではない。

そうすると、愛媛県（松山市）内に、上記の内容の「法律学に関する高度専門職業人」育成機関を設置する必要があることが明らかとなるのである。

(7) 本研究科設置の必要性（本学に設置する必要性）

I 地域の「法律学に関する高度専門職業人」育成機関の経緯

さらに、日本社会は質的に変化している（松山大学大学院法学研究科設置の趣旨（以下「設置の趣旨」という。）2頁「①-2-(1)日本社会の質的变化— その一つとしての「法化」—とその帰結」参照）が、その一つの発現としての法化社会化に鑑みると、地域社会を支える公的セクターにおいて、「法律学に関する高度専門職業人」を輩出できる人材育成機関が不可欠であると考えられる。しかし、上記のとおり、愛媛大学に存在していた四国ロースクールは、平成27年度以降の学生募集を停止することを決定し、平成29年3月31日をもって閉講された。

現在、愛媛県（松山市）における「修士（法学）」を修得できる機関（大学院）はある。上述のとおり、愛媛大学大学院法文学研究科総合法政策専攻を修了すれば、「修士（法学）」を修得できるが、同大学院サイトには、次のような記載があった。「総合法政策専攻では3つの修士（法学・経済学・学術）の中から1つを選択することができます。3つの教育研究領域から法学・政治学系の科目を24単位以上、合計30単位以上修得し、修士論文審査に合格すれば、修士（法学）を取得することができます。同様に、経済・経営系の科目を24単位以上修得すれば修士（経済学）、法学・政治学・経済学・経営学等にまたがって総合的に24単位以上修得すれば修士（学術）が授与されます。」とある。つまり、在学生の修得単位及び論文により、学位が授与される仕組みである。しかし、同大学院では、修士課程在籍者の主体的判断に基づいて修得した能力を選択させる仕組みとなっている。その方針自体を否定するものではないが、法化社会つまり紛争が裁判所に持ち込まれることを前提とした社会において必要となる人材を機関として育成するという意識は薄いように考えられる。

II 基礎学部設置からの経緯

本法学部では、昭和63年度から入学者を受け入れており、本研究科は平成32年度開設を目指している。予定どおり本研究科を開設することができれば、本法学部開設から33年目にあたる。それゆえ、第1期生は、50歳代になっており、地方公共団体を含め各組織の部署を統括する者も多い。卒業生が社会生活を送る中で、最終的には裁判で決着をつけるという関係に直面する機会が増加していることは前述のとおりである（設置の趣旨2頁「①-2-(1)日本社会の質的变化— その一つとしての「法化」—とその帰結」参照）。それゆえ、卒業生が部署を統括する者として法的な対処能力を備えておくことが必要となり、さらに、法化社会の進展という現状に鑑みると、条例等を作成する必要に迫られることも多い。本法学部設置以降の卒業生（全学部）の進路として公務員を選択した者は、国家公務員389名、都道府県1154名、市町村1080名（市827名；町村253名）となっている。また、行政書士及び社会保険労務士として活躍する卒業生も多いから、本学卒業生に対して、さらに法律学に関する高度専門職業人となるように、再教育（リカレント）を行う時期を迎えており、本研究科が果たすべき役割は大きいものといえる。

III 本学創設からの経緯

本学は、松山高等商業学校時代から、地域の要請に基づいて、学校の創立、学部・大学院の開設を行ってきた。松山高等商業学校の創設に奔走した第5代松山市長加藤恒忠は、そもそも、司法省法学校に入学し、賄征伐（まかないせいばつ）事件等を原因として、原敬、陸羯南等と共に放校処分を受けたが、その後、ベルギー公使等外交官として活躍した経歴を有している。この経歴に鑑みると、加藤恒忠が自己の利益を図るために松山高等商業学校の設立に奔走したとはいえない。仮に自己の利益を図るためならば、それまでのキャリアにおいて関係した関係組織を考慮に入れて高等学校の設置に奔走するはずだからである。加藤恒忠の経歴を踏まえた場合、法学部設置に奔走することがむしろ自然であろう。しかし、すでに、旧制松山高等学校（後の愛媛大学となる高等学校）が設立されていたことを踏まえ、同氏が、松山市長として地域の要望に応え、商業系の高等学校の設立を目指したことは、「利他の精神」に基づく行為であると評価できるであろう。その後、本学は、徐々に、学部・大学院の充実を図ってきたが、その整備拡大の過程で考慮されていたことは、「地域社会に対して教育研究機関としての責務を果たす」ということ、言い換えれば、「地域社会に十分ではない教育研究の分野に対して、その補完を目指すこと」にある。より

端的に言えば、本学が「学部・大学院」を新設するのは、地域社会に新設予定の「学部・大学院」が存在しないので、それを「補完する必要がある」という「地域からの要望がある場合」であり、このような「利他の精神」が、本学創立以来の一貫したポリシーの一つであるといえる。

IV 帰結

本学では、創立以来、地域に必要な人材を育成する教育機関が存在しない場合、「利他の精神」に基づき、その欠如した部分を補完するために、新学部・新研究科を設置してきた。

上記のとおり、法化社会化しつつある愛媛県（松山市）において必要となる能力は、法・判例運用能力（社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力）及び法例立案能力（社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力）である。

歴史的経緯及び地域の必要性に鑑み、本学が「利他の精神」に基づき、上記の能力を備える「法律学に関する高度専門職業人」育成機関として、本研究科を設置する必要性が明確に認められる。

本研究科において獲得できる能力

法・判例運用能力

社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力

法例立案能力

社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力

法科大学院において獲得できる能力

（少なくとも、司法試験合格率を教育の質保証において重視し、司法試験受験時期を既修者 2 年次又は未修者 3 年次前倒しする改正案が提出されている現状を直視した場合）

最適判例適用能力

短時間に、今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力

(8) 本研究科において想定している入学者

本研究科において育成しようとする人材は、「建学の精神に則りアカデミックな研究者の視点を備えた高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材」すなわち「法律学に関する高度専門職業人」である。

そのため、入学者は、法化社会、すなわち、必要最小限の規制以外は自由とし、何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会の深化を前提として、リーガル・マインド（法的思考能力及び法的判断能力）を体得していることが必要となる（学士（法学）程度の能力）。また、多様性のある人材の中で主体的に行動できるために、「社会情勢の把握力」、「柔軟な発想力又は枠組み構想力」、「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」を体得していることが必要となる。

「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）は、次のとおりである。

- ① 入学生は、必要最小限の規制以外は自由とし、何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会（法化社会）の深化を前提としたリーガル・マインド（法的思考能力及び法的判断能力）（学士（法学）程度の能力）を体得している。
- ② 入学生は、多様性のある人材の中で、他者との交流を通じて、自らの意思に基づいて自分自身の価値観を再点検し、主体的に PDCA サイクルを回して、継続的にあるべき主体に変化・確立できる能

力を体得している。

具体的な指標は次のとおりである。

- i 客観的（少なくとも間主観的）に存在すると評価できる社会情勢の把握力
- ii 矛盾し得る情報に接した場面での柔軟な発想力又は枠組み構想力
- iii 研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力

具体的な入学者像は次のとおりである。

本研究科を構成する主要な学生（イメージ）

- a 地方公共団体職員（行政職、警察官など）
- b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者
- c 学生（新卒者・国内外の本学提携大学及び教育機関からの学生）

(9) 本研究科において教育することの意義

I. 地域社会を支える公的セクターに従事する者を「法律学に関する高度専門職業人」として育成する「地域の拠点」

日本社会は法化社会に移行しつつあり質的变化が生じている（設置の趣旨 2 頁「①-2-(1) 日本社会の質的变化— その一つとしての「法化」—とその帰結」参照）。この変化は、愛媛県（松山市）の地域にも及んでいるためその変化を踏まえた地域社会の構築又は再構築が不可避となっている。このような変化に対応した地域社会の構築又は再構築において有用な働きができる人材を育成する「地域の拠点」となり得る。

II. 地域社会の法化を支える職種への進路を拓く「地域の拠点」

大学卒業後、地方公共団体の職員を希望する者や、警察官、司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種の資格取得を希望する者に対して、無味乾燥な概念をひたすら暗記させるのではなく、それぞれの法律を前提として働いている人と席を並べて学習させることにより、地域社会の構築又は再構築において有用な働きができる人材を育成できる「地域の拠点」となり得る。

愛媛県は地域社会の人口構成の変化を念頭におき、中国語（文化）圏との交流を活発に行っている。本学は、平成 30 年 3 月、愛媛県との間で包括連携協定を締結しており、この協定を踏まえて、本法学部は、今まで培った中国語（文化）圏にある大学との学術的交流を基礎として、台湾の自治体との交流の活発化を模索している（設置の趣旨 6 頁「①-2-(4) 愛媛県（松山市）における社会状況の変化と対応—本法学部と地域社会—とその帰結」参照）。

本研究科も中国・台湾等の中国語圏にある協定校からの交換留学生の受入れを考えている。これは、愛媛県（及び本学全体）が示した方向性と軌を一にし、協定校等から受入れをする留学生との交流を通じて、中国語（文化）圏の行動様式や法制度を理解し、国際交流において有用な働きができる人材を育成できる「地域の拠点」となり得る。

本学に本研究科を設置する目的は、社会の変質を支えるための公的部門に重点をおいた人材の育成及び再教育である。平成 28 年に実施した「社会人に対するアンケート（「10. 学生の確保の見通し等を記載した書類」の資料 06）においても「貴学は、経済系の学校として発展してきました。多くの人材を養成してきた歴史には敬意を表したいと思料します。近年我が国では、法社会化が進んでいます。これに対応するためにも学部だけでなく、大学院の設置は誠に心強い感があります。多くの障害はあると思いますが一日も早い大学院の設置を祈念しております。」という回答を得ている。

3. 本研究科の教育目標

(1) 教育目標

本研究科における教育目標は、「建学の精神に則りアカデミックな研究者の視点を備えた高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材」つまり「法律学に関する高度専門職業人」を育成することである。こ

これは「実務経験者に対して、理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育」であるが（中央教育審議会平成17年9月5日答申「新時代の大学院教育」10頁参照）、この点に関して、さらに敷衍して説明することにする。

まず、「法律学に関する高度専門職業人」といえるためには、現行法制度の趣旨を理解し、その趣旨に従った運用ができる能力（学士（法学）程度の能力）が必要である。この点に関して、前述の本研究科を構成する学生（イメージ）のa及びbの入学者は、実務家として業務を遂行していると考えられる。

次に、a及びbの入学者に対して「理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育」について、本研究科が考える内容は次の通りである。

実務家は、業務を遂行するにあたり先例を絶対化してしまう傾向がある。しかし、先例は、その先例が適用されていた社会情勢を前提として導き出された基準である。そうすると、社会情勢が変化した場合、その情勢の変化に従って基準を適切に変更する必要がある。そして、「あるべき基準」（先例とは異なる基準）を構想するためには、その制度の歴史的背景及び比較法的視点を踏まえて、先例を相対化する能力が必要である。先例を相対化できる能力が「実務を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力であり、この能力を有する者が、本研究科が育成を目指す「法律学に関する高度専門職業人」である。本研究科は、このような「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を身に付けさせることをもって、「理論的知識等を体系的に身に付けさせる」教育であると考えている。

cの入学者に対しては、まず、a及びbの入学者とともに学修する機会を提供する。この機会を通じて、cの入学者は、実際に「実務」（具体的な事例やそれに対する処理の方法など）に携わった者にしか知れない現状及び課題を知ることができる。また、学部で学んできた理論と「実務」との乖離を認識し、その乖離を埋めるための方法論的知見を獲得することができる。このようにして、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を有する人材、つまり「法律学に関する高度専門職業人」となることを、本研究科におけるcの入学者に対する教育目標とする。

(2) 学位授与の方針

本研究科の「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は次のとおりである。

- ① 学生は、現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。
- ② 学生は、現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）を得る。
- ③ 学生は、矛盾する制度理解に対して合理的に説明できる枠組み構想力を体得する。

修了要件を設定する上で、まず、入学時の能力水準が問題となるが、ここでは、単に学説において主張され、判例（実務）において具体的に処理されている状況について理解していることを前提とする（詳細は、設置の趣旨9頁「①-2-(8)本研究科において想定している入学者（アドミッション・ポリシー）」に譲る）。本研究科において、学生は、判例（実務）の解決策（枠組み）の在り方と、それに対する学説の在り方について理解する。まず、具体的な問題解決に対して、判例がなぜ現在の判断基準を採用するようになったのか、あるいは、（行政）実務がなぜ現在の判断基準を採用するようになったのかについて理解する。次に、当該問題を解決する上で、現在の判例（実務）の運用がそれを採用した根拠に照らして合理的であるか否かについて批判的に検討する。この検討において明らかとなった判例及び実務の運用とその根拠との関係の齟齬等の問題点について、学説から主張されている提案を踏まえて、運用の変更、さらには、法改正を含めた制度の変更の必要性和許容性を考察する。以上3つの段階を経て、学生は「判例（実務）の解決策（枠組み）の在り方と、それに対する学説の在り方について理解する」ことになる。これは、学生が「現在の実務的処理を再構築する方法論的知見を獲得する過程」である。そして、このような過程を経て獲得された能力は、「社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力」（法・判例運用能力）及び「社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力」（法例立案能力）につながるものである。

本研究科では、上記の過程を経て得た方法論的知見を主体的に活用できる能力（法・判例運用能力及び法例立案能力）を有する人材を、校訓「三実」の理念に基づき育成することを目標とするものである。

(3) 本研究科において育成する人材

I. 地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野において活躍できる人材

日本社会の質的变化に伴い、現実に行われている実務的対応を前提として（法・判例運用能力）、この対応では問題を解消することができない事象の存在や実務的対応の限界を認識し、この限界を立法論的な手法により乗り越えることができる方策を主体的に探究できる能力（法例立案能力）を有する人材を育成する。

「実務的対応」とは、現在、地方公共団体で行われている手続及び段取りを意味し、現実的な実践として日々の業務が「滞りなく」遂行されている。この「滞りなく」が「誰にとっても」「滞りなく」であるのか、「地方公共団体」にとっただけの「滞りなく」なのかについては、検証する必要がある。

近代社会において、地方公共団体を含めた公的機関は、主権者たる国民の利益のために存在する。地方公共団体の存在根拠を念頭におけば、国民の利益となっていない制度は不断に見直し再検討をする必要がある。さらに、司法制度改革以降、日本社会は、「法の精神、法の支配がこの国の血となり肉となる」こと、つまり「『この国』がよって立つべき」「自由と公正を核とする法（秩序）」があまねく国家及び社会に浸透し、国民の日常生活に息づいているものが目指されることとなった。

また、地方分権改革も進められ、国と地方自治体の役割が不断に見直されるようになってきている。地域社会のことは地域社会の構成員（住民）が決めるという住民自治の観点が強まると同時に、地域社会の事務を取扱う地方自治体の団体自治の観点も強まっている。このような状況下において、地方公務員が行う業務は質量ともに増大せざるを得ない。地方公共団体の職員は、国からの指針に従って法律を執行するという従来型の活動だけでなく、地域社会の実情の変化（地域社会の構成員の変化は、年齢構成の変化（少子高齢化）のほか、中国語（文化）圏などからの流入人口や交流人口の増加（国際化）等を含む）に応じて、指針を応用させていく能力が必要になってきている（法例立案能力）。また、新たな行政活動として、地域社会の構成員（住民）と連携をしながら地域社会の実情の変化に応じた政策を展開していく機会が増えている。その際に、現行法制度の枠内でいかなる手段を用いることができるのかを考える能力が必要になる（法・判例運用能力）。そして、現行法制度では対処できないときには、首長及び議会と連携しながら、新たな条例の制定に取り組むことも必要となるであろう（法例立案能力）。その際に、地方公務員は常に法律と条例の関係、法律（条例）と政策（国全体や地域の実情の変化を受けて対応できる方策）の関係を意識できるようになっていなければならない。さらには、法律的な考え方を身に着けた社会の構成員（住民）が増えれば、住民同士又は住民と地方公共団体との間で、地域社会の構成員が変化することに伴い紛争が発生することも考えられる。その際に、公務員には、法律の枠組みに沿った解決方法を提示できる能力というものも必要になる（法・判例運用能力）。本研究科では、住民にとって、地方公共団体とはどのような存在かについて、真理の探究（校訓「三実」の「真実」 真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求めめる態度である。）に基づいて得られた知見に基づき、それをどのように現実化するか（校訓「三実」の「実用」 実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。）について主体的に学び取ることができる能力を有する人材を育成することを目指しており、これは、校訓「三実」の理念を踏まえた目標設定である。

II. 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材

日本社会の質的变化に伴い、現実に行われている実務的対応では問題を解消することができない事象の存在や実務的対応の限界を認識し、この限界を解釈論的な手法により乗り越えることができる方策を主体的に探究できる能力（法・判例運用能力）を有する人材を育成する。

上記のとおり、司法制度改革以降、日本社会は、「法の精神、法の支配がこの国の血となり肉となる」こと、つまり「『この国』がよって立つべき」「自由と公正を核とする法（秩序）」があまねく国家

及び社会に浸透し、国民の日常生活に息づいているものが目指されることとなった。このような社会では、紛争が生じた場合、最終的には、裁判を通じて法的処理がなされることになるが、常に裁判による解決がベストであるわけでもない。最終的には裁判を通じた法的処理となるにしても、その前段階でできる方策があり得ないのかを考える能力（法・判例運用能力）が重要となる。

例えば、社会保険労務士は、昭和43年施行の社会保険労務士法に基づく専門職であるが、その基本となる業務は、これまでは、同法第2条第1項第1号から第1号の3及び第2号所定の申請書等の作成や、手続の代行、事務代理であった。しかし、近年においては、同法第2条第1項第3号所定の労務コンサルティング業務が比重を占めるようになっており、労働関係法令の改正に合わせて適法な労務管理を行うための制度構築や、制度に合わせた就業規則等の社内規定の整備が、その重要業務となっている。また、個々の労働者とのトラブルも多発するようになっており、同法第2条第1項第1号の4から第1号の6所定の行政型ADR及び民間型ADRにおける代理行為も、社会保険労務士としての業務として、その重要性を増してきている。

本研究科では、労使双方にとって、あるべき解決策は何かについて、真理の探究（校訓「三実」の「真実」 真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。）に基づいて得られた知見に基づき、それをどのように現実化するか（校訓「三実」の「実用」 実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。）について主体的に学び取る人材を育成することを目指しており、これは、校訓「三実」の理念を踏まえた目標設定である。

社会保険労務士法

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律百二十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律百二十三号）第七十四条の七第一項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律百十三号）第十八条第一項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十五条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が百二十万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律百五十一号）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものを行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

Ⅲ. まとめ

本研究科が想定する入学者は、地方公共団体職員、司法書士、行政書士又は社会保険労務士などの実務経験者、一般社会人（本学職員を含む）及び新卒の学生という3つの類型に分けることができる。また、直接の人材育成としては目標として掲げることはしないが、交流協定校からの留学生を積極的に受け入れることも考えている。それゆえ、実務経験者、一般社会人、新卒の学生及び留学生が一堂に会することによって、異なる文化的背景を持つ者が主体性をもって協働できる環境を想定することができるが、このような環境において、校訓「三実」の「忠実」（忠実：人に対するまことである。人のために因っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。）を実現できると考えている。

(4) 修了生の進路

本研究科の修了生の進路としては、第1に、本研究科への入学者は、半数程度が実務経験者であることを想定しているため、その進路は、現在の職場に在籍又は復帰ということが考えられる。

第2に、地方公共団体の職員を希望する者や、司法書士、行政書士及び社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種資格取得を希望する者がその目標に従って、試験を受験し、目標となる職種に進むことが考えられる。

第3に、企業への就職を希望する者は、高度な法運用能力を有するため、その能力を使う民間企業があれば有利に就職活動を展開することができる。

より具体的には、次のとおりである。

本研究科を構成する学生（設置の趣旨9頁「①-2-(8) 本研究科において想定している入学者」参照）におけるaの地方公共団体職員（行政職、警察官など）については、修学部分休業制度を用いるなど地方公共団体職員としての地位を保持したまま学修することが予定されているため、本研究科を修了した後は、地方公共団体職員として業務にあたることになる。

bの司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者についても、司法書士、行政書士、社会保険労務士及び本学職員を含む現在の業務を継続しつつ学修することが予定されているため、本研究科を修了した後は、継続している司法書士、行政書士、社会保険労務士及び本学職員を含む等の業務にあたることになる。

cの学生（新卒者）については、基本的には、地方公共団体又は司法書士、行政書士及び社会保険労務士等社会の法化を支える職種への就職を目指し、場合によっては、民間企業への就職を目指すことになる。

なお、「10. 学生の確保の見通し等を記載した書類21頁(2)～(5) 地方自治体との連携」でも記載しているように、「日本の財政状況が悪化していく中、即戦力が求められる時代にある。現場での法的運用能力や実践力は特に必要と思われるが、就職時期まで活かされないのは、もったいない。大学院で学ぶときから、積極的に社会に触れていけるような連携やアイデア創出等も期待したい。」（地方公共団体）という指摘があった。この指摘は、学生の就職を考える場合でも、地域との連携を図る上でも重要な指摘であると考えられる。現在、本法学部では、「自治体リレー講座」を開講し、愛媛県内の地方自治体から講師派遣を仰ぎ、地方自治体の在り方について多角的に知見を得る機会を設けるなど、積極的に地方自治体等と連携を図る枠組みの構築を行っている。

さらに、学生の中に研究者を目指したいと考える者がいれば、そのような学生に対しては、学生の意向を慎重に考慮して、博士後期課程を設置している大学院への進学支援を行う予定である。

② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学では、法科大学院及び法学研究科博士後期課程の設置は予定していない。本研究科修士課程の教育研究に専念し、その充実・強化を図ろうとするものである。

なお、本研究科は、基本的には「法律学に関する高度専門職業人」の育成を目的としているが、さらに高度な専門性を身につけ、研究者を志す学生の受入れを拒むものではない。本研究科の学生が、修士課程において法学研究を進めた結果、博士後期課程への進学を希望することになった場合は、他大学等の大学院博士後期課程（具体的には、指導教員の出身大学大学院、非常勤講師を依頼している教員の本務大学大

学院)への進学のために必要な指導を行う。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

大学院研究科専攻名	修業年限	入学定員	収容定員	学位	備考
法学研究科 法学専攻 修士課程	2年	3名	6名	修士 (法学)	基礎となる学部・学科 法学部法学科 入学定員 210名 収容定員 840名 ※平成32年入学者より入学定員215名、収容定員860名に変更の認可申請予定。

研究科の名称は、「法学研究科 (Graduate School of Law)」とし、専攻の名称は、「法学専攻 (Master's Program in Law)」とする。学位の名称は、「修士 (法学) (Master of Laws)」とする。

本研究科の教育目標は、「法律学に関する高度専門職業人」の育成である。したがって、本研究科の名称は、「法学研究科」とし、専攻名称は、「法学専攻」とした。その結果、授与される学位の名称は、「修士 (法学)」となる。

また、入学定員について、四国ロースクールの入学定員は当初30名であったが、平成22年度から20名に削減され、最終年度となる平成26年度の入学者数は3名であったこと、また「10. 学生の確保の見通し等を記載した書類 (1)-①-イ定員充足の根拠となる客観的なデータ (調査結果) の概要」で記載しているように、本法学部に在籍する1年次から4年次までの学生並びに行政書士会、社会保険労務士会、愛媛県、市長会構成団体及び町村会構成団体に属する社会人を対象とした3年間のアンケートの結果、毎年安定した志願者がおり、「ぜひ進学したい」又は「進学したい」と答えた者が、3名を超えていること勘案し入学定員3名が妥当であるという結論に達した。また、平成27年12月24日付で愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県行政書士会、愛媛県社会保険労務士会の4団体より、「松山大学大学院法学研究科の設置に関する要望書」による設置要請がなされ、地域の法化を支える法制面での高度な人材を育成するための教育が望まれていることが記されており、3名の定員を充足できると考えている。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色 (教育研究の柱となる領域 (分野) の説明も含む。)

1. 教育研究の柱となる領域 (分野)

本研究科の柱となる研究領域 (分野) として、立法行政分野と司法制度分野とがあり、法例立案能力及び法・判例運用能力を体得するために必要となる視点を提供する。

本研究科では、上記の分野ごとに科目群を設定しているが (「立法行政科目群」と「司法制度科目群」) が、この科目群の分類については、芦部説 (憲法学説) によっている。すなわち、芦部説は、統治機構を政治部門 (立法及び行政) と非政治部門 (司法) に分けるが、この機能分化は、統治機構が異なる視点から国民の権利保護のために判断を下し、仮に他部門の判断が妥当でない場合、その誤りを是正する措置をとることができるとする発想に基づくものであり、本研究科の科目群設定についても、国民の権利保護の視点から構築するものとする。そして、この科目群と学生が体得すべき能力としての「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」との関係についていえば、「立法行政科目群」の履修によって、概ね「法例立案能力」を体得でき、「司法制度科目群」の履修によって、概ね「法・判例運用能力」を体得できる。

法例立案能力及び法・判例運用能力の体得との関係で重要となる視点 (科目群)

科目群と関連が強い能力

立法行政科目群：法例立案能力

司法制度科目群：法・判例運用能力

2. 教育課程編成の考え方及び概要

(1) 教育課程編成の考え方

本研究科の教育目標は、「法律学に関する高度専門職業人」の育成であり、この目標を達成するため、学生の希望する進路に応じて、法・判例運用能力及び法例立案能力を育成する教育課程の編成を行なっているが、「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）及び「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）との関係について示す。

まず、「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）及び「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）は次の通りである。

「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は次のとおりである。

- ① 学生は、現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。
- ② 学生は、現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）を得る。
- ③ 学生は、矛盾する制度理解に対して合理的に説明できる枠組み構想力を体得する。

「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）は次のとおりである。

- ① 現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供
- ② 現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）の提供
- ③ ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供

次に、各科目と「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）の関係であるが、「研究」特講科目の学修は、ディプロマ・ポリシー①の体得のために行われ、「特論」特講科目の学修は、ディプロマ・ポリシー②の体得のために行われる。そして、「総論」科目は、「研究」特講科目、「特論」特講科目及び課題「演習」科目の学修の前提となるものであるが、ディプロマ・ポリシーとの関係でいえば、主にディプロマ・ポリシー①及び②の体得のために行われる。さらに、課題「演習」科目は、「総論」科目、「研究」特講科目及び「特論」特講科目と並行して実施されるが、それぞれの科目で学修する能力を総合するものとして、主にディプロマ・ポリシー③の体得を目指すものとなっている。

また、各科目と「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）の関係であるが、カリキュラム・ポリシーは、学生が「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に基づく基準を体得するために設定しているので、この方針に基づき、各科目の学修内容と指導方針が決まる。すなわち、「研究」特講科目の学修内容は、主にカリキュラム・ポリシー①の情報提供を行い、その方法は、カリキュラム・ポリシー③に基づいて行われる。「特論」特講科目の学修内容は、主にカリキュラム・ポリシー②の情報提供を行い、その方法は、カリキュラム・ポリシー③に基づいて行われる。そして、「総論」科目は、「研究」特講科目、「特論」特講科目及び課題「演習」科目の学修の前提となるものであるが、その学修内容は、主にカリキュラム・ポリシー①及び②の情報提供を行い、その方法は、カリキュラム・ポリシー③に基づいて行われる。最後に、課題「演習」科目は、「総論」科目、「研究」特講科目及び「特論」特講科目と並行して実施されるが、それぞれの科目で学修する能力を総合するものであるから、その学修内容は、カリキュラム・ポリシー①及び②の情報提供を行い、その方法は、カリキュラム・ポリシー③に基づいて行われる。

ディプロマ・ポリシー (DP) 及びカリキュラム・ポリシー (CP) との関係で重要となる視点
(科目の種類)

各科目と関連が強い DP 及び CP

総論科目	DP①及び②	CP①、②及び③
研究特講科目	DP①	CP①及び③
特論特講科目	DP②	CP②及び③
課題演習科目	DP③	CP①、②及び③

(2) 教育課程編成の概要

本研究科の教育目標（「法律学に関する高度専門職業人」の育成）を達成するためには、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を育成することが最重要であるといえる。そこで、これを達成するために、共通科目、基幹科目、関連科目及び演習科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成している（さらに、設置の趣旨 29 頁以下（「履修モデル及び時間割」⑥-3-(3)を参照）。以下具体的に説明する。

I. 共通科目

共通科目は、全ての修了生に必要な基礎的能力を育成するための科目として配置する。これは、総論科目である。共通科目と関連性の強い DP は、①「学生は、現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。」及び②「学生は、現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）を得る。」であり、関連性の強い CP は、①「現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供」、②「現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）の提供」及び③「ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、共通科目が、CP①、CP②及び CP③に沿って実施されることにより、DP①及び DP②を達成することになる。

II. 基幹科目

基幹科目は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置する。これは、原則として、研究特講科目である。基幹科目と関連性の強い DP は、①「学生は、現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。」であり、関連性の強い CP は、①「現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供」及び③「ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、基幹科目が、CP①及び CP③に沿って実施されることにより、DP①を達成することになる。

III. 関連科目

関連科目は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「展開的な部分」に関する科目として配置する。これは、原則として、特論特講科目である。関連科目と関連性の強い DP は、②「学生は、現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）を得る。」であり、関連性の強い CP は、②「現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）の提供」及び③「ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、関連科目が、CP②及び CP③に沿って実施されることにより、DP②を達成することになる。

IV. 演習科目

演習科目は、論文を執筆するための学生の研究をサポート（伴走）し、理論的に又は実践的に指導する科目として配置する。これは、課題演習科目である。演習科目と関連性の強い DP は、③「学生は、矛盾

する制度理解に対して合理的に説明できる枠組み構想力を体得する。」であり、関連性の強いCPは、①「現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供」、②「現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）の提供」及び③「ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供」である。すなわち、演習科目が、CP①、CP②及びCP③に沿って実施されることにより、DP③を達成することになる。

(3) 科目群の設定

科目群の設定については、統治機構を政治部門（立法及び行政）と非政治部門（司法）に分ける芦部説（憲法学説）を前提としている。この機能分化は、統治機構が異なる視点から国民の権利保護のために判断を下し、仮に他部門の判断が妥当でない場合、その誤りを是正する措置をとることができるとする発想に基づく。

(4) 実務系科目の設定

本研究科は、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を育成することが最重要であると考え、その達成のために、共通科目、基幹科目、関連科目及び演習科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成している。それゆえ、本研究科を修了することにより、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」から見る能力を備えることができる。

さらに、「法・判例運用能力」（社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力）の育成を目的とする科目群及び「法例立案能力」（社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力）の育成を目的とする科目群の中には、それぞれ、実務に根ざした内容を含む科目が含まれている。

○実務に根ざした「法・判例運用能力」の育成を目的とする科目

「法・判例運用能力」（社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力）の育成を目的とする科目のうち、とくに実務に根ざした内容を含むものとして、次の科目がある。

共通科目「司法制度総論特講」（オムニバス）

関連科目司法制度科目群「訴訟法研究特講」

演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（高橋正教授担当）」

基幹科目司法制度科目群「労働法研究特講」

関連科目司法制度科目群「労働法特論特講」

演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（村田毅之教授担当）」

共通科目「司法制度総論特講」（オムニバス）、関連科目司法制度科目群「訴訟法研究特講」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（高橋正教授担当）」は、長年に亘る裁判官及び弁護士としての実務経験を有する教員が担当し、基幹科目司法制度科目群「労働法研究特講」、関連科目司法制度科目群「労働法特論特講」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（村田毅之教授担当）」は、社会保険労務士総合研究機構所長などを務める教員が担当する。

本研究科が育成を目指す人材の柱の一つが「Ⅱ. 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材」である。

まず、「司法制度総論特講」及び「訴訟法研究特講」は、上記のとおり、裁判実務経験豊富な教員が担当するので（ただし、「司法制度総論特講」はオムニバス講義であるため、実務経験豊富な教員が担当するのは、その一部となる）、学生は、本科目を受講することによって、「具体的な紛争において、裁判所がどのような視点から紛争を観察し、それを踏まえてあるべき解決の方向性を掴んでいくか？」を体感でき、それを前提として、裁判所による紛争解決になじむ事案とそうではない事案とを峻別する能力を修得でき

る（高橋正教授を指導教授とし、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ」を履修した場合、より詳細かつ具体的な議論をすることができる）。

また、「労働法研究特講」及び「労働法特論特講」は、上記のとおり、社会保険労務士総合研究機構所長を務める教員が担当するので、学生は、本科目を受講することによって、社会保険労務士業務に関する最新の方向性を前提とした思考方法を修得できる（村田毅之教授を指導教授とし、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ」を履修した場合、より詳細かつ具体的な議論をすることができる）。

したがって、共通科目「司法制度総論特講」（オムニバス）、関連科目司法制度科目群「訴訟法研究特講」、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（高橋正教授担当）」、基幹科目司法制度科目群「労働法研究特講」及び関連科目司法制度科目群「労働法特論特講」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（村田毅之教授担当）」を受講することによって、実務に根ざした「法・判例運用能力」を育成することが可能となる。それゆえ、「法・判例運用能力」を育成するための特別な実務系科目を独立して設定してはいない。

○実務に根ざした「法例立案能力」の育成を目的とする科目

「法例立案能力」（社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力）の育成を目的とする科目のうち、とくに実務に根ざした内容を含むものとして、次の科目がある。

基礎科目立法行政科目群「行政法研究特講」
関連科目立法行政科目群「行政法特論特講」
演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（倉澤生雄教授担当）」
演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（妹尾克敏教授担当）」

基礎科目立法行政科目群「行政法研究特講」、関連科目立法行政科目群「行政法特論特講」、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（倉澤生雄教授担当）」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（妹尾克敏教授担当）」は、現在愛媛県及び愛媛県内の多くの市、町に設置される各種委員及び委員長を務めている教員が担当する。

本研究科が育成を目指す人材の柱の一つが「Ⅰ．地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野において活躍できる人材」である。「行政法研究特講」、「行政法特論特講」、「課題演習Ⅰ～Ⅳ（倉澤生雄教授担当）」及び「課題演習Ⅰ～Ⅳ（妹尾克敏教授担当）」は、上記のとおり、現在多くの自治体に設置される各種委員及び委員長を務めている教員が担当する。自治体に設置される各種委員会の委員又は委員長を務める中で、当該自治体の抱える政策課題、財政事情、国の政策との調整という現場に直接触れてきている。そして、委員会答申という形で、当該自治体の執行機関に対し具体的な提言を行ってきている。さらに、妹尾教授は、下記に示すような条例のコーディネーターとして参与し、条例の立案から成立までに関わった関係者の機微にも通じているため、同教授を指導教授として、「課題演習Ⅰ～Ⅳ」を履修した場合、学生は形式的な条文立案能力以上の実践的な知見を得ることができる。

したがって、基礎科目立法行政科目群「行政法研究特講」、関連科目立法行政科目群「行政法特論特講」、演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（倉澤生雄教授担当）」及び演習科目「課題演習Ⅰ～Ⅳ（妹尾克敏教授担当）」を受講することによって、実務に根ざした「法例立案能力」を育成することは可能であると考えられる。それゆえ、「法例立案能力」を育成するために特別な実務系科目を独立して設定してはいない。

妹尾克敏教授が関与した条例
「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」
「松山市歩きたばこ禁止条例」
「松山市放置自転車禁止条例」
「西条市地下水保全条例」

(5) 履修科目の決定

履修科目の決定について、学生は、指導教員及び副指導教員と相談し、指導教員の許可を得て履修登録

を行う仕組みとなっている。これは、学生が、指導教員及び副指導教員と相談せず、無断で履修登録を行った結果、修士論文執筆に関して合理的ではない科目を履修する事態が生じない仕組みとなっていることを意味する。

(6) カリキュラム編成

カリキュラム編成については、以下のとおりとする。

【本研究科法学専攻のカリキュラム】(資料03)

		科目名		単位	開講セメスター			
					1	2	3	4
共通科目 必修◎		人権論総論	特講	2	◎			
		司法制度総論	特講	2	◎			
基幹科目 選択必修○	立法行政科目群	憲法研究	特講	2	○			
		行政法研究	特講	2	○			
		比較制度史研究	特講	2		○		
	司法制度科目群	刑法研究	特講	2	○			
		民法研究	特講	2	○			
		企業法研究	特講	2		○		
		労働法研究	特講	2		○		
関連科目 選択●	立法行政科目群	憲法特論	特講	2		●		
		行政法特論	特講	2		●		
		比較自治制度特論	特講	2			●	
		比較制度史特論	特講	2			●	
		比較制度特論	特講	2			●	
	司法制度科目群	刑法特論	特講	2		●		
		訴訟法研究	特講	2			●	
		刑事政策特論	特講	2			●	
		民法特論	特講	2		●		
		労働法特論	特講	2			●	
演習科目 必修◎	課題演習Ⅰ			2	◎			
	課題演習Ⅱ			2		◎		
	課題演習Ⅲ			2			◎	
	課題演習Ⅳ			2			◎	

講義科目：特講 総論：近代社会を支える基本概念（研究及び特講科目の前提）にかかわる科目

演習科目：課題演習 研究：基礎的な事項にかかわる科目 特論：先端的展開的又は背景的な事項にかかわる科目

【法学研究科カリキュラムマップ】

年次	科目	司法制度科目群		立法行政科目群	
2年次	関連科目	訴訟法研究特講	労働法特論特講	比較自治制度特論特講	比較制度特論特講
		刑事政策特論特講	—	比較制度史特論特講	—
	演習科目	課題演習Ⅲ・課題演習Ⅳ			
1年次	関連科目	刑法特論特講	比較法特論特講	憲法特論特講	—
		民法特論特講	—	行政法特論特講	—
	基幹科目	刑法研究特講	企業法研究特講	憲法研究特講	比較制度史研究特講
		民法研究特講	労働法研究特講	行政法研究特講	—

	共通科目	人権論総論・司法制度総論
	演習科目	課題演習Ⅰ・課題演習Ⅱ

科目群と関連が強い能力

立法行政科目群：法例立案能力

司法制度科目群：法・判例運用能力

各科目と関連が強いDP及びCP

総論科目 DP①及び② CP①、②及び③

研究特講科目 DP① CP①及び③

特論特講科目 DP② CP②及び③

課題演習科目 DP③ CP①、②及び③

本研究科において獲得できる能力

法・判例運用能力

社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力

法例立案能力

社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力

「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）

- ① 学生は、現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知識を得る。
- ② 学生は、現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）を得る。
- ③ 学生は、矛盾する制度理解に対して合理的に説明できる枠組み構想力を体得する。

「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー：CP）

- ① 現行法制度（判例を含む。）の前提となる法理論及び法原理と現行法制度への発現に関する正確な知見の提供
- ② 現行法制度とは異なる発現の在り方の可能性に対する枠組みに関する知見（現行法制度に批判的な学説に関する知見）の提供
- ③ ソクラテスメソッドを用いた多様な考えを主張し相互に影響を与えることによって、それまでに形成した価値観を見直す機会の提供

3. 履修方法及び修了要件について

(1) 履修方法（学修手順を含む）について

I. 履修科目と年次進行の関係

本研究科の入学定員は3名としているが、その内半数程度が実務経験者であることを想定している。実務経験者は、法化社会化しつつある日本において実務経験を積んでいるが、「理論と実務の乖離」（法律の建前どおり厳密に運用すると、実務的には大きな支障が生じる場合が存在する。）に関する意識が十分ではない場合もあることに鑑み、学生全員に対し、第1 Semesterで共通科目として、法化社会化した日本において地域社会を支える資質を育成するために、「人権論総論特講」（2単位）及び「司法制度総論特講」（2単位）の修得を必修として課している。

また、第1、第2及び第3 Semesterにおいて、学生には、指導教員の「課題演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を必修として課し、指導教員の指導のもと、研究課題を決定させると共に、研究課題に従った科目を、指導教員の許可を得た上で、基幹科目及び関連科目の中から履修登録を行わせる。基幹科目には、本研究科の教育理念を達成するために重要な課題を扱っている「憲法研究特講」、「行政法研究特講」、「比較制度史研究特講」、「刑法研究特講」、「民法研究特講」、「企業法研究特講」及び「労働法研究特講」を選択必修科目として配置している。

第4セメスターにおいて、学生には、指導教員の「課題演習Ⅳ」を履修させ、指導教員から、修士論文の完成に向けた指導を行い、修士論文の提出を行わせる。

以上のように、第1セメスターから第4セメスターまでの全セメスターにおいて、指導教員（副指導教員）から学生に対して順次的かつ段階的（さらに体系的）な指導を適切に行うことによって、学生が「高度な法的専門能力」を育成できる体制を整える予定である（指導教員と副指導教員の関係については、Ⅲを参照）。

Ⅱ. 学生が行う順次的かつ段階的（さらに体系的）な学修手順⁸

- (ア) 学生は、法理論及び法原理を確認する。⁹
- (イ) 学生は、法理論及び法原理が法制度及び法解釈（判例・通達などの実務的運用）においてどのように具体化しているかを確認する。
- (ウ) 学生は、学説からの批判的検討を踏まえて具体化された法解釈及び法制度を前提とした場合生じ得る問題点や不合理な結論を確認する。
- (エ) 学生は、問題点について、学説からの提案を踏まえて、法理論及び法原理を起点として別の解決策を提示する。
- (オ) 学生は、自身が示した「別の解決策」によって生じ得る問題点を点検する。
- (カ) 学生は、生じ得る問題点が許容できるか否かを検討する。

Ⅲ. 教員による学修支援体制

本研究科は、(ア) から (カ) までの各段階において、学生が順次的かつ段階的（さらに体系的）に学修を進めるために、学生の学修の伴走者として指導教員（副指導教員）を配置する。

i) 指導教員及び副指導教員の位置づけ

指導教員は、学生の論文指導に関する第一次的な責任を持つ者である。副指導教員は、学生の研究に複眼的な視点を提供するために、指導教員と協力して学生指導に当たる者である。敷衍すると次のようになる。

本研究科に入学を許可された者は、希望指導教員名（必須）及び希望副指導教員名（任意）を申請することになっているが、副指導教員を申請できる理由は、学生が自己の研究内容に関して複眼的な視点から指導を受けることができる指導体制とするためである。任意的な申請にとどめていることからわかるように副指導教員は学生指導に関する最終的な責任者ではない。最終的に責任を持つのは指導教員である。したがって、履修登録を最終的に指導する者、1年次終了時点における研究進捗状況の報告を行う相手及び学生の論文題目を研究科長に提出する者は、指導教員である。

ii) 学生の履修科目選定における指導教員及び副指導教員の位置づけ

履修科目選定について、学生は、指導教員（副指導教員）と相談し、指導教員の承認を得て履修登録を行う仕組みとなっている。したがって、学生は、指導教員（副指導教員）と相談せず、無断で履修登録を行った結果、修士論文執筆に関して合理的ではない科目を履修する事態が生じない仕組みとなっている。

⁸ (ア) から (エ) までは、修了までに実施すべき課題となり、(オ) 及び (カ) は、展開的な課題である。

⁹ 法理論及び法原理は、近代法を前提とする実体法分野における基本的な概念及び仕組みを指す。敷衍すると、基本的人権、民主主義、立憲主義等は、法分野においては基本的な概念となっているが、これに加えて、学生が修士論文を執筆する際に必要となる基本的な概念を指す。

(2) 修了要件について

共通科目	必修科目	4単位	「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」
演習科目		8単位	課題演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
基幹科目	選択必修科目	6単位	「憲法研究特講」「行政法研究特講」「比較制度史研究特講」「刑法研究特講」「民法研究特講」「企業法研究特講」及び「労働法研究特講」から3科目。 ただし、6単位を超えて取得した単位は、関連科目の12単位に含めることができる。
関連科目	選択科目	12単位以上	
合計		30単位以上	

修士課程の標準修業年限は、2年とする。修士課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4. 教育課程の特色

(1) 法化社会化した社会を支える人材の育成に必須となる科目を必修化

本研究科では、「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」を必修科目としているが、これは、法化社会化しつつある日本及び地域社会の変質を踏まえた科目設定である。すなわち、法化社会では、法的関係を基礎として構築されている。言い換えると、法化社会では、これを構成する法人格を与えられている単位（自然人・法人）の関係性は、権利・義務という視点から、法律の作法に従って構築されるため、必要最小限の規制以外は自由とし、問題解決につき憲法と法律に基づいて処理されることになる。したがって、法化社会を支える人材は、法的思考能力及び法運用能力を体得している必要がある。

このような見地に立ち、「人権論総論特講」では、近代社会における立憲主義の意義を踏まえて、「人権は、どのような条件のもとに、どのような意味において、可能であるのか」を総合的に研究する。「司法制度総論特講」では、近代立憲主義を前提として「国家と個人の関係を規律する公法領域に属する刑事法」と「個人と個人の関係を規律する私法領域に属する民事法」がどのような仕組みになっており、さらにどのような機能を有しているかについて確認する（「必要最小限の規制以外は自由とし、問題解決につき憲法と法律に基づいて処理される」社会において、司法制度つまり（刑事・民事）裁判制度の仕組みを理解することは、法化社会を支える人材にとって必須である）。そして、必修科目として設定された講義において、学生は、現在「当然の前提」として考えられている「人権」や「司法制度」が「なぜ必要となり、どのような経緯を経て、獲得されるに至ったのか」を追体験することになるが、この経験が法学を研究する上で必要となる「『当然』を疑う」という視点の獲得につながる。

(2) 学生の希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を育成する基幹科目及び関連科目

本研究科では、共通科目（必修科目）を4単位、基幹科目（選択必修科目）を6単位とし、学生の希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を育成する教育課程を履修できる仕組みにしている。

上記のとおり「本研究科において育成する人材」としては、Ⅰ. 地方公共団体職員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野において活躍できる人材、Ⅱ. 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材である。このような人材を育成するためには、基本的な部分として共通科目及び基幹科目（選択必修科目）を、指導教員の指導のもと、学生の希望に応じ法・判例運用能力及び法例立案能力を育成する科目が履修できる制度を整えることが重要であると思料し、基幹科目及び関連科目を設定した。

(3) 比較法特論特講の設定

本法学部には、2名の中国法に堪能な教員が在籍している。また、平成24年度から台湾の大学を中心に、中国大陸の大学とも定期的に学術交流を行っており、平成29年9月から1年間、前述の教員のうち1名が中国の大学に留学した。さらに、平成26年度に台湾玄奘大學法律學系 (Departments of Law, Hsuan Chuang

University) との間で、学術交流協定及び交換留学協定を締結し、本協定に基づき、平成 27 年 9 月から 1 年間、同大学の学生を交換留学生として受入れ、平成 28 年 9 月から 1 年間、本法学部の学生を玄奘大學法律學系に交換留学生として派遣した。

このように、本法学部は中国及び台湾との交流を推進しているが、本学の立地条件を考慮すると、中国及び台湾との交流を念頭においた学術交流を推進することは、本研究科の学生にとってもよい相乗効果が期待できる。中国及び台湾は、松山と比較的近い位置関係にあるが（設置の趣旨 6 頁「①-2-(4) 愛媛県（松山市）における社会状況の変化と対応—本法学部と地域社会—とその帰結」参照）、中国及び台湾と日本では、行動規範や文化規範が大きく異なる。それゆえ、中国及び台湾からの留学生が存在する教室は、「行動規範が異なる者同士がどのようにすれば、軋轢を生むことなく、生活することができるか」を体験する場になる。すなわち、このような教室では、行動規範が異なるため、そこに参加する学生間において何らかの軋轢が生じることも予想されるが、どのような方法を用いれば、両者の間に新たな行動規範が生まれるかについて身をもって体験できるということである。

ただし、上記のような体験は、中国及び台湾からの留学生が存在する場合、他の講義科目においても実現可能であるが、比較法特論特講では、中国及び台湾における法制度について講義することが予定されているため、他の科目にはない効果が期待できる。すなわち、中国及び台湾における法制度において生活している学生から、実体験に基づく中国及び台湾における法制度の諸相に関する情報提供を受けることができる点である。もちろん、担当教員自身が「実体験に基づく中国及び台湾における法制度の諸相」についての情報提供を行うことは可能である。実際に担当教員の一人は、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月まで中国海洋大学に留学してきた。さらに、留学生がいる場合、年齢や地域の差異によって、体験する内容が異なっていると考えられる。それゆえ、留学生からの情報提供を得ることによって、複眼的な視点から中国及び台湾における法制度の諸相を体験することができることになる。つまり、比較法特論特講では、中国及び台湾における法制度を学修する機会を提供するだけでなく、実際に、そのような法制度において生活している者の体験に基づいた情報提供を得ることが可能となる点に特徴がある。

(4) 演習科目の設定

本研究科では、全セメスターにおいて、演習科目を設定している。

日本の法学部では、東京大学法学部以下卒業要件として卒業論文を科す大学は少ない。そのため、法学部出身者は、「修士論文」が初めての「論文」執筆の経験であると思料されることから、学生が適正な法学の論文を執筆するためには、指導教員が、執筆に関するごく基本的なルールを丁寧に指導する必要がある（指導教員による伴走）。そこで、本研究科では、指導教員による論文指導を実質化するために、全セメスターにおいて、指導教員による演習を必修化している。

第 1 セメスター	課題演習 I
第 2 セメスター	課題演習 II
第 3 セメスター	課題演習 III
第 4 セメスター	課題演習 IV

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 特色

本研究科の教育目標を達成するために、次のような視点から、教員組織の編成を行っている。

具体的には次のとおりである。

法例立案能力の教授に直接かわる構成員（主に、立法行政科目群担当教員）

本研究科の基礎学部となる本法学部では、地方自治体、行政書士会及び社会保険労務士会と緊密に連携をとっている。それゆえ、構成員の中には、近隣の自治体の各種委員及び委員長、初任者研修・ステージアップ研修の講師に就任している者もいるが、これらの構成員は、自治体の体制及び自治体職員の実態について明確に認識し、的確に指導する能力がある。さらに、社会保険労務士総合研究機構所長に就任している者は、社会保険労務士に関する法制度の運用及び改正についての的確に認識した上で、その経験に基づいた研究活動（著書・論文の執筆を含む）が展開されている。

以上から、機関として、学生に対して、法例立案能力を教授することができる。

法・判例運用能力の教授に直接かかわる構成員（主に、司法制度科目群担当教員）

刑事法を主専攻とする構成員は、松山刑事判例研究会（松山地裁所属裁判官も参加；年2～3回開催）及び中四国刑事判例研究会（広島地裁・高裁を中心に、大阪高裁、山口地裁及び各支部所属の裁判官も参加；年3回開催）に積極的に参加し、刑事裁判の実際を踏まえ、現役の裁判官と判例理論に関する理論的・実践的検討を行っている。そして、民事裁判の実際（事実認定の在り方、判決に至る事案と和解に至る事案、裁判官としての事例に対する意識（民事裁判と刑事裁判の違い）長年の経験を踏まえて体得している構成員がいる（元高松高裁（民事部）判事）。

以上から、機関として、学生に対して、法・判例運用能力を教授することができる。

法例立案能力及び法・判例運用能力の教授の「背景となる分野」を研究する構成員（主に、特論特講科目担当教員）

本研究科の基礎学部となる本法学部では、法制史、主権論（政治学）、国際政治などを主専攻とする構成員がおり、さらに、外国で生活した後日本に定着した構成員がいるが、この構成員が外国法を担当することになっている。

上記の「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」に直接かかわる構成員が存在することは、これらの能力を学生が涵養する上で非常に重要である。しかし、これだけで本研究科が機関として提供しようとする能力の育成は十分ではない。「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」に直接かかわる構成員の研究対象は、「現在の日本における法律及び判例の運用」が主眼となるからである。これとは異なる視点を得ることによって、本研究科が提供しようとする「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」は完成することになる。すなわち、現在とは異なる過去に存在した視点（歴史的視点；本研究科では「法制史的視点」）、研究対象に向かう上で学問的ディシプリンが異なる分野からの視点（方法論的視点；本研究科では「政治学的視点」又は「刑事政策的視点」）、文化圏を異にする地域における実践との比較からの視点（文化的視点；本研究科では「比較制度的視点」又は「中国法的視点」）は、「現在の日本における法律及び判例の運用」を批判的に考察する上で非常に重要な視点を提供する。

実定法研究者の「現在の日本における法律及び判例の運用」研究は、「近代」を前提とするが、法制史的視点は、近代を批判的に分析する視点を提供する。実定法研究者は「現在の日本における法律及び判例の運用」を、実定法研究の「学問的ディシプリン」に従って分析するが、政治学的又は刑事政策的視点は、実定法研究の「学問的ディシプリン」を批判的に分析する視点を提供する。さらに、実定法研究者の「現在の日本における法律及び判例の運用」研究は、「日本」という「文化圏」が前提となっているが、比較制度的視点又は中国法的視点は、「日本」という「文化圏」を批判的に分析する視点を提供する。

以上のとおり、「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」の教授に直接かかわる構成員と法例立案能力及び法・判例運用能力の教授の「背景となる分野」を研究する構成員が相乗効果を発揮することによって、「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」を体得した人材すなわち法原理（及びその射程）の知識を前提に、法原理が法制度及び法解釈（判例・通達などの実務的運用）においてどのように具体化しているかについて現在の状況を確認し、問題点を指摘した上で解決策を示すとともに（法・判例解釈運用）、別の解決策を示す能力（法例立案能力）を体得した人材育成機関の実質が伴うことになる。これは、最適判例適用能力（判例を最重要指標として、紛争を法的に解決する能力）の育成を目指す法科大学院との差異でもある。

2. 教員配置の考え方

(1) 講義科目

講義科目は、すべての学生が履修する共通科目と学生の研究の必要性に応じた基幹科目及び関連科目に分かれている。そして、基幹科目及び関連科目を2つの科目群に分け、それぞれの科目群に複数の専任教員を配置している（立法行政科目群5名、司法制度科目群8名）。

共通科目では、博士号を有する専任教員(教授)3名、十分な研究業績を有する専任教員(准教授)1名及び豊富な裁判実務経験を有する専任教員(教授)1名が「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」を担当する。ここでは、共通科目では、現在の日本における政治部門(立法及び行政)及び非政治部門(司法)の議論にとどまらず、それを相対化するための歴史的及び方法論的視点を踏まえた講義が行われる)。基幹科目の立法行政科目群では、博士号を有する2名の専任教員(教授)が「憲法研究特講」及び「比較制度史研究特講」を担当し、十分な研究業績を有する1名の専任教員(教授)が「行政法研究特講」を担当する。ここでは、現在の日本における政治部門(立法及び行政)における議論を踏まえた講義科目が配置されている。

関連科目の立法行政科目群では、博士号を有する2名の専任教員(教授)が「憲法特論特講」、「比較自治制度特論特講」、「比較制度史特論特講」を担当し、1名の博士号を有する兼任教員(他大学教授)が「比較制度特論特講」を担当し、十分な研究業績を有する1名の専任教員(教授)が「行政法特論特講」を担当する。ここでも、現在の日本における政治部門(立法及び行政)の議論を踏まえ、それを相対化するための歴史的、方法論的及び文化的視点からの講義科目が配置されている。

基幹科目の司法制度科目群では、博士号を有する2名の専任教員(教授)が「民法研究特講」及び「企業法研究特講」を担当し、博士号を有する1名の専任教員(教授)と十分な研究業績を有する1名の専任教員(教授)が「刑法研究特講」及び「労働法研究特講」を担当する。ここでは、現在の日本における非政治部門(司法)の議論を踏まえた講義科目が配置されている。

関連科目の司法制度科目群では、博士号を有する1名の専任教員(教授)及び十分な研究業績を有する2名の専任教員(教授1名、准教授1名)、が「民法特論特講」及び「比較法特論特講」を担当し、十分な研究業績を有する1名の兼任教員(他大学教授)が「刑事政策特論特講」を担当し、十分な研究業績を有する1名の専任教員(准教授)が「刑法特論特講」、十分な研究業績を有する1名の専任教員(教授)「労働法特論特講」を担当し、豊富な裁判実務経験を有する1名の専任教員(教授)が「訴訟法研究特講」を担当する。ここでは、現在の日本における非政治部門(司法)の議論を踏まえ、それを相対化するための方法論的及び文化的視点からの講義科目が配置されている。

(2) 演習科目

演習科目については、指導教員が担当する。また、学生の希望により、副指導教員が指導に当たることとできる。

3. 年齢構成及び今後の整備計画

本研究科の教員年齢構成は、開設時、完成時で次のとおりとなる。

開設時…70歳代：2名、60歳代：2名、50歳代：3名、40歳代：6名

完成時…70歳代：2名、60歳代：2名、50歳代：4名、40歳代：5名

開設時70歳代の教員2名は、「学校法人松山大学教育職員の任用の特例に関する規程」(資料04)により、「大学院研究科・専攻、又は学部学科を設置する等のために特に必要であると常務理事会が認めた者の契約更新限度は、常務理事会が定める。(第4条3項)」とある。また、うち、1名は兼業を行っているが、兼業に係る時間が週5時間以下なので、就業規則に基づく規定の範囲内であり問題ない。開設時60歳代の教員2名のうち1名が65歳で定年となっているが(資料05)、本学には「学校法人松山大学教育職員の再雇用等に関する規程(資料06-①)」が存在し、「学校法人松山大学は、定年退職する教育職員を専任かつ常勤の教育職員として満年齢68歳に達する日の属する年度の末日まで再雇用することができる。」(再雇用第2条第1項)とある。したがって、当該教員は、本研究科完成時においても、教鞭をとることができる。

平成27年度第11回法学部教授会において、「法学部の今後10年間人員適正化に向けた計画」を決定している(資料06-②)。この計画では、現在の本法学部に所属する教員が定年を迎える年度、再雇用期間の満了を迎える年度を明示し、いつの年度で後任としてどの科目を担当する教員を採用すべきかについて示している。本研究科設置に伴い、この計画を一部修正する必要があるが、この計画を基にしながら今後の教員の採用を進めていく。とりわけ、開設時に70歳代を迎える教員が担当している科目については、退職時に円滑な引継ぎができるよう目下、若手の教員に本法学部内で経験を積みさせている。また、60歳代

後半の教員も遠くない時期に退職を迎えることになる。退職及び再雇用期間の満了を迎えても支障がないように適宜補充人事を行っていく。

4. 研究科長の選出方法

研究科長については、本研究科設置認可後、開設までに本研究科専任教員による投票により決定する。

⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法等の特色

本研究科では、科目群の設定について、統治機構を政治部門（立法及び行政）と非政治部門（司法）に分ける芦部説（憲法学説）を前提としている。この機能分化は、統治機構が異なる視点から国民の権利保護のために判断を下し、仮に他部門の判断が妥当でない場合、その誤りを是正する措置をとることができるとする発想に基づくものであるが、本研究科の科目群設定についても、国民の権利保護の視点から構築するものとする。そして、現在の日本における法制度を踏まえた上で、それを「超える」又は「異なる」視点から、あるべき法制度の構築が可能となる人材を輩出しようとするものである。

(1) 入学希望者の位置づけ

本研究科への入学希望者には、従来の法的処理方法では合理的な結論を出すことができない事象又は、実務的に問題となっている事象の存在を認識し、それを解決するために学説上主張されている見解の研究及び判例実務の再検討を行う意思について確認するために、研究計画案の提出を求めることとする。

また、入学試験においては、研究計画案の「認識及び意思」を確認し、入学許可後、希望指導教員名（希望副指導教員名）を申請することになるが、本研究科が計画案及び希望指導教員名を総合的に判断することによって、入学希望者の本研究科における研究活動の概要を確認する。

(2) 教育方法及び研究活動の指導方法の特色

本研究科では、上記のような入学者に対して、従来から存在する法学分野（実定法解釈学分野）における論文執筆に必要な研究方法に従って研究できるように指導を行う。

(3) 長期履修制度の導入

本研究科では、長期履修制度の導入を予定している（資料 07）。長期履修制度とは、職業を有している等の理由により、標準修業年限内に教育課程を履修することが困難な者に対して、4 年を限度として履修期間の延長を行うことができる。ただし、最終年度のスケジュールは、[標準履修コース（2 年）] の2 年目と同一とする（資料 08）。

2. 履修指導

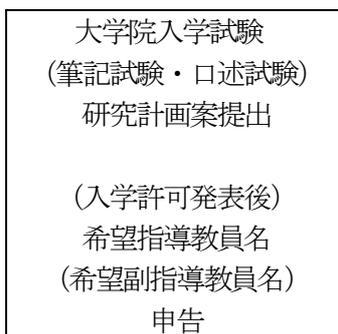
学生は、指導を受けたいと思料する指導教員の演習を履修する。なお、指導教員が研究上必要と認める場合又は学生が希望する場合、副指導教員の指導を仰ぐことができる。

学生は、指導教員の指導のもと、履修科目を確定し履修科目について指導教員の承認を得てから、履修登録を行う。履修登録に関して、学生が指導教員・副指導教員と相談するとき、学生は、指導教員・副指導教員に対して、自分の研究目的だけではなく、その目的を達成するために確保できる時間についても申告する。その申告を前提として、学生が履修登録をする科目が決定されるので、十分な研究成果を上げることができないような科目登録は、指導教員・副指導教員からの承認を得ることができない。本研究科では、履修登録科目の上限を設定していないが、これは、学生に無限定な科目の履修登録を許すものではない。むしろ、この履修登録制度の趣旨は、制度的に、学生が指導教員・副指導教員との意見交換をする時間を確保する点にあり、言い換えれば、学生が研究に費やせる時間の存在を前提として、学生の意欲・能力に応じた柔軟な履修登録を実現する点にある。

3. 研究指導の方法及び修了要件

(1) 研究指導の方法 (資料 08)

学生は、指導教員の指導に従い、修士論文を執筆する。
標準履修コース (2年) の場合は、以下の要領で指導を行う。



入学時指導ガイダンスにおける研究指導の方法・内容及び研究指導計画の明示
[標準履修コース (2年)]

1年次

履修計画 指導教員と相談の上、問題関心にしたがって年間履修計画を決定する。

研究指導 指導教員の「課題演習 I・II」で研究テーマ決定のための指導を受ける。

学生は、研究課題に関する文献表を作成し(網羅的なもの)、指導教員に提出する(期限:6月末日)。

学生は、文献表に示された文献のうち、指導教員から指示された文献を収集する(期限:10月末日)。

学生は、収集した文献を精読し、研究課題に関する現時点での理論状況及び判例の動向を確認する

(期限:1月末日)。

学生は、指導教員に対して、1年次における研究の進捗状況を文書により報告する(期限:3月末日)。

2年次

修士論文題目提出 学生は、論文題目を、指導教員(「課題演習 III・IV」の担当教員)を経て研究科長へ提出する(期限:6月末日)。

中間報告会(実施:10月) 修士論文の中間報告会で、大学院担当教員からの助言を受ける。

修士論文の提出(期限:1月10日正午)

論文審査及び最終試験(実施:2月) 修士論文の審査は、評価基準に基づき、主査1名と副査2名によって審査される。また、修士論文を中心に最終試験が実施される。

評価基準

形式面	実質面
1. 先行研究の取扱いの適切性	1. 問題意識の明確さ
2. 資料及び出典の取扱いの適切性	2. 論旨の明確性及び一貫性
	3. 論文構成の体系性

(2) 入学後の研究活動の概要 (資料 08)

1年次前期

- 入学後のガイダンスにおいて、入学許可後に確認した「入学者の研究活動の概要」を踏まえて、研究指導の方法・内容及び研究指導計画を提示する。
- 学生は、「入学希望者の位置づけ」において示した「認識及び意思」に基づき、履修期間内に希望指

導教員及び希望副指導教員とともに履修科目を選定する。

- ・学生は、研究課題に関する文献表を作成し（網羅的なもの）、指導教員に提出する（期限：6月末日）。
- ・指導教員及び副指導教員は、文献表に掲げられた文献が研究課題について学術的な研究を行うために必要十分であるかを確認し、不可欠の文献が欠如している場合には、その旨を学生に指摘する。文献表が完成したら、学生に対して、文献の収集方法などを指導する。
- ・指導教員及び副指導教員が文献表作成及び文献収集方法について指導する時間は、課題演習Ⅰ及びオフィスアワーなどを利用する。
- ・学生は、文献表に示された文献のうち、指導教員及び副指導教員から指示された文献を収集する（期限：10月末日）。

1年次後期

- ・学生は、収集した文献を精読し、研究課題に関する現時点での理論状況及び判例の動向を確認する（期限：1月末日）。なお、研究の進捗状況については、課題演習Ⅱ及びオフィスアワーなどを利用し、指導教員及び副指導教員に報告する。
- ・学生は、指導教員に対して、1年次における研究の進捗状況を文書により報告する（期限：3月末日）。

2年次前期

- ・学生は、1年次末に提出した報告書に基づき指導教員及び副指導教員と相談した上で、「論文題目」を決定する。ここで決定された「論文題目」は、指導教員を経由して研究科長に提出される（期限：6月末日）。
- ・学生は、中間報告会に向けて論文執筆にとりかかる。指導教員及び副指導教員は、専攻分野において要求されている「論文の形式」に関して指導する。

2年次後期

- ・学生は、修士論文の中間報告会において、現在までの研究の進捗状況等を報告する。報告会において、指導教員及び副指導教員以外の大学院担当教員からも助言を受ける（実施：10月）。
- ・学生は、指導教員及び副指導教員の指導を受けながら、論文の完成を目指し、修士論文の本提出の前に指導教員に修士論文の草稿を提出する（期限：11月末日）。
- ・指導教員及び副指導教員は、学生から提出を受けた修士論文の草稿を精読し、問題点を指摘する（期限：12月末）。
- ・学生は、指導教員及び副指導教員から受けた問題点の指摘を踏まえ、修士論文を完成させた上で提出する（期限：1月10日正午、ただし、当日が休業日である場合は、次の事務取扱日とする）。

(3) 履修モデル及び時間割（資料09参照）

I. 地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野（特に立法関連）において活躍できる人材

i) 1年次前期（10単位）

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：憲法研究特講、行政法研究特講

演習科目：課題演習Ⅰ

共通科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」、基幹科目「憲法研究特講」及び「行政法研究特講」並びに演習科目「課題演習Ⅰ」を履修する。

共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を育成するための科目として配置している。基幹科目「憲法研究特講」及び「行政法研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点か

ら言えば、学生は、地方自治体が統治機構の一部として存在していることを認識するために「憲法研究特講」を履修し、行政実務において行われている業務の理論的な裏づけを再確認するために、「行政法研究特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅰ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文作成の基本技能である「文献収集」の技能の獲得について、指導を行う。

ii) 1年次後期（10単位）

基幹科目：比較制度史研究特講

関連科目：憲法特論特講、行政法特論特講、比較法特論特講

演習科目：課題演習Ⅱ

基幹科目「比較制度史研究特講」、関連科目「憲法特論特講」、「行政法特論特講」及び「比較法特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅱ」を履修する。

基幹科目「比較制度史研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、近代制度の淵源を探り、現在の制度の歴史的な意味について研究するために、「比較制度史研究特講」を履修する。

関連科目「憲法特論特講」、「行政法特論特講」及び「比較法特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「展開的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、法化社会の進展により、行政事務の高度化が要請されるようになっているが、このような要請に対応するため、憲法及び行政法に関する先端的な問題について理解を深めるために、「憲法特論特講」及び「行政法特論特講」を履修し、さらに、日本国内の法制度だけではなく、他国の制度と比較することによって、日本の法制度の特徴を認識するために、「比較法特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅱ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、「課題演習Ⅰ」における指導に基づき収集した文献の精読、論文の構想及び論文のテーマ（仮）の設定について、指導を行う。

iii) 2年次前期（8単位）

関連科目：比較自治制度特論特講、比較制度史特論特講、比較制度特論特講

演習科目：課題演習Ⅲ

関連科目「比較自治制度特論特講」、「比較制度史特論特講」及び「比較制度特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅲ」を履修する。

関連科目「比較自治制度特論特講」、「比較制度史特論特講」及び「比較制度特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「先端的展開的又は背景的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、自治体の在り方について研究するために、「比較自治制度特論特講」を履修する。また、統治機構の在り方について歴史的な制度の比較を通じて日本の統治機構制度の在り方の特徴を浮き彫りにするために、「比較制度史特論特講」を履修する。さらに、現在のヨーロッパの統治機構制度との比較を通じて日本の統治機構制度の在り方の特徴を浮き彫りにするために、「比較制度特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅲ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文のテーマ（仮）に関する論点の整理、論文全体の構造の構想及び論文のテーマの確定について、指導を行う。

iv) 2年次後期（2単位）

演習科目：課題演習Ⅳ

演習科目「課題演習Ⅳ」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅳ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、

課題演習Ⅰ～Ⅲにおける指導を踏まえ、論文の完成に向けた最終的な指導を行う。

I-2. 地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野（特にコンプライアンス関連）において活躍できる人材

i) 1年次前期（10単位）

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：行政法研究特講、民法研究特講

演習科目：課題演習Ⅰ

共通科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」、基幹科目「行政法研究特講」及び「民法研究特講」並びに演習科目「課題演習Ⅰ」を履修する。

共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を育成するための科目として配置している。

基幹科目「行政法研究特講」及び「民法研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、行政実務において行われている業務の理論的な裏づけを再確認するために、「行政法研究特講」を履修し、上記の活動を行う場合、私人間に関する法的な権利関係（私法上の関係）についての知識が不可欠である（金銭の徴収及び交付事務）ので、私人間の権利関係の調整を行う民法の知識を確認するために、「民法研究特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅰ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文作成の基本技能である「文献収集」の技能の獲得について、指導を行う。

ii) 1年次後期（10単位）

基幹科目：比較制度史研究特講、企業法研究特講

関連科目：行政法特論特講、民法特論特講

演習科目：課題演習Ⅱ

基幹科目「比較制度史研究特講」、「企業法研究特講」、関連科目「行政法特論特講」及び「民法特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅱ」を履修する。

基幹科目「比較制度史研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、近代制度の淵源を探り、現在の制度の歴史的な意味について研究するために、「比較制度史研究特講」を履修する。また、法化社会化に伴い企業の社会的責任（CSR）が強く意識されるようになった現時点において、企業の社会における存在意義を研究するために、「企業法研究特講」を履修する。

関連科目「行政法特論特講」及び「民法特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「展開的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、法化社会の進展により、行政事務の高度化が要請されるようになっているが、このような行政法に関する先端的な問題について理解を深めるために、「行政法特論特講」を履修する。そして、法化社会化の進展する現状において、先端的な民法上の問題（消費者問題、高齢者問題など）を理解しておくことは地方公共団体職員の業務を拡充する上で非常に重要となるために、「民法特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅱ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、「課題演習Ⅰ」における指導に基づき収集した文献の精読、論文の構想及び論文のテーマ（仮）の設定について、指導を行う。

iii) 2年次前期（8単位）

関連科目：訴訟法研究特講、刑事政策特論特講、労働法特論特講

演習科目：課題演習Ⅲ

関連科目「訴訟法研究特講」、「刑事政策特論特講」及び「労働法特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅲ」を履修する。

関連科目「訴訟法研究特講」、「刑事政策特論特講」及び「労働法特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要な分野の「先端的展開的又は背景的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、自治体事務において、不当要求行為などに対応するために、訴訟法に関する知識が不可欠となるので、「訴訟法研究特講」を履修する。また、組織内の不祥事に対する対応策に関しては刑事政策的知見を参照することも有益であるから、「刑事政策特論特講」を履修する。さらに、ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、労働者の権利を保全するための法制度について学修する必要があるため、「労働法特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅲ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文のテーマ（仮）に関する論点の整理、論文全体の構造の構想及び論文のテーマの確定について、指導を行う。

iv) 2年次後期（2単位）

演習科目：課題演習Ⅳ

演習科目「課題演習Ⅳ」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅳ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、課題演習Ⅰ～Ⅲにおける指導を踏まえ、論文の完成に向けた最終的な指導を行う。

I-3. 地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野（特に警察実務関連）において活躍できる人材

i) 1年次前期（12単位）

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：行政法研究特講、刑法研究特講、民法研究特講

演習科目：課題演習Ⅰ

共通科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」、基幹科目「行政法研究特講」、「刑法研究特講」及び「民法研究特講」並びに演習科目「課題演習Ⅰ」を履修する。

共通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を育成するための科目として配置している。

基幹科目「行政法研究特講」、「刑法研究特講」及び「民法研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要な分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、刑法は、個人と国家の関係を規律する公法であり、個人を名宛人とする法律であるため、学生は、統治機構の一員として業務を遂行する者の地位を理論的に確認するために、「刑法研究特講」を履修する。また、捜査機関として活動する場合、私人間に関する法的な権利関係（私法上の関係）についての知識が不可欠であるため、私人間の権利関係の調整を行う民法の知識を確認するために、「民法研究特講」を履修する。そして、捜査機関についても、法律に基づいた活動を行うことが必須の要件であるため、広く行政法上の理論的枠組みを理解するために、「行政法研究特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅰ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文作成の基本技能である「文献収集」の技能の獲得について、指導を行う。

ii) 1年次後期（8単位）

基幹科目：労働法研究特講

関連科目：刑法特論特講、民法特論特講

演習科目：課題演習Ⅱ

基幹科目「労働法研究特講」、関連科目「刑法特論特講」、「民法特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅱ」を履修する。

基幹科目「労働法研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、そもそも、法は、労働者はどのような地位にあるものとして予定していたのかについて理解するために、「労働法研究特講」を履修する。

関連科目「刑法特論特講」、「民法特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「展開的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、捜査機関において、先端的な刑事事上の問題を理解することは、実務的に行われている擬律判断の際に非常に有益であるために、「刑法特論特講」を履修する。そして、法化社会化の進展する現状において、先端的な民法上の問題を理解しておくことは警察実務においても非常に重要となるために、「民法特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅱ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、「課題演習Ⅰ」における指導教員の指導に基づき収集した文献の精読、論文の構想及び論文のテーマ（仮）の設定について、指導を行う。

iii) 2年次前期 (8単位)

関連科目：比較自治制度特論特講、刑事政策特論特講、労働法特論特講

演習科目：課題演習Ⅲ

関連科目「比較自治制度特論特講」、「刑事政策特論特講」及び「労働法特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅲ」を履修する。

関連科目「比較自治制度特論特講」、「刑事政策特論特講」及び「労働法特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「先端的展開的又は背景的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、捜査機関活動を「地方自治」という観点から振り返る機会とするために、「比較自治制度特論特講」を履修する。また、犯罪予防や検視の在り方など日頃の活動において活用できる情報を得るために、「刑事政策特論特講」を履修する。さらに、ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、労働者の権利を保全するための法制度について学修する必要があるため、「労働法特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅲ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文のテーマ（仮）に関する論点の整理、論文全体の構造の構想及び論文のテーマの確定について、指導を行う。

iv) 2年次後期 (2単位)

演習科目：課題演習Ⅳ

演習科目「課題演習Ⅳ」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅳ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、課題演習Ⅰ～Ⅲにおける指導を踏まえ、論文の完成に向けた最終的な指導を行う。

II. 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材

i) 1年次前期 (12単位)

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：憲法研究特講、行政法研究特講、民法研究特講

演習科目：課題演習Ⅰ

共通科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」、基幹科目「憲法研究特講」、「行政法研究特講」

及び「民法研究特講」並びに演習科目「課題演習Ⅰ」を履修する。

基通科目の講義科目「人権論総論特講」及び「司法制度総論特講」は、全ての修了生に必要な基礎的能力を育成するための科目として配置している。基幹科目「憲法研究特講」、「民法研究特講」及び「行政法研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、日本社会の変質に伴い、改めて立憲国家の概念に立ち返る必要があるため、「憲法研究特講」を履修する。また、法化社会における権利義務関係を再確認するため、「民法研究特講」を履修する。さらに、司法書士、行政書士及び社会保険労務士は行政機関への文書提出を本体業務とすることに鑑みて、学生は、「行政法研究特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅰ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文作成の基本技能である「文献収集」の技能の獲得について、指導を行う。

ii) 1年次後期（8単位）

基幹科目：労働法研究特講

関連科目：刑法特論特講、民法特論特講

演習科目：課題演習Ⅱ

基幹科目「労働法研究特講」、関連科目「刑法特論特講」及び「民法特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅱ」を履修する。

基幹科目「労働法研究特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「基礎的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、労務管理において行われている業務の理論的裏付けを確認するために、「労働法研究特講」を履修する。

関連科目「刑法特論特講」及び「民法特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「展開的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、学生は、同一の事象が刑法及び民法のそれぞれの法分野において議論されている先端的な問題（両者が重なり合う問題：詐欺罪（刑事）と消費者問題・高齢者問題（民事）の関係）について知見を得るために、「刑法特論特講」及び「民法特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅱ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、「課題演習Ⅰ」における指導に基づき収集した文献の精読、論文の構想及び論文のテーマ（仮）の設定について、指導を行う。

iii) 2年次前期（8単位）

関連科目：比較自治制度特論特講、訴訟法研究特講、労働法特論特講

演習科目：課題演習Ⅲ

関連科目「比較自治制度特論特講」、「訴訟法研究特講」及び「労働法特論特講」並びに演習科目「課題演習Ⅲ」を履修する。

関連科目「比較自治制度特論特講」、「訴訟法研究特講」、「労働法特論特講」は、学生自身の論文執筆に必要となる分野の「先端的展開的又は背景的な部分」に関する科目として配置している。学生の視点から言えば、司法書士、行政書士又は社会保険労務士などとして顧客（企業）から受けた法律問題に対応するためには、訴訟法についての知識が不可欠となるので、学生は、「訴訟法研究特講」を履修する。また、自治体の在り方について研究するために、「比較自治制度特論特講」を履修する。さらに、労務管理の視点から、企業の業務内容を点検し早期に不祥事の病巣を除去するための方策に関する知見を得るため、そして、ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、顧客企業がブラック企業化することを回避する方策についての知見を得るために、学生は「労働法特論特講」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅲ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、論文のテーマ（仮）に関する論点の整理、論文全体の構造の構想及び論文のテーマの確定について、指導を行う。

iv) 2 年次後期 (2 単位)

演習科目：課題演習Ⅳ

演習科目「課題演習Ⅳ」を履修する。

演習科目「課題演習Ⅳ」は、学生の研究をサポート（伴走）するため、この段階において、指導教員は、課題演習Ⅰ～Ⅲにおける指導を踏まえ、論文の完成に向けた最終的な指導を行う。

Ⅲ. 民間企業への就職を目指す人材

履修内容及び履修モデルについては、「Ⅱ 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材」と同じとする（設置の趣旨 33 頁「⑥-3-（3）履修モデル及び時間割参照）。

(4) 学位「修士（法学）」授与に関する手続

松山大学学位規則第 4 条～第 7 条（資料 10）

学位「修士（法学）」授与に関する手続

（審査手続の開始）

- ・修士論文を提出しようとする者（以下「申請者」という。）は、論文の題目を定め 6 月末日（前学期修了予定者は 12 月末日）までに指導教員を経て研究科長に届け出なければならない（松山大学学位規則第 4 条第 1 項）。
- ・修士論文は、1 月 10 日正午（前学期修了予定者は 7 月 10 日正午）までに指導教員を通じて、研究科委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする（松山大学学位規則第 4 条第 2 項）。
- ・修士論文は、4 部提出しなければならない。なお、参考資料として他の論文等を添付することができる。ただし、提出した修士論文及び参考論文等は返還しない（松山大学学位規則第 4 条第 3 項）。

（審査委員の選定）

- ・委員会は、申請者から修士論文の提出を受けた場合、委員会が修士論文審査のため専攻分野及び関連分野の担当専任教員のうちから 3 名の審査委員を選定する（松山大学学位規則第 5 条第 1 項）。

（審査体制）

- ・審査は、主査 1 名及び副査 2 名からなる審査委員により、これを行う（松山大学学位規則第 5 条第 1 項）。
- ・副査については、他の大学院又は研究所等の教員等に委託することができる（松山大学学位規則第 5 条第 2 項）。

（主査の選定）

- ・主査は、指導教員以外の審査委員を充てる（松山大学学位規則第 5 条第 1 項）。

（審査の実施方法）

- ・審査は、審査委員による修士論文の内容審査及び申請者に対する最終試験により、これを行う（松山大学学位規則第 5 条）。

（審査の実施期間）

- ・修士論文の審査は、論文提出締切日以降 50 日以内に、これを行う（松山大学学位規則第 5 条第 3 項）。

（最終試験の位置づけ）

- ・最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う（松山大学学位規則第 5 条第 1 項、第 4 項）。
- ・審査委員が修士論文を審査した結果その内容が学位を授与するに相当でないと認めたときは、最終試験を行わない（松山大学学位規則第 5 条第 5 項）。

（最終試験の方法）

- ・最終試験の方法は、修士論文の内容に関する事項について 3 名の審査委員が行う（松山大学学位規則

第5条第1項)。

(審査概要の記録)

- ・審査委員及び試験委員は、論文審査及び最終試験の終了後すみやかに、論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験の結果の要旨及びその成績を、委員会に文書をもって報告しなければならない(松山大学学位規則第6条)。

(学位授与の手続)

- ・委員会は、論文審査に関する報告書(松山大学学位規則第6条)に基づき提出者に対する修士の学位授与の可否を投票により議決する(松山大学学位規則第7条第1項)。
- ・前項の議決をするには、その構成員の3分の2以上の出席を必要とする(松山大学学位規則第7条第2項)。
- ・学位を授与可とする議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする(松山大学学位規則第7条第3項)。

修士論文審査基準

(審査基準)

- ・審査委員は、申請者から提出された修士論文に対して、形式面及び実質面から審査を行う。

(論文の形式面に関する基準)

- ・審査委員は、修士論文が次の2つの基準(形式面)を満たすかについて審査する。

- 一 先行研究の取扱いの適切性
- 二 資料及び出典の取扱いの適切性

◎審査委員は、「論文執筆に際して、先行研究を適切に読んだ上で位置づけ、適切に引用しているか」という点について、論文の適切性を確認する。

◎審査委員は、形式面の審査を行う際に、修士論文が先行研究の剽窃でないことについても確認する。

(論文の実質面に関する基準)

- ・審査委員は、次の基準(実質面)を満たした修士論文が次の3号の基準を満たすかについて審査する。

- 一 問題意識の明確さ
- 二 論旨の明確性及び一貫性
- 三 論文構成の体系性

◎審査委員は、「修士論文執筆者が明瞭に問題意識を持ち、問題解決のために体系的に論文を執筆しているか」という点について、論文の適切性を確認する。

論文審査の評価基準	
形式面	実質面
1. 先行研究の取扱いの適切性 2. 資料及び出典の取扱いの適切性	1. 問題意識の明確さ 2. 論旨の明確性及び一貫性 3. 論文構成の体系性

(5) 研究倫理についての指導と制度的保証(資料11)

本学の研究倫理に関する事項に関しては、全学をあげての制度的取組がなされている。「学校法人松山大学研究活動行動規範」(以下「行動規範」という。)において、まず、「研究者の基本的責任」として、「研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。」(行動規範第2条)とし、また、「研究者の姿勢」として、「研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識、能力及び技芸の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を学術的に示す最善の努力を払う。」(行動規範第3条)とする。さらに社会的責任にとして、「社会の中の研究者」に関しては、「研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つこ

とを自覚し、学術研究と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。」(行動規範第4条)とし、そして、「社会的期待に応える研究」を行うことを目標として研究を行うことを宣言し(行動規範第5条)、その成果については、社会に還元することになっている(行動規範第6条、第12条、第13条及び第14条)。

以上を踏まえて、研究の基本となる部分については、「研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施及び報告などの過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」及び「また、研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用を為さず、また加担しない。」(行動規範第8条)とするが、これらの倫理的事項は、大学院教員はもちろんのこと、大学院の学生も同様にその適用を受ける。

さらに、上記の研究体制を確保するために、「松山大学・松山短期大学における公正な研究活動の促進に関する委員会規程」をおき、不正行為が生じた場合には、同委員会において「調査、審理及び判定並びに裁定」を行うことにしている(第2条第2号)。

また、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日付文部科学大臣決定)」に従い、全ての教員及び学生に対して「研究者倫理を向上させる」、「研究者倫理に関する知識を定着、更新させる」ことを目的とする「研究倫理教育」を実施している。

以上に加えて、課題演習全般において、教員から学生に対して上記に示した事項について具体的な研究活動の中で周知徹底させていくことにしている。

⑦ 施設・設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本研究科の設置に伴う校地及び運動場の用地の整備については、基礎となる本法学部及び既存学部との校地を共用する。校地面積は、187,751.32㎡(校舎敷地96,585.26㎡、運動用地91,166.06㎡)、その他15,253.07㎡であり、中心校地である文京キャンパスには校舎、厚生施設等の主要施設を整備している。校舎周辺にはベンチが設置されており、平成30年度には休憩のためのスペースとして屋外ラウンジも建設されるなど、学生が休息を取れるよう、十分な空き地を有している。文京キャンパスから徒歩5分の距離にある御幸キャンパスにはテニスコート、体育館及び弓道場等を有する総合体育施設を整備しており体育実技及び課外活動等で使用している。

運動用地としては、御幸キャンパスのほか、文京キャンパスから自動車で10分の距離に久万ノ台グラウンドを有し、課外活動等で使用している。

2. 校舎等施設整備計画

本研究科の募集定員は3名としており、本研究科の完成年度における在籍人数は6名の予定である。本研究科学生に対する校舎等施設については、既存の施設・設備等を利用することによって代えることを考えている。それに加え、本学樋又キャンパスには大学院生専用の大学院演習室を備えている。なお、平成30年度における、全教室の稼働率(月曜～金曜、1～5時限)は、200人以上収容の大教室は6割弱、50人以上200人未満収容の中教室は約5割、50人未満の小教室は4割強である。したがって、本研究科を開設しても、十分に学生を収容できる教室を保有していると考えている。

また、本学はほとんどの校舎及び施設・設備等を松山短期大学(入学定員100名、収容定員200名)と共用しているが、短期大学の授業は夜間に開講されており(資料12)、本研究科の授業の実施に影響はない。

大学院生研究室については、本学文京キャンパスの7号館地下に置き、学生一人ひとりの研究スペースがブースによって分かれており、個人で勉強・研究に集中できる環境となっている(面積:207.03㎡、収容人数:33名、設備:LAN(無線・有線)・電源)(資料13)。学生の席は、1名に1席用意することを原則とし、席数を上回る数の入学者が存在した場合、機動的に1名1席のための措置をとる。さらに、学生同士

で話し合いを行うスペースも確保されており、個人での研究に専念する一方で、異なる研究科の学生と議論を交わし、交流を深めることが可能である。

教員の研究室については、教員1名につき1室の個室を用意しており、既に十分な室数を有していることから、本研究科開設にあたり新たに研究室を整備する必要はない。

3. 図書館等の資料及び図書館の整備計画

本学には文京キャンパスに図書館と総合研究所を有している。図書館は、地上4階地下2層の建物で地上1階から4階までに開架図書、地下2層に閉架図書を配架しており、授業開講期間中は平日・土曜の9時から22時まで利用可能である（資料14）。閲覧席はキャレル・デスクを含め808席あり、レファレンス・ルームとして個人閲覧室4室、マイクロリーダー室1室、視聴覚ブース12ブースを有している。カウンターには、なんでも相談員を配置しレファレンス・サービスを行っている。また、AV室1室、自習室1室、学生コピー室1室、CD-R・DVD-R検索用PC1台を有している。図書の検索については、学内外から蔵書検索システム(OPAC)によるWeb検索が可能である。また、マイライブラリーでは予約準備情報、新着情報、入手待ちの資料及び借用中の資料などの閲覧が可能となっている。そして、他大学所蔵資料、国内論文、県内横断検索及び国立国会図書館などの資料検索ができる。本学に所蔵のない資料について、他機関に依頼して複写や取り寄せを行うことができる。さらに、デジタルデータベースとしては48のデータベースを利用することができる（資料15）。

研究のための資料収集については、図書館を利用することができ、本学図書館は、蔵書数が中四国の大学で最大となっており蔵書数は、約96万冊を超える（平成31年3月31日現在）。その内、法学関連の蔵書は約7万1千冊となっている。また、本学図書館に蔵書されていない資料については、図書館間の相互利用によって全国の大学から資料本体又は複写を取り寄せることができる体制がとられている。

また、本学附属施設である総合研究所は、図書資料22万冊、学術雑誌及び紀要約1,700種を所蔵しており、全国及び一部海外の大学との論文交換を行っている。学生は松山大学総合研究所図書資料利用規程に基づき利用することができる（資料16）。今後は法律関係の文献を追加していく必要がある。

人材を育成するために必要となる文献（行政法、地方自治法、労働法を中心に）の整備を行う。

⑧ 基礎となる学部との関係（資料17）

本研究科を設置するに当たっては、基礎となる本法学部と本研究科とが適切な連携を図ることにより、本研究科の組織が設置の目的にふさわしいものであることを目指す（大学院設置基準第7条）。

本法学部は、「校訓「三実」という教育理念のもと、リーガル・マインド（法的思考能力及び法的判断能力）を体得した、広く社会で活躍できる人材育成を「目的」とする。」（松山大学法学部細則第1条）。言い換えれば、「深い教養を身につけた豊かな人間性を基本とした問題探求能力と問題解決能力、さらには的確な政策を提起し、行動する人間が求められる。法学部はかかる課題に対して、法律学や政治学の観点から根底的に考え、かつ適切な政策と解決方法を構想する能力の養成を目的とする。」（同細則第1条）ものである。この目的を達成するために、本法学部は、学生が次の4点を身に付けることを目標としている。すなわち、「研ぎ澄まされた人権感覚と強い正義感の涵養及びリーガル・マインドの体得」（同細則第2条第1項第1号）、「幅広い知識と教養を背景にした法律学や政治学に関する（調査方法を含む。）基礎知識の獲得」（同細則第2条第1項第2号）、「問題点を自ら発見し、それを法的、政治的に分析した上で、多くの人々と連携して建設的な解決策を構築し、実行できる能力の獲得」（同細則第2条第1項第3号）、「ゼミナール学習における報告及び討論を通じたプレゼンテーション能力等の獲得」（同細則第2条第1項第4号）である。

この趣旨を踏まえて、カリキュラムを設定した結果、公益財団法人大学基準協会による平成25年度大学評価（認証評価）結果のなかで、教育課程の編成、実施方針を踏まえ、1年次には「憲法I（人権）」、「刑法I（総論）」及び「民法I（総則）」の基本三法を必修科目に、「法律学入門」及び「政治学入門」を準必修科目として、法制度の基礎や法律学の学修を始めるにあたって必要な事項を教授している。2年次以降は、学生の希望する進路に応じたリーガル・マインドを涵養できるよう「司法コース」、「法律

総合コース」又は「公共政策コース」を選択させるという、順次的かつ体系的に履修できるように配慮されたカリキュラムとなっている。さらに、3 コースのいずれに属しても、法解釈のスキル向上を目的とした「判例読解」、「論文作法」、「演習科目」が履修できるよう配置されており、法解釈を教授できる環境が整備されているという認証評価を得た。しかしながら、本法学部卒業生に実践的な能力を体得させ「法律学に関する高度専門職業人」として養成するために、さらなる育成機関が必要であるという認識を本法学部構成員において共有し、本研究科の設置を構想するに至った。そこで、上記の問題意識を踏まえて「法律学に関する高度専門職業人」を育成できる体制を整えるべく学生の希望する進路に応じたリーガル・マインドを育成できるような教育課程の編成を試みている。

さらに、「法律学に関する高度専門職業人」の育成機関の「地域の拠点」として本研究科を構想している点を踏まえて、地域の法化を支える地方公共団体職員、又は、司法書士、行政書士及び社会保険労務士等社会の法化を支える業務を実践している人材等に対する「法律学に関する高度専門職業人」の育成に意を用いている。そして、現在の学部教育は、上記のような前回の認証評価を得ており、その枠内でできるだけのこと、つまり、比較的高度な内容の授業を行おうとしたため、1年間に履修できる科目を「50単位」としていた。しかし、この点に関しては、改善の勧告を受け、速やかに修正し、現在では、問題点は解消されている。このような現在の学部教育の限界を踏まえ、高度な法解釈能力の育成が可能となる環境整備が火急の課題であるという認識にいたったことが、本研究科設置構想を決定する一因となっている。

⑨ 入学者選抜の概要

1. 本研究科のアドミッション・ポリシーと3種類の選抜方式

本研究科の「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)は次のとおりである。

- ① 入学生は、必要最小限の規制以外は自由とし、何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会(法化社会)の深化を前提としたリーガル・マインド(法的思考能力及び法的判断能力)(学士(法学)程度の能力)の体得している。
- ② 入学生は、多様性のある人材の中で、他者との交流を通じて、自らの意思に基づいて自分自身の価値観を再点検し、主体的にPDCAサイクルを回して、継続的にあるべき主体に変化・確立できる能力を体得している。

入学時に必要となる具体的な指標は次のとおりである。

- i 客観的(少なくとも間主観的)に存在すると評価できる社会情勢の把握力
- ii 矛盾し得る情報に接した場面での柔軟な発想力・枠組み構想力
- iii 研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力

アドミッション・ポリシー①と入学時に必要となる具体的な指標との関連性

社会に存在する法的紛争を含む問題等、自分の生きる社会の客観的な情勢を的確に把握することができ(指標(i))、それら問題に潜む様々な矛盾に対して柔軟な発想力及び構想力をもって解決策を模索することができる(指標(ii))。

アドミッション・ポリシー②と入学時に必要となる具体的な指標との関連性

他者との円滑かつ真摯なコミュニケーションを介しながら、自らの意思に基づき自分自身の価値観を自省して再点検を行うなど「一人よがり」に陥ることなく、問題解決のPDCAサイクルを客観的に回すことができる(指標(iii))。

本研究科は、入学希望者が上記のアドミッション・ポリシーに挙げる能力を有しているかを測るため、入学希望者が多様な背景を有していることを踏まえながら、次の3種類の選抜方法について、具体的な指標と関連づけながら説明していく。

(1) 一般選抜

一般選抜の受験科目として、「専門科目を内容とする筆記試験」を課す。これにより、入学希望者が法律文書を「読み」「書き」することができる能力を測る。

次に、受験科目として、「英語又は小論文」を課している。この科目の目的は、入学希望者の「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」を測ることである。

また、専門科目（研究計画等を含む。）を内容とする口述試験を課している。それゆえ、入学希望者の「法律用語を用いて論理的にコミュニケーションをとることができる」能力を測ることができる（さらに、面接者の質問に対する対応によって「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」についても測ることができる）。

さらに、入学希望者には研究計画書を提出させる。ここから、入学希望者は、従来の法的処理方法では合理的な結論を出すことができない事象（実務的に問題となっている事象）の存在を認識し、それを解決するために学説上主張されている見解の研究及び判例実務の再検討を行う能力について測ることができる。これは、入学希望者の「社会情勢の把握力」及び「柔軟な発想力」について測ることができることを意味する。

(2) 社会人特別選抜

社会人特別選抜の受験科目として、「専門科目を内容とする筆記試験」を課す。これにより、入学希望者が法律文書を「読み」「書き」することができる能力を測る。

次に、受験科目として、一般選抜と異なり、「英語又は小論文」を課していない。社会人特別選抜では、現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験（職歴に限定されない）を有する者に受験資格を与えているが、これらの者は、職業活動その他の社会活動（ボランティア活動など）を通じ、「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」を有していると判断できる。それゆえ、この能力を測ることを主たる目的とする試験（英語又は小論文）は課さないこととした。

また、専門科目（研究計画等を含む。）を内容とする口述試験を課している。これにより、入学希望者の「法律用語を用いて論理的にコミュニケーションをとることができる」能力を測ることができる（なお、試験時間は、30分程度の長めの時間を予定している。これは、面接者の質問への対応によって「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」を測るためである）。

さらに、入学希望者には研究計画書を提出させる。ここから、入学希望者は、従来の法的処理方法では合理的な結論を出すことができない事象（実務的に問題となっている事象）の存在を認識し、それを解決するために学説上主張されている見解の研究及び判例実務の再検討を行う能力について測ることができる。これは、入学希望者の「社会情勢の把握力」及び「柔軟な発想力」について測ることができることを意味する。

(3) 実務経験者特別選抜

実務経験者特別選抜の受験科目として、一般選抜及び社会人特別選抜とは異なり、「専門科目を内容とする筆記試験」を課していない。これは、すでに実務経験があり、所属する組織の長の推薦がある以上、学士（法学）程度の能力を有するものと判断できるからである。

次に、受験科目として、一般選抜とは異なり「英語又は小論文」を課していない。入学希望者は社会人としての経験があるため、「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」については、口述試験を課すのみで足りると考えたからである。

また、専門科目（研究計画等を含む。）を内容とする口述試験を課している。それゆえ、入学希望者の「法律用語を用いて論理的にコミュニケーションをとることができる」能力を測ることができる（さらに、面接者の質問に対する対応によって「研究を円滑に進めるための最低限度のコミュニケーション能力」についても測ることができる）。

さらに、入学希望者には研究計画書を提出させる。ここから、入学希望者は、従来の法的処理方法では

合理的な結論を出すことができない事象（実務的に問題となっている事象）の存在を認識し、それを解決するために学説上主張されている見解の研究及び判例実務の再検討を行う能力について測ることができる。これは、入学希望者の「社会情勢の把握力」及び「柔軟な発想力」について測ることができることを意味する。そして、入学希望者には、問題を発見し、その解決に向けて PDCA サイクルを回した実績について研究計画書へ記載すること、又はそのような実績を示す書面を提出することを求める。これにより、「自らの意思に基づいて自分自身の価値観を再点検し、主体的に PDCA サイクルを回して、継続的にあるべき主体に変化・確立できる能力」を確認することができる。

2. 出願資格

(1) 一般選抜

次の(ア)から(エ)までのうち、いずれかの資格を有する者

- (ア) 日本国籍を有する者又は法令により日本の永住が認められている者で、日本国内又は外国の大学を卒業した者、又は当該年度に卒業見込みの者
 - (イ) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は当該年度に授与される見込みの者
 - (ウ) 文部科学大臣の指定した者
 - (エ) その他大学を卒業したと同等以上の学力があると本大学院において認められた者
- (注)「法令により日本の永住が認められている者」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

(2) 社会人特別選抜

次の(ア)から(エ)までのいずれかの資格を有する者で、現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験（職歴に限定されない）を有する者

- (ア) 日本国籍を有する者又は法令により日本の永住が認められている者で、日本国内又は外国の大学を卒業した者
 - (イ) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は当該年度に授与される見込みの者
 - (ウ) 文部科学大臣の指定した者
 - (エ) その他大学を卒業したと同等以上の学力があると本大学院において認められた者
- (注)「有職者」及び「定職経験」の内容については本研究科において定める。
- (注)「法令により日本の永住が認められている者」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

本研究科は、「企業やNGOなどの組織・団体に所属しながら、あるいは個人として、経済活動や社会的活動等を一定期間経験し、その経験に基づき社会の実情にある程度通じ、最低限度のコミュニケーション能力を備えている者」を「社会人」と定義する。そして、「現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験（職歴に限定されない）を有する者」は、このような定義に合致するものとする。

(3) 実務経験者特別選抜

次の(ア)から(エ)までのいずれかの資格を有する者で、入学予定時において、3年以上の実務経験があり、現在所属する組織の長の推薦がある者

- (ア) 日本国籍を有する者又は法令により日本の永住が認められている者で、日本国内又は外国の大学を卒業した者
- (イ) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は当該年度に授与される見込みの者

(ウ) 文部科学大臣の指定した者

(エ) その他大学を卒業したと同等以上の学力があると本大学院において認められた者

(注)「現在所属する組織の長」の内容については本研究科において定める。現在所属する組織とは、地方公共団体、都道府県司法書士会、都道府県行政書士会及び都道府県社会保険労務士会をいう。

(注)「法令により日本の永住が認められている者」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

(4) 科目等履修生、委託生及び研究生

科目等履修生、委託生及び研究生については、それぞれ、松山大学大学院科目等履修生規程、松山大学大学院委託生規程及び松山大学大学院研究生規程に基づき、受け入れを行う。(資料18参照)

3. 試験科目と判定方法

入学試験は一般選抜、社会人特別選抜及び実務経験者特別選抜に分かれるが、次の(ア)は一般選抜、(イ)は社会人特別選抜、(ウ)は実務経験者特別選抜に関する内容である。

(1) 試験科目

(ア) 一般選抜

1) 筆記試験

憲法、行政法、刑法、民法、商法、労働法及び政治学から1科目選択

2) 英語又は小論文

3) 口述試験

専門に関する口述試験(研究計画等を含む。)

(イ) 社会人特別選抜

1) 筆記試験

憲法、行政法、刑法、民法、商法、労働法及び政治学から1科目選択

2) 口述試験

専門に関する口述試験(研究計画等を含む。)

(ウ) 実務経験者特別選抜

1) 口述試験

専門に関する口述試験(研究計画等を含む。)

(2) 判定方法

(ア) 一般選抜; 筆記試験及び口述試験を総合的に評価して判定する。

(イ) 社会人特別選抜; 筆記試験及び口述試験を総合的に評価して判定する。

(ウ) 実務経験者特別選抜; 口述試験により判定する。

4. 社会人受入れの考え方

本研究科では、上記のとおり、「社会人」を「企業やNGOなどの組織・団体に所属しながら、あるいは個人として、経済活動や社会的活動等を一定期間経験し、その経験に基づき社会の実情にある程度通じている人」と定義し、この定義に合致すると考えられる「現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者もしくは大学卒業後5年以上の社会経験(職歴に限定されない)を有する者」に社会人特別選抜の受験資格を与えている。

これを前提に、本研究科では、地域貢献、社会貢献、卒業生支援の観点から、公的機関及び企業体の職

員の再研修の場とすることを予定している。公的機関及び企業体と連携をとりながら、実務経験者以外の社会人の受入れを柔軟に行っていきたい。また、卒業生（就学又はキャリアアップ）支援の観点からの措置を考慮することを検討している。

こうした社会人が本研究科で研究を進めることについては社会人としての制約、すなわち勤務等の社会生活との調整が必要であるため、標準修業年限及び修了要件を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する長期履修学生制度を創設して対応するほか、大学院設置基準第14条による教育方法の特例による各種配慮を行うことを予定している。

5. 留学生受入れの考え方

(1) 想定する留学生

現時点では、留学生枠として独自の入試制度を設ける予定はなく、現在本学と学術交流協定を締結している中国・台湾の大学・大学院からの派遣留学生を受け入れることを想定している。なお、受け入れる留学生については、派遣元となる協定大学内において選考がなされており、日本語能力については、そこで担保されているものと考えている。

(2) 留学生に対するサポート体制

文京キャンパスにある有師寮の1階には、国際センター課事務室とともに、留学生や他大学の単位互換学生のための宿泊施設である交流学生ハウス、及び留学生との談話室として利用される学生交流室が配置されている。また、本学に在籍する外国人留学生の学生生活の充実を図ることを目的として、日本人学生が外国人留学生の支援を行う制度（チューター制度）が設けられている。これらの施設や制度を通して、留学生の生活指導や生活支援を図る。さらに、本法学部には中国出身の専任教授が2名所属しており、留学生に対する母国語による継続的かつ緊密な指導体制が用意できている。

⑩ 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

本研究科は、地方公共団体職員、司法書士、行政書士又は社会保険労務士等、実務経験者としての業務を継続しながら、「法律学に関する高度専門職業人」となることを目指していることを入学者像の大きな柱としている。それゆえ、このような入学者が円滑に履修できるために、本研究科は、大学院設置基準第14条に定める方法により教育を行う。

1. 修業年限

標準修業年限は2年であるが、長期履修学生制度を創設する予定である。職業を有している等の理由により標準修業年限内に大学院の教育課程を履修することが困難な者は、申請により修業年限を3年又は4年とすることが可能である。また、同制度では入学手続時又は入学年度の2月末までに修業年限の変更手続をとることができるよう取扱う予定である（資料07）。

2. 履修指導及び研究指導の方法

入学後、学生は指導教員及び副指導教員（設置の趣旨22頁「④-3-(1)Ⅲ教員による学修支援体制」参照）による在学期間中一貫した指導を受ける。長期履修学生制度を利用する学生に対しても、学生の学修の伴走者として指導教員及び副指導教員が対応することに変わりはない。学生が履修科目を選定する際にも、指導教員（副指導教員）と相談し、指導教員の承認を得て履修登録を行う仕組みになっている。そして、指導教員の担当科目及び課題演習は、学生の必要に応じて平日の第6時限（18：00～19：30）又は土曜日に開講する。

3. 授業の実施方法

学生（特に社会人）の都合を最大限考慮して、授業を実施する（月曜日から金曜日までの第6時限（18：00～19：30）と、土曜日第1時限から第4時限（8：30～15：45）を利用して授業を行うこともあり、一部科目については、夏期休暇中の集中講義で対応する予定である。

4. 教員の負担の程度

本研究科設置に伴い大学院を担当する教員の負担が増大することが予測される。教員2名を増員するとともに、学部教育体制において、教育者として成長した准教授・講師の分担分を増し大学院教育に大きく関わる教員の負担を軽減する予定である。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

(1) 学習面

学生は、資料収集を行うため、図書館及び総合研究所を利用することができ、仮に学内施設に資料が存在しない場合は、全国の図書館から資料を取り寄せることができる。また、樋又キャンパス内の自習室（アカデミック・ソーシャル・コモンス）では、移動式のプロジェクターを利用すれば、パソコンにある資料等を投影することが可能となり、学生間で議論を行うことができる。さらに、樋又キャンパス内では、Wi-Fiを利用するネット環境となっており、教室は、すべてプロジェクター及びスクリーンを配備しているので、研究会又は報告会等に向けたプレゼンの練習等も可能となる（資料14）。

また、学生は、学内に併設されている松山大学生協書籍部において、通常より廉価にて書籍を購入することができる。

情報環境は、図書館等の学習・自習エリアや談話室、教室及びその周辺においては、Wi-Fiを利用できるネット環境が整っており、本学が発行したアカウントを利用して、メール等の各種サービスを利用することができる。また、パソリ（非接触型ICカードリーダー）を利用すれば、構内でしか閲覧できない情報を学外からもアクセスすることができる。

(2) 生活面

学生生活において問題が生じた場合、3号館1階の学生支援室・学生課・保健室を利用することができる。学生支援室は、平成24年1月に開設され、学生のなんでも相談窓口として利用されており、学生一人ひとりが充実した学生生活を送れるよう、勉強に関する相談、学生生活を送る上での些細な疑問、質問、悩みの相談等に対応している。必要に応じて関係事務部署とも連携を図りながら、サポート体制⁹を整えている。

また、学費¹¹などの問題については、学生課に相談することができる。

健康管理については、保健室を利用することができる。本学は、夜間開講の松山短期大学を併設しているため、保健室の開室時間は、8:30～21:30となっている。

学生は、構内の食堂（2か所）及びカフェ（1か所）を利用することができ、売店において弁当などの購入も可能となっている（営業時間等の詳細については、資料14を参照）。

6. 入学者選抜の概要

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を受けるための特別の選抜制度は設けない。本特例の希望者には、入学前に研究や履修の計画を十分に相談して対応するものとする。

⑪ 管理運営

本学には、学部とは別に松山大学大学院学則第41条に基づき、研究科ごとに大学院研究科委員会を設置し、個別のカリキュラムや人事（研究科担当教員の選考）等の審議にあたることとしており、一定の独立性が保たれるように運営されている。大学全体の教学に関する事案については、学長、副学長、各学部長、各研究科長及び各種委員会委員長等をもって構成する松山大学教学会議（資料19）において、学内の関係機関と緊密に連携をとれる体制が整っている。また、大学院における教学に関する事案については、

10 松山大学ホームページ 学生支援室：<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/shien/shien-about/> 参照

11 松山大学ホームページ 学費・奨学金・奨励金：<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/gakuhi/syogaku/> 参照

松山大学大学院教学委員会（資料20）が定めるところに基づき審議がなされるという仕組みが構築されている。

1. 研究科委員会

本大学院の各研究科は、教授会に代わりそれぞれ研究科委員会を置き、研究科の授業科目を担当する各専攻の本学大学院専任教員をもって組織され、研究科ごとに互選により研究科長を選出し（松山大学大学院研究科長選考規程第4条）、研究科長が研究科委員会を招集し（松山大学大学院各研究科委員会規則第2条第1項）、その議長となる（松山大学大学院各研究科委員会規則第3条）。審議事項は、松山大学大学院各研究科委員会規則第4条第1項に掲げられた事項である（資料21）。また、研究科委員会の運営を円滑に行うため、各研究科に各研究科長及び各研究科運営委員（各1名）で構成する松山大学大学院研究科運営委員会を設置し、松山大学大学院各研究科委員会規則第4条に定める事項について協議している。

- (1) 入学, 休学, 退学及び除籍など
- (2) 試験及び課程修了の認定
- (3) 学位の授与
- (4) 授業科目の設定及び改廃, 単位数, 履修方法並びに担当者
- (5) 他大学の大学院等との協議
- (6) 科目等履修生, 委託生及び研究生
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言, 指導その他の援助
- (8) 研究科長及び研究科運営委員の選出など
- (9) 教員の資格審査並びに任免案
- (10) 大学院のみの専任教員の留学又は派遣
- (11) 大学院のみの専任教員の学外出講など
- (12) 大学院学則及び松山大学学位規則
- (13) 学則中, 各研究科の教育研究に関する事項

2. 教学委員会

本学大学院は、松山大学大学院教学委員会規程第1条において、教育・研究の使命達成に資することを目的として松山大学大学院教学委員会を設置している。教学委員会は、各研究科長及び各研究科運営委員（各1名）で構成され、審議事項は、松山大学大学院研究科委員会規則第4条に定める審議事項のうち、各研究科に共通する事項である（資料20）。

- (1) 教学委員会は、松山大学大学院研究科委員会規則第4条に定める審議事項のうち、各研究科に共通する事項について審議する。
- (2) 教学委員会の審議結果について、各研究科長は各研究科委員会に諮らなければならない。

⑫ 自己点検・評価

本学では、教育研究の改善・改革の取組みに加えて、内部質保証システムを構築し、機能させるために「学校法人松山大学自己点検・評価規程」（以下「規程」という。）を定め、規程第4条第1項第2号に基づき、松山大学自己点検・評価実施委員会（以下「委員会」という。）を設置している。

内部質保証の取組みとして、松山大学内部質保証の方針に基づき、自らの責任において教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的かつ継続的に質の向上を図っている。内部質保証システムは、教育・研究活動、特に「学位プログラム」の設計・管理・評価・改善のPDCAサイクルを組織間で連携・協力し恒常的に行うため、学部・研究科・委員会・事務局（以下「各部局」という。）は、構成員との連携・協力のもと各部局内で自己点検・評価を行い、部局自己点検・評価報告書を作成している。次に松山大学自己点検・評価実施委員会において、部局自己点検・評価報告書に基づいて全学自己点検・評価報告書を作成し、学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会にて総括している。その後、学校法人松山大学外

部評価委員会において、第三者の視点から点検・評価を経て、その結果に基づき、全学的な教学マネジメントを行う教学会議において教育課程の編成等を策定し、各部局、構成員とともに実施検証している。また各部局は、部局自己点検・評価報告書を踏まえて、改善行動計画書を作成し内部質保証を継続的に推進している。さらに各教員は「教員の教育研究活動に関する自己点検・評価ガイドライン」に基づき、教員活動自己点検・評価表を作成し、教員個人及び各部局の諸活動の改善のために活用して、教育の質向上に努めている。

学生による授業評価については、前期、後期の学期末に実施し、個々の教員レベルでの授業改善だけでなく、中期的見通しをもって学科及び専攻の教育課程の在り方、授業方法の在り方等について、学年進行に伴って点検・評価した上で、研究科独自の分析・検討を行い、学生と教員との相互的学修となる教育実践のあり方について、確実に反映させていく予定である（資料22）。

⑬ 認証評価

本学は、平成25年度に公益財団法人大学基準協会の大学評価を受審し、同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けた。認定の期間は平成33年3月31日までとなっており、今後も政令で定める期間（7年）ごとに受審する計画であり、平成32年度に受審する予定である。

なお、前回の認証評価では、基礎となる本法学部に対して、「教育課程の編成、実施方針を踏まえ、1年次には『憲法I（人権）』、『刑法I（総論）』、『民法I（総則）』の基本三法を必修科目に、『法律学入門』『政治学入門』を準必修科目として、法制度の基礎や法律学の学修を始めるにあたって必要な事項を教授している。2年次以降は学生の希望する進路に応じたリーガル・マインドを涵養できるよう『司法コース』『法律総合コース』『公共政策コース』を選択させるという、順次的・体系的に履修できるように配慮されたカリキュラムとなっている。さらに、3コースのいずれに属していても、法解釈のスキル向上を目的とした『判例読解』、『論文作法』、また演習科目が履修できるよう配置されており、法解釈を教授できる環境が整備されている。」という評価を受けた。これを踏まえて、高度な内容の授業を行うことを企図し、1年間の履修登録単位数を50単位にしていた。しかしこの点に関しては、上限が高すぎると努力課題ではあったが提言を受けたため、平成26年6月19日開催の法学部教授会で48単位に修正したことにより改善が図られた。現在では、問題点は解消されているが、上記のような学部教育の限界を前提として、高度な法解釈能力の育成が可能となる環境整備が火急の課題であるという認識にいたったことが、本研究科設置構想を決定する一因となっている。

⑭ 情報の公表（資料23）

1. 全学的な取組

本学では、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育研究活動等の状況に関する情報の公表については、大学のホームページに「情報公開」の専用ページを設け、閲覧しやすい形で公表している。掲載項目は、大学の理念・目的、学部学科等の教育目標と教育方針、カリキュラム、シラバス、学則、大学の基本情報（定員、学生数、教員数等）、自己点検・評価報告書、財務情報、事業計画、事業報告、教員の専門分野等である（学校法人松山大学情報公開に関する規程第3条参照）。設置する法学研究科も下記の内容を含ませる。

松山大学ホームページ情報公開掲載ページURL <https://www.matsuyama-u.ac.jp/>

具体的な情報公表の内容は以下のとおりである。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

「学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的」

大学・大学院

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/about/mokuteki/>

トップページ>大学案内>松山大学とは>教育目的と教育目標（松山大学）

「教育理念と教学上の方針」（校訓、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー 等）

松山大学の教育理念

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/about/rinen/>

トップページ>大学案内>松山大学とは>教育理念

松山大学の学部・研究科の学位授与方針

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/about/policy/>

トップページ>大学案内>松山大学とは>教育方針（3つのポリシー）

イ 教育研究上の基本組織に関すること

組織図

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/sosiki/soshikizu/>

トップページ>大学案内>大学の組織>組織図

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

専任教員数

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/page03-2/>

トップページ>大学案内>情報公開>教員組織、教員の数、各教員の業績等

教員組織、各教員が有する学位及び業績

<https://syl.matsuyama-u.ac.jp/mtuhp/KgApp>

トップページ>大学案内>情報公開>教員組織、教員の数、各教員の業績等

松山大学・松山短期大学教員情報検索サイト

専任教員年齢構成

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/page03-2/>

トップページ>大学案内>情報公開>教員組織、教員の数、各教員の業績等

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者受入れ方針

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/about/policy/>

トップページ>大学案内>松山大学とは>教育方針（3つのポリシー）

入学者数、学生数、収容定員、学位授与及び退学除籍率他

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/page04-2/>

トップページ>大学案内>情報公開>入学者数、収容定員、学生数、卒業・修了生数、就職等の状況等

卒業者数、進学者数、就職者数

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/recruit/info/info-jyokyo/>

トップページ>就職情報>就職情報>就職状況

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

「授業科目、授業方法・内容、年間の授業の計画（シラバス）」

シラバス

<https://syl.matsuyama-u.ac.jp/>

トップページ>大学案内>情報公開>授業科目、授業方法・内容、年間の授業計画（シラバス）

年間行事予定

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/schedule/schedule/>

トップページ>学生生活>年間行事予定>年間行事予定

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

「成績評価基準、学位名称、卒業・修了の要件等」

大学学則、大学院学則

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/page07-2/>

トップページ>大学案内>情報公開>成績評価基準、学位名称、卒業・終了の要件等

学位規則、単位認定規程

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/kyomu/kyomu/>

トップページ>学生生活>教務課からのお知らせ>全学部共通

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスの概要

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/page09-2/>

トップページ>大学案内>情報公開>校地、校舎等の施設・設備、学生の教育研究環境

文京キャンパス

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/campus/bunkyo/>

トップページ>大学案内>アクセス（施設・キャンパス紹介）>文京キャンパス・樋又キャンパス

御幸キャンパス

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/campus/miyuki/>

トップページ>大学案内>アクセス（施設・キャンパス紹介）>御幸キャンパス（運動施設）

久万ノ台グラウンド

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/campus/kumanodai/>

トップページ>大学案内>アクセス（施設・キャンパス紹介）>久万ノ台グラウンド（運動施設）

東京オフィス

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/campus/mto/>

トップページ>大学案内>アクセス（施設・キャンパス紹介）>東京オフィス

図書館

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/library/>

トップページ>図書館

セミナーハウス

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/campus/kinen/>

[トップページ](#)>[大学案内](#)>[アクセス（施設・キャンパス紹介）](#)>[松山大学温山記念会館（西宮）](#)

[キャンパスマップ](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/campus/campusmap/>

[トップページ](#)>[大学案内](#)>[アクセス（施設・キャンパス紹介）](#)>[キャンパスマップ](#)

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

[納付金額一覧](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/page10-2/>

[トップページ](#)>[大学案内](#)>[情報公開](#)>[授業料、入学料、その他の大学が徴収する費用](#)

[学費](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/gakuhi/about/>

[トップページ](#)>[学生生活](#)>[学費・奨学金・奨励金](#)>[学費について](#)

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

[学生生活](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/>

[トップページ](#)>[学生生活](#)

[学生生活支援](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/shien/>

[トップページ](#)>[学生生活](#)>[学生生活支援](#)

[就職・キャリア形成（就職情報、各種資格・講座）](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/recruit/>

[トップページ](#)>[就職情報](#)

[国際センター（海外語学研修・留学）](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/international/>

[トップページ](#)>[国際交流](#)

コ その他

「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力」

[カリキュラム、コース案内等](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/page06-2/>

[トップページ](#)>[大学案内](#)>[情報公開](#)>[教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力](#)

「学則等各種規程」

[諸規程・諸規則](#)

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/life/kyomu/kyomu/>

[トップページ](#)>[学生生活](#)>[教務課からのお知らせ](#)>[全学部共通](#)

「設置計画履行状況報告」

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/keikaku/>

[トップページ](#)>[大学案内](#)>[情報公開](#)>[設置計画履行状況報告](#)

「自己点検・評価報告書」

自己点検・評価及び認証評価

<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/hyouka/>

トップページ>大学案内>情報公開>自己点検・評価及び認証評価

2. 本法学部における取組み

本研究科の発足にあわせて、本研究科ホームページを開設し、詳細な授業内容及び研究科独自の教育プログラムを速やかに開示できる体制を構築する。これにより本研究科修了生の就業支援にもつなげることを予定している。「松山大学大学院案内」に本研究科の情報も掲載し、進学希望者向けにパンフレットも発行する予定である。

⑮ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント [FD])

(1) 現状

本学では、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するために、大学・短大及び大学院にそれぞれファカルティ・ディベロップメント委員会を置いている。各研究科長、各研究科委員会において選出された者各1名により構成される大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)(資料24)では、大学院で共通する教育研究活動等の充実と改善に関する事項等について審議し、学内でFD研修会を開催する等して組織的に問題解決に当たっている(資料25)。基礎学部である本法学部では、学部構成員が法学研究の基本である「視点の複数性(1つの事実に対して複数の規範の存在を前提として、その社会において最も妥当な規範を検討すること、言い換えれば、判例の社会における規範的効力を前提としつつも、それ以外の可能性を常に留保する姿勢を維持すること)」を確保するための努力を重ねた上で、「視点の複数性」を意識した教育を行っている。この「視点の複数性」を確保するためには、多様な意見を有する論者との交流が有効である。そこで、基礎学部である本法学部では、「視点の複数性」確保の観点から、国内外の著名な研究者を招聘して、松山大学において、学術講演会及び研究会を開催すると同時に、海外に赴き、学術講演会及び研究会を実施している(資料26)。

(2) 今後の予定

大学院の組織全体の取組としては、前述のFD委員会を中心に教育研究活動のさらなる充実を目指していく。また、現在まで本法学部で行っている講演会及び研究会を実施していくとともに、本研究科では、年に2回程度本研究科担当教員によるFDを行う。FDでは、本研究科の教育目標の内容を本研究科担当教員に周知し、教育目標の実質化のための方策について意見交換を行う。さらに、新年度の初回の授業において、当該授業がDPとの関係で如何なる意義を有するかについて、学生に周知できる体制を構築する

2. 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学職員を含むに必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組(スタッフ・ディベロップメント [SD])

学校法人松山大学(以下「本法人」という。)の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本法人職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うことを目的とし、平成30年3月26日に学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程を制定し、4月1日に学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を設置した(資料27)。

委員会は、総務担当理事、教学担当理事、事務局長、経営企画部の長、総務部の長、教務部の長で構成されていることから、これまでの総務部人事課所管による学内外での研修(資料28)以上に、多角的な視点による研修の提案実施が可能となる体制が整った。

今後は、職員それぞれが目標を持ったキャリアプランを構築できるよう、また、職員に必要な知識及び技能の形成が段階的計画的に行えるよう、委員会において人材育成ビジョンを整備していく予定である。

資料 目次

- 資料 01 松山大学G P（法学部企画）
- 資料 02 中国及び台湾の大学との学術交流の実績
- 資料 03 大学院法学研究科のカリキュラム
- 資料 04 学校法人松山大学教育職員の任用の特例に関する規程
- 資料 05 学校法人松山大学職員定年規程
- 資料 06 学校法人松山大学教育職員の人事について
 - ①学校法人松山大学教育職員の再雇用等に関する規程
 - ②法学部の今後 10 年間人員適正化に向けた計画
- 資料 07 松山大学大学院法学研究科長期履修学生取扱規程(案)
- 資料 08 研究指導計画、評価基準
- 資料 09 履修モデル、時間割
- 資料 10 松山大学学位規則
- 資料 11 公正な研究活動の推進に関する取扱いについて
 - ①学校法人松山大学研究活動行動規範
 - ②松山大学・松山短期大学における公正な研究活動の促進に関する委員会規程
- 資料 12 大学・大学院、短期大学時間割
- 資料 13 大学院生研究室図面
- 資料 14 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置
- 資料 15 データベース一覧
- 資料 16 松山大学総合研究所図書資料利用規程
- 資料 17 基礎となる学部との関係（関係図）
- 資料 18 非正規生に関する取扱いについて
 - ①松山大学大学院科目等履修生規程
 - ②松山大学大学院委託生規程
 - ③松山大学大学院研究生規程
- 資料 19 松山大学教学会議規程（抜粋）
- 資料 20 松山大学大学院教学委員会規程
- 資料 21 松山大学大学院各研究科委員会規則
- 資料 22 松山大学における自己点検・評価の体制
- 資料 23 学校法人松山大学情報公開に関する規程
- 資料 24 松山大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（抜粋）
- 資料 25 松山大学、松山大学大学院 FD 研修会実施状況
- 資料 26 国内外の研究者との交流
- 資料 27 学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程
- 資料 28 平成 30 年度学校法人松山大学 SD 研修実施状況

資料 01 松山大学G P（法学部企画）

松山大学G Pについて（2011（平成 23）年度松大G P公募要領参照）

松山大学では、教育改革を一層推進し、優れた教育の取組を支援するために、学内で松大G Pの募集が行われた。本研究科の基礎となる法学部では、2011（平成 23）年度～2013（平成 25）年度の間、松大G Pに基づき、大学からの資金を得て、「松山大学の三恩人とその周縁の再考証—『校訓三実主義』の再検証をめざして—」をテーマとして、法学部松大G Pを実施した。その過程で、松山大学の三恩人の一人である、加藤恒忠（雅号：拓川）氏（第5代松山市長）や民法学者（『民法典論争』の権威）である星野通氏（松山商大第2代学長）の足跡について再認識され、松山大学に法学研究科を設置すべきであるという機運が高まった。

さらに、定期的に、国内外の著名な研究者に松山大学にお越し戴き、学術講演会（学生・一般市民向け）及び学術研究会（学部教職員向け）を開催している。また、海外の大学との学術交流協定を締結すると共に、学術交流を実質化するために、海外の大学に出向き研究会と行っている。

法学部松大G Pの成果の一部

- ①加藤恒忠（拓川）氏の足跡（ドイツ・ベルギー）の調査
- ②愛媛県内の自治体首長による講演会
- ③星野通編『民法典論争資料集』復刻増補

①について

加藤恒忠（拓川）氏の足跡（ドイツ・ベルギー）の調査の過程で面識を得た Prof. DR. W. F. Wande Walle 氏による講演会を実施した。

論題：「1902年～1906年のベルギー～“拓川”のいたヨーロッパ～」

講師：Prof. DR. W. F. Wande Walle

日時：2014（平成 26）年 2 月 3 日

会場：松山大学文京キャンパスカルフル

②について

加藤恒忠（拓川）氏が第5代松山市長であることに鑑み、2012（平成 24）年愛媛県内の自治体に依頼して、リレー講座を行っている（当初の2年間（2012（平成 24）年～2013（平成 25）年）は、自治体の首長による講演会が実施された）。

③について

「民法典論争の大家」である星野通氏（松山商科大学 第2代学長）による『民法典論争資料集』（日本評論社）が絶版となっていたため、復刻・増補を行うこととした。星野通編『民法典論争資料集』の復刻増補を契機として、シンポジウム『『民法典論争資料集』（復刻増補版）の現代的意義』を行った。

論題：『『民法典論争資料集』（復刻増補版）の現代的意義』

司会：沖野 眞巳 教授（東京大学）

基調講演：

- ① 村上 一博 教授（明治大学）

資料 01 松山大学G P (法学部企画)

② 池田 眞朗 教授 (慶應義塾大学：当時)

個別報告：

① 岡 孝 教授 (学習院大学)

② 岩谷 十郎 教授 (慶應義塾大学)

③ 大村 敦志 教授 (東京大学)

日時：2013 (平成 25) 年 11 月 9 日

場所：松山大学文京キャンパス 8 号館 820 番教室

出版物

松山大学法学部松大G P 推進委員会 (委員長：妹尾克敏教授)

① 『星野通編著『民法典論争資料集』(復刻増補版)』(日本評論社)

② 『松山大学法学部自治体首長リレー講座 (2012 年度～2013 年度)』(ぎょうせい)

③ 『シンポジウム『民法典論争資料集』(復刻増補版)の現代的意義』(ぎょうせい)

以上

2011(平成 23)年度松大GP公募要領

1. 事業の目的

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成 20 年 12 月 24 日)では、教学経営における「三つの方針」(①学位授与の方針②教育課程編成・実施の方針③入学者受入れの方針)の明確化等を進め、その実行と達成に向けての教育活動を展開していくことが重要であると言われており、この中で特に「学位授与の方針」については、学習成果ということを重視する観点から、各大学において、学位授与の方針や教育研究上の目的を明確化し、その実行と達成に向けて教育活動を展開していくことが必要とされています。

その実現のために、教養教育や初年次教育、学外との連携教育プログラム、人材育成のための教育方法の改善、FD・SD 活動、高大連携、学習支援システムの導入などの取組に対して支援することは、松山大学・松山短期大学がこれから直面する問題を解消でき、社会を担う優れた人材を養成し、社会からの信頼・期待に応えるためにも必要不可欠であります。

そこで、教育改革を一層推進し、優れた教育の取組を支援するために、松大G Pを募集いたします。なお、平成 22 年度文部科学省が実施した、大学教育・学生支援推進事業や大学院教育改革推進事業、大学生の就業力育成支援事業といった補助金対象となり得るような内容の事業を目指すものを前提条件といたします。

2. 事業の概要

(1) 申請の対象

- ①学部、研究科、短期大学の教育目的に沿った教育の質の向上を図ろうとするものであって、学部・学科、研究科、短期大学(教員個人の取組や学部・学科の細分単位【学部・学科内のコースなど】は不可)の単位、または大学全体での取組であるもの。
- ②新たな試みを計画する際、その基盤となる取組が教育目標に対して既に一定の実績を上げているもの、また、この事業を契機に教育の質保証の強化に資することを目的とするもの。

3. 申請件数

学部・学科、研究科、短期大学からそれぞれ 1 件とします(各学部・学科、研究科、短期大学で既に採択され実施している場合は、申請できません)。ただし、複数の学部、研究科、短期大学が共同で行うものは、別件として申請できます。

4. 申請方法

取組の概要、取組の趣旨・目的・達成目標、取組の具体的内容・実施体制等、取組の評価体制・評価方法・評価結果の反映、取組の実施計画等について、取組に係る経費を取りまとめて、別紙の平成 23 年度松大G P申請書より申請してください。必要な書類(内容を裏付けるデータ、資料や見積書等)があれば、添付して申請してください。

(1) 取組の概要

資料 01 松山大学G P（法学部企画）

申請する取組の全体像を記入してください。図表等を組み入れても構いません。

・主な取組（あくまでも例示であり、限定するものではありません。）

- ① 「体系的な教育課程」：順次性のある体系的な教育課程編成
- ② 「幅広い学びの保証」：幅広い学びを保証する教育課程の体系化
- ③ 「課題探求能力」：課題探求能力等を育成する体系的な教育課程編成
- ④ 「学習時間」：単位制度の実質化を図るための学習時間の確保
- ⑤ 「授業計画の明確化」：単位制度の実質化を図るための授業計画の明確化
- ⑥ 「授業時間の確保」：単位制度の実質化を図るための必要な授業時間の確保
- ⑦ 「キャップ制」：単位制度の実質化を図るための上限単位の設定
- ⑧ 「双方向型学習」：双方向型学習による教育方法の改善
- ⑨ 「T A」：T Aを活用した教育方法の改善
- ⑩ 「S A」：S Aを活用した教育方法の改善
- ⑪ 「少人数指導」：少人数指導による教育方法の改善
- ⑫ 「情報通信技術の活用」：情報通信技術を活用した教育方法の改善
- ⑬ 「成績評価基準」：成績評価基準の設定
- ⑭ 「G P A」：G P A等の客観的評価基準の導入
- ⑮ 「多面的な評価」：多面的な評価方法による成績評価
- ⑯ 「初年次教育」：初年次教育の充実
- ⑰ 「高大連携」：高大連携の推進
- ⑱ 「F D」：ファカルティ・ディベロップメント（F D）の充実
- ⑲ 「S D」：スタッフ・ディベロップメント（S D）の充実

（2）取組の趣旨・目的・達成目標

以下の内容を踏まえつつ、具体的に記入してください。

①取組を実施するに当たっての背景

- ・ 取組に係る現状と課題について
- ・ 取組を実施する必要性について

②取組の具体的な目的

③取組による達成目標

- ・ 取組の実施による具体的な達成目標や期待される成果について（取組の実施により、何をどこまで引き上げるのかなど、達成すべき目標等を具体的に記入してください。）

（3）取組の具体的な内容・実施体制等

以下の内容を踏まえつつ、具体的に記入してください。

- ・ 取組の具体的な内容について
- ・ 学士力の確保や教育力向上に向けた方策について
- ・ 取組の実現に向けた実施体制（大学としての組織的な取組体制等）について

（4）取組の評価体制・評価方法・評価結果の反映

以下の内容を踏まえつつ、具体的に記入してください。

資料 01 松山大学G P（法学部企画）

①評価体制

- ・ 取組に対して、組織として評価を実施する体制等の整備、
または整備計画について
- ・ 取組期間終了時における評価体制等について

②評価方法

- ・ 取組の達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標

③評価結果の反映

- ・ 評価結果を取組の改善に結びつけるシステムについて

(5) 取組の実施計画等について

以下の内容を踏まえつつ、具体的に記入してください。必要に応じて図表や写真等を組み入れても構いません。

- ①取組の全体スケジュール及び各年次の実施計画
- ②取組に参加する教職員と学生の数
- ③取組期間終了後の大学等における取組の展開の予定（財政的措置も含む）

(6) 取組に係る経費

取組全体の実施計画に基づいて、申請額を年度別にそれぞれ記入し、併せて合計額を記入してください。（金額は、千円単位で記入してください）

なお、取組に対する経費は以下の通りとします。

- ①事業上限額：1,000 万円／年（1 事業につき）
- ②支援期間：3 年以内（平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで）
- ③奨学金などの経済的支援に関する経費については、対象外とします。

5. 選定方法

申請された事業については、プレゼンテーション、ヒアリングを実施後、常務理事会にて査定の上決定いたします。

なお、プレゼンテーションは、11 月中旬～下旬を予定しています。選定件数は年間 3 件を上限といたします。

6. 実施状況報告

承認された事業につきましては、各実施年度終了後に別紙の採択実施報告書（別添資料や写真、図表も可）を提出することとします。（報告締め切りは、実施翌年度 4 月末日）当年度の事業内容や今後の計画の見通し、経費支出状況や今後の経費状況など、具体的に報告してください。

なお、採択実施報告書の結果、成果又は効果等の内容によっては、翌年度以降も事業がある場合に再検討または中止していただくことがあります。

7. 提出先・提出期限

- (1) 提出先：経営企画部経営企画課
- (2) 提出締切：平成 22 年 11 月 12 日（金）17:00

8. 査定結果の通知

常務理事会で査定後、12月上旬に査定結果を申請責任者ならびに学内掲示板でご連絡いたします。

①研究会

本法学部主催(共催含む)の学術講演会及び学術研究会

講演会・研究会等	日時	会場	論題	講師
第4回日台司法制度研究会	2017(平成29)年9月11日	本学文京キャンパス 東本館7階会議室2	「心身障害者の教育権」「特許侵害による損害賠償と損害額の算定」	許育典氏(国立成功大学特聘教授・社会科学学院院长)、葉婉如氏(国立成功大学法律学系助理教授)
第2回日台司法制度研究会	2015(平成27)年9月3日	本学文京キャンパス 東本館7階会議室2	大学自治と教員・学生の権利(原題: 大学自治與教師學生權利) Copyleft, Creative Commons and Social Contracts Fighting Internet Piracy for Copyright: Perspectives and Reflections	許育典氏(国立成功大学法律學系特聘教授) [Professor Yue-Dian Hsu] (社会科学院長) 陳俊仁氏(国立成功大学法律學系教授) [Professor Chun-Jen Chen] (法律學系主任(学部長)) 陳思廷氏(国立成功大学法律學系助理教授) [Assistant Professor Sting Chen]
講演会	2014(平成26)年7月14日	本学文京キャンパス 8号館820教室	中国ビジネス法の最前線	蔡元慶氏(中国深圳大学法学院教授、中国深圳大学会社法研究センター長:当時)
研究会	2014(平成26)年7月14日	本学文京キャンパス 東本館7階会議室2	中国の商慣習と立法	同上
日台司法制度研究会 (主催:台湾成功大学法律學系、松山大学法学部)	2012(平成24)年12月4日	本学文京キャンパス 東本館7階会議室2	台湾成功大学法律學系所属 多元文化國下的智慧財產權保障 “Private Use as a Limitation of Copyright holder’s Economic Rights in the Digital Age- Perspectives of France and Taiwan” “The Limitation of Intellectual Property Rights under Antitrust Law: From the Perspectives of the United States and Taiwan”. 松山大学所属	許育典 特聘教授 / Professor Yue-Dian Hsu (主任(学部長):当時) 陳思廷 助理教授 / Assistant Professor Sting Chen 陳俊仁 副教授(当時) / Associate Professor Chun-Jen Chen 明照 博章教授

資料 02 中国及び台湾の大学との学術交流の実績

			独禁法における審判制度改正 (“Reform of Trial Procedures in Antitrust Act”) 行政法における改正動向 (“Trend in Administrative law”) 知的財産法における厳罰化傾向 (“Making the law stricter in Intellectual Property Law”)	倉澤 生雄准教授(当時) 今村 暢好准教授
講演会	2012(平成 24)年 7月9日	本学文京キャンパス 8号館845教室	中国経済の高度成長と民商法の発展	梁 上上氏(中国浙江大学光華法学院副院長、教授当時)
講演会	2010(平成 22)年 6月21日	本学文京キャンパス 8号館821教室	中国の憲法改正と経済制度の変遷	強 力氏(中国西北政法大学経済法学院教授)
講演会	2008(平成 20)年 1月10日	本学文京キャンパス 2号館211教室	台湾における企業法制度の現状と発展	王 志誠氏(台湾國立中正大學法學院教授)
研究会	2008(平成 20)年 1月10日	同上 東本館7階会議室1	中華民国の政治制度	同上
講演会	2005(平成 17)年 11月10日	本学文京キャンパス 5号館532教室	中国憲法制度の形成と変容	劉 惠栄氏(中国海洋大学法学院法律学系教授、主任(学部長):当時)
研究会	2005(平成 17)年 11月10日	同上 東本館7階会議室3	日中の法学部教育について	同上

海外での研究会

シンポジウム等	日時	主催	会場	参加者(松山大学法学部所属)
成功大學社会科学 院日本法研究会 第5回 日台司法制度 研究会	2018(平成 30)年 9月15日	(台湾)成功大學 法律学系=松山 大学法学部	会場:成功大學法 律學系	参加者(松山大学法学部所属) 倉澤 生雄 教授(学部長) 銭 偉栄 教授 遠藤 泰弘 教授 牧本 公明 准教授
2017(平成 29)年度 日本法研究会	2017(平成 29)年 11月	玄奘大学社会科学 学院	玄奘大學図書大樓	参加者(松山大学法学部所属) 倉澤生雄 教授 古屋壯一 教授 今村暢好 准教授
国際シンポジウム 「経済活動秩序と刑事 制裁」	2015(平成 27)年 5月	玄奘大學法律學 系	台湾・玄奘大學善 導活動センター	明照 博章 教授(学部長:当時) 銭 偉栄 教授
シンポジウム 「日中法制比較研	2015(平成 27)年 3月	中国深圳大学法 学院	中国深圳大学文科 樓	明照 博章 教授(学部長:当時) 王 原生 教授

資料 02 中国及び台湾の大学との学術交流の実績

究]				遠藤 泰弘 教授 妹尾 克敏 教授 銭 偉栄 教授 内海 淳一 准教授 倉澤 生雄 准教授(当時)
第1回日台法学発展 シンポジウム	2014(平成26)年 9月	台湾國立成功大 學法律學系	台湾國立成功大學 法律學系	明照 博章 教授(学部長:当時) 王 原生 教授 妹尾 克敏 教授 村田 毅之 教授 今村 暢好 准教授 倉澤 生雄 准教授(当時)
国際シンポジウム 「共犯論の現在と展 望」	2014(平成26)年 5月	東吳大學法學院 刑事法研究セン ター 中央警察大學法 律學系 台湾刑事法學會	東吳大學城中校区	明照 博章 教授(学部長:当時) 今村 暢好 准教授
シンポジウム 「日台犯罪関与論」	2014(平成26)年 5月	中央警察大學法 律學系 台湾刑事法學會 東吳大學法學系 玄奘大學法律學 系	台湾中央警察大學 警光楼	明照 博章 教授(学部長:当時) 今村 暢好 准教授
シンポジウム 「日台における知的 財産権と経済法制の 新動向」	2013(平成25)年 5月	台湾國立成功大 學法律學系	國立成功大學社會 科學院大樓2樓實 習法庭	村田 毅之 教授(学部長:当時) 銭 偉栄 教授 明照 博章 教授
シンポジウム 「日中法制度比較研 究」	2013(平成25)年 3月	中国浙江大学光 華法学院 松山大学法学部	中国浙江大学光華 法学院會議室	王 原生 教授 妹尾 克敏 教授 銭 偉栄 教授 明照 博章 教授 今村 暢好 准教授 遠藤 泰弘 准教授(当時) 内海 淳一 准教授 倉澤 生雄 准教授(当時)
北京西山・文化横断 国際シンポジウム	2012(平成24)年 7月	中国北京北方工 業大学	中国北京北方工業 大学	明照 博章 教授 銭 偉栄 准教授(当時)
シンポジウム 「日中法制度比較研 究」	2012(平成24)年 2月	中国青島大学法 学院 中国青島大学外 事処 松山大学法学部	中国青島大学法学 院會議室	妹尾 克敏 教授(学部長:当時) 王 原生 教授 村田 毅之 教授 明照 博章 教授 内海 淳一 准教授 倉澤 生雄 准教授(当時)
日中法制比較学術 研究会	2011(平成23)年 3月	中国西北政法大 學經濟法学院 松山大学法学部	中国西安西北政法 大学	妹尾 克敏 教授(学部長:当時) 王 原生 教授 古屋壮一 教授 明照 博章 教授

資料 02 中国及び台湾の大学との学術交流の実績

				内海 淳一 准教授 倉澤 生雄 准教授(当時)
日中法学教育研究会	2011(平成 23)年 3 月	中国北京北方工業大学 松山大学法学部	中国北京北方工業大学	妹尾 克敏 教授(学部長:当時) 王 原生 教授 古屋 壯一 教授 明照 博章 教授 内海 淳一 准教授 倉澤 生雄 准教授(当時)
シンポジウム 「日台財經法学国際 学術研究会」	2008(平成 20)年 3 月	台湾國立中正大 學法學院	台湾国立中正大學 法學院大法廷	内海 淳一 准教授 王 原生 准教授(当時) 倉澤 生雄 准教授(当時) 甲斐 朋香 准教授 水野 貴浩 講師 (当時)
日中学術研究会	2007(平成 19)年 3 月	中国深圳大学法 学院 深圳大学中日企 業法研究所 松山大学法学部	中国深圳大学文科 楼	廣澤 孝之 教授(当時) 内海 淳一 准教授 王 原生 准教授(当時) 甲斐 朋香 准教授(当時) 水野 貴浩 講師(当時)
日中学術交流会	2006(平成 18)年 11 月	中国清華大学法 学院 清華大学商法研 究センター 松山大学法学部	中国清華大学明理 楼	廣澤 孝之 教授 (当時) 内海 淳一 助教授(当時) 王 原生 助教授(当時)
日中法政学術研究 会	2006(平成 18)年 11 月	中国政法大学比 較法研究所 松山大学法学部	中国政法大学比較 法研究所會議室	廣澤 孝之 教授(当時) 王 原生 助教授(当時) 内海 淳一 助教授(当時)
日中学術研究会	2006(平成 18)年 3 月	中国海洋大学法 学院 松山大学法学部	中国海洋大学法学 院會議室	廣澤 孝之 教授(当時) 内海 淳一 助教授(当時) 王 原生 助教授(当時) 甲斐 朋香 講師(当時) 倉澤 生雄 講師(当時)

資料 03 大学院法学研究科のカリキュラム

科目区分	科目名	開講セメスター				単位数			授業形態	
		1	2	3	4	必修	選択必修	選択	講義	演習
共通科目 (2科目)	人権論総論特講	○				2			○	
	司法制度総論特講	○				2			○	
基幹科目 (7科目)	立法行政科目群	憲法研究特講	○				2		○	
		行政法研究特講	○				2		○	
		比較制度史研究特講		○			2		○	
	司法制度科目群	刑法研究特講	○				2		○	
		民法研究特講	○				2		○	
		企業法研究特講		○			2		○	
		労働法研究特講		○			2		○	
関連科目 (11科目)	立法行政科目群	憲法特論特講		○				2	○	
		行政法特論特講		○				2	○	
		比較自治制度特論特講			○			2	○	
		比較制度史特論特講			○			2	○	
		比較制度特論特講			○			2	○	
	司法制度科目群	刑法特論特講		○				2	○	
		訴訟法研究特講			○			2	○	
		刑事政策特論特講			○			2	○	
		民法特論特講		○				2	○	
		労働法特論特講			○			2	○	
		比較法特論特講		○				2	○	
演習科目 (4科目)	課題演習Ⅰ	○				2				○
	課題演習Ⅱ		○			2				○
	課題演習Ⅲ			○		2				○
	課題演習Ⅳ				○	2				○
24科目		-				12単位	14単位	22単位	-	
卒業要件及び履修方法						授業期間				
共通科目より4単位、基幹科目より6単位（基幹科目より6単位を超えて修得した単位は、関連科目の12単位に含めることができる。）、関連科目より12単位以上、演習科目より8単位、合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。						1学年の学期区分			2期	
						1学年の授業区分			15週	
						1時限の授業時間			90分	

資料04 学校法人松山大学教育職員の任用の特例に関する規程

○学校法人松山大学教育職員の任用の特例に関する規程

平成17年3月31日

制定

改正 平成18年3月23日

2013（平成25）年5月20日

2016（平成28）年5月24日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人松山大学（以下「法人」という。）における雇用期間の定めのある教育職員（以下「特別任用教育職員」という。）の任用についての特例を定める。

（定義）

第2条 特別任用教育職員とは、雇用期間を定め任用する職員のうち、年俸制賃金を適用する者をいう。

- 2 前項にかかわらず、外国語教育特別任用講師については、学校法人松山大学外国語教育特別任用講師規程を、薬学部特別任用助教については学校法人松山大学薬学部特別任用助教の任用に関する規程を適用する。

（任用）

第3条 特別任用教育職員の任用は、松山大学各学部教授会の議を経て理事長が決定する。

（雇用契約期間）

第4条 特別任用教育職員の雇用契約期間は、契約日から当該年度末までとする。

- 2 前項の契約は、満年齢70歳に達する日の属する年度を限度に、4回まで更新することができる。
- 3 前項にかかわらず、大学院研究科・専攻、又は学部学科を設置する等のために特に必要であると常務理事会が認めた者の契約更新限度は、常務理事会が定める。
- 4 更新後の雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（適用）

第5条 特別任用教育職員は、法人の諸規程において特段の定めがある場合を除き、教育職（二）の適用者とみなす。

- 2 前項にかかわらず、大学院研究科・専攻、又は学部学科を設置する等のために特に必要であると常務理事会が認めた者については、教育職（一）の適用者とみなす。

（職務）

第6条 特別任用教育職員は、1学年度を通じ、責任時間として1週当たり7.5時間を担当しなければならない。

- 2 特別任用教育職員は、教材作成など授業に関連する諸活動、授業以外での学生指導、学生相談及び研究活動にも従事するものとする。

（給与）

第7条 特別任用教育職員の給与は、学校法人松山大学給与規程の特例に関する規程に定める。

（国が交付する補助金等の事業に係る任用等）

第8条 国が交付する補助金等の事業（以下「当該補助事業」という。）の採択に伴い任用する

資料04 学校法人松山大学教育職員の任用の特例に関する規程

特別任用教育職員（以下「特別任用教育職員待遇」という。）の処遇は、第1条から第5条まで及び第7条の規定を準用する。

- 2 前項にもかかわらず、特別任用教育職員待遇の初年度の雇用契約期間は、契約日から当該年度末までとし、当該補助事業実施期間を限度に4回まで更新することができる。ただし、満年齢70歳に達する日の属する年度を超えないものとする。
- 3 第1項にもかかわらず、特別任用教育職員待遇は、当該補助事業に関する業務のみに専念することとし、原則として学校法人松山大学就業規則第36条から第39条までは、適用しない。ただし、当該補助事業に関する業務により、学外機関等に関係する場合は、この限りではない。
- 4 特別任用教育職員待遇は、学校法人松山大学授業担当時間及び講義超過手当に関する規程を適用しない。
- 5 第1項にもかかわらず、教員研究費は、支給しない。また、研究室の割当ては、原則として行わない。
- 6 第1項にもかかわらず、任用期間中の昇格は、行わない。
- 7 特別任用教育職員待遇の所属学部は、教学会議が決定する。

（その他）

第9条 この規程に定めのない事項については、法人の諸規程を準用する。ただし、第8条に規定する特別任用教育職員待遇の処遇については、必要に応じて常務理事会で審議及び決定する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。ただし、第6条第2項については、教学会議の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（2013（平成25）年5月20日）

この規程は、2013（平成25）年5月20日から施行し、2012（平成24）年12月1日から適用する。

附 則（2016（平成28）年5月24日）

- 1 この規程は、2016（平成28）年5月24日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前に法人と契約を締結した特別任用教育職員及び特別任用教育職員待遇については、なお従前の例による。

附 則（2017（平成29）年8月29日）

この規程は、2017（平成29）年8月29日から施行する。

○学校法人松山大学職員定年規程

昭和34年3月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松山大学就業規則第17条の2に定める学校法人松山大学の専任かつ常勤の職員（以下「職員」という。）の定年について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「教育職員」とは、別に定める学校法人松山大学給与規程（以下「給与規程」という。）

第8条第1号に定める教育職（一）基本給の適用を受ける教育職員をいう。

2 この規程において「事務職員」とは、給与規程第8条第3号から第5号までに定める事務職（一）、事務職（二）及び事務職（三）基本給の適用を受ける事務職員をいう。

(定年年齢)

第3条 職員の定年は、次のとおりとする。

(1) 教育職員 満65歳

(2) 事務職員

ア 給与規程第8条第3号に定める事務職（一）基本給の適用をうける6級以上の事務職員の定年 満62歳

イ 給与規程第8条第4号に定める事務職（二）基本給の適用をうける2級以上の事務職員の定年 満62歳

ウ 給与規程第8条第5号に定める事務職（三）基本給の適用をうける2級以上の事務職員の定年 満62歳

エ その他の事務職員の定年 満60歳

2 前項にかかわらず、松山大学長の在職期間中はこの規程を適用しない。

(定年退職日)

第4条 定年による退職は、定年に達した日の属する学年度の末日とする。ただし、定年に達した日の属する月の末日以降定年による退職の日までに死亡した時は、定年による退職とみなす。

2 前項にかかわらず、本人の都合により定年に達した日の属する月の末日において定年退職することができる。

3 前項により退職しようとする場合は、定年による退職の前学年度の末日までに退職願を提出しなければならない。

(再雇用)

第5条 定年に達した教育職員の再雇用については、別に定める学校法人松山大学教育職員の再雇用等に関する規程による。

2 定年に達した事務職員の再雇用については、別に定める学校法人松山大学事務職員の再雇用に関する規程による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和34年3月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日）

この規程は、昭和44年3月31日から施行する。

附 則（昭和60年5月1日）

この規程は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（2018（平成30）年1月26日）

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

資料 06 学校法人松山大学教育職員の人事について
①学校法人松山大学教育職員の再雇用等に関する規程

○学校法人松山大学教育職員の再雇用等に関する規程

平成3年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は定年退職する教育職員の再雇用ならびに満65歳を超える教育職員の特例による新規採用について定めるものである。

(再雇用の決定)

第2条 学校法人松山大学は、定年退職する教育職員を専任かつ常勤の教育職員として満年齢68歳に達する日の属する年度の末日まで再雇用することができる。但し、教育・研究能力において支障があると認められる場合はこの限りでない。

2 前項の決定は、該当者の定年による退職の満1年前までに当該学部教授会の議を経て理事会がこれを行う。

(再雇用期間の延長)

第3条 前条により再雇用された教育職員にして、教育・研究能力において支障があると認められず、かつ次の各号の1つ以上に該当するものについては、再雇用期間を引き続き満年齢70歳に達する日の属する年度の末日まで延長することができる。

- (1) 教員組織上必要と認められる者
- (2) 教育・研究の面においてすぐれた業績を有する者
- (3) その他教授会で特に必要と認めた者

2 前項の決定は、該当者が満年齢68歳に達する日の属する年度末の満1年前までに、当該学部教授会の議を経て理事会がこれを行う。

(役職の禁止)

第4条 再雇用の教育職員は、役職につくことができない。

(再雇用者の担当科目)

第5条 学部長は再雇用の教育職員の科目担当について、後任者の科目担当に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

(再雇用者の処遇)

第6条 再雇用の教育職員の処遇は、別に定めるところによる。

(特例による新規採用)

第7条 本法人が特に必要と認める場合には、本法人定年規程にもかかわらず、65歳をこえる専任かつ常勤の教育職員を新たに採用することができる。

2 前項の規定による教育職員は原則として満70歳に達する日の属する年度の末日をもって退職するものとする。但し、大学院・学部等を設置するために特に必要と認められる教育職員については、この限りではない。

3 本条による教育職員の処遇は別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本法人の理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 学校法人松山大学教育職員の定年の特例に関する規程（昭和61.3.27制定）は、廃止する。

法学部の今後 10 年間人員適正化に向けた計画

- 1 法学部基幹科目に専任かつ常勤の教員（15 名。特任を除く。以下同じ）を配置すること
現行カリキュラムにおける必修科目および選択必修科目（計 22 科目）を法学部基幹科目とする。
 - ◎入門科目（2 科目） 法律学入門、政治学入門
 - ◎公法系科目（7 科目） 憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（統治）、刑法Ⅰ（総論）、刑法Ⅱ（各論）、行政法Ⅰ（作用法）、行政法Ⅱ（救済法）、刑事訴訟法Ⅰ
 - ◎私法系科目（9 科目） 民法Ⅰ（総則）、民法Ⅱ（物権）、民法Ⅲ（債権総論）、民法Ⅳ（契約）法Ⅴ（親族）、法、手形・小切手法、労働法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ
 - ◎政治系科目（4 科目） 政治学、国際政治、政治思想史、行政学

- 2 特任教員（1 名）を基礎法学分野で採用すること

- 3 法学部の今後 10 年間の人事計画
 - (1) 2018 年 4 月～ 民事訴訟法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）
 - (2) 2019 年 4 月～ 基礎法学分野担当教員（准教授）後任人事（特任）
 - (3) 2022 年 4 月～ 憲法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）。2019 年 4 月より再雇用
 - (4) 2023 年 4 月～ 労働法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）。ただし、再雇用の場合は、2026 年 4 月～
 - (5) 2026 年 4 月～ 商法担当教員（教授）後任人事（専任かつ常勤）。ただし、再雇用の場合は、2029 年 4 月～

○松山大学大学院法学研究科長期履修学生取扱規程(案)

20●● (平成●●) 年●月●日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、松山大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条の2第2項の規定に基づき、松山大学大学院法学研究科において、学則第14条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する学生（以下「長期履修学生」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(有資格者)

第2条 長期履修学生になることができるのは、職業を有している等の理由により、標準修業年限内に大学院の教育課程を履修することが困難な者とする。

(長期履修の期間等)

第3条 長期履修学生の履修の期間は、3年又は4年とする。

2 長期履修学生の1年間に履修登録できる授業の単位数は、14単位を限度とする。

(申請手続)

第4条 長期履修学生の申請は、次の各号に定める書類を法学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出してしなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 申請理由書（別紙様式2）
- (3) 履修計画書（別紙様式3）

2 前項の申請は、入学手続時、又は、入学年度の2月末日までに行わなければならない。

(申請の許可)

第5条 長期履修学生の申請の許可は、法学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

2 学長は、長期履修を許可した場合には、書面により申請者に通知するものとする。

(長期履修学生の在学料)

第6条 長期履修学生の在学料は、松山大学大学院納付金規程の定めるところによる。

(許可された履修期間の短縮)

第7条 学長は、特別な事情があると認めるときは、長期履修学生の履修期間の短縮を、1回に限り認めることができる。

2 許可された履修期間の短縮を希望する長期履修学生は、修了を希望する年度の前年度の2月末日までに、次の各号に定める書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生履修期間短縮願（別紙様式4）
- (2) 申請理由書（別紙様式2）
- (3) 履修計画書（別紙様式3）

3 長期履修学生の履修期間の短縮の許可は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

4 学長は、履修期間の短縮を許可した場合には、書面により申請者に通知するものとする。

資料 07 松山大学大学院法学研究科長期履修学生取扱規程(案)

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2020（平成32）年4月1日から施行する。

資料 08 研究指導計画、評価基準

2月

大学院入学試験

試験科目：筆記試験・口述試験／受験生は、受験時に研究計画案を提出する。

入学許可発表後

許可者は、希望指導教員名（必須）及び希望副指導教員名（任意）を申請する。

1年次

4月上旬

入学時指導ガイダンス

学生は、法学研究科から、研究指導の方法・内容及び研究指導計画について、説明を受ける。

履修科目の登録

学生は、希望指導教員（希望副指導教員）とともに履修科目を選定する（履修期間内）。

文献表の作成

学生は、研究課題に関する文献表を作成し（網羅的なもの）、指導教員に提出する（期限：1年次6月末）。

学生は、指導教員（副指導教員）の点検を受けた後、文献を収集する。

7月以降

文献収集

学生は、文献表に示された文献のうち、指導教員から指示された文献を収集する（期限：1年次10月末）。

10月以降

文献の精読

学生は、収集した文献を精読し、研究課題に関する現時点での理論状況及び判例の動向を確認する（期限：1年次1月末）。

3月

進捗状況の報告

学生は、指導教員に対して、1年次における研究の進捗状況を文書により報告する（期限：1年次3月末日）。

2年次

6月

論文題目の決定

学生は、指導教員（副指導教員）と相談した上で、「論文題目」を決定する。ここで決定された「論文題目」は、指導教員を経由して研究科長に提出される。

10月

中間報告会

学生は、修士論文の中間報告会において、現在までの研究の進捗状況等を報告する。報告会において、指導教員（副指導教員）以外の大学院担当教員からも助言を受ける。

11月

草稿の提出

学生は、指導教員（副指導教員）の指導を受けながら、指導教員に修士論文の草稿を提出する。

12月

草稿に対する評価

学生は、指導教員（副指導教員）から、論文の問題点について指摘を受ける。

1月10日正午

完成稿の提出

学生は、完成稿を提出する。

修士論文提出後の日程

論文の評価

主査1名及び副査2名

2月上旬まで

最終試験

論文提出者は、主査1名及び副査2名の合計3名による試問を受ける。

2月

合否の判定

法学研究科委員会は、合否の判定を行う。

3月中旬

学位授与

修了式

大学院入学試験
(筆記試験・口述試験)
研究計画案提出

(入学許可発表後)
希望指導教員名
(希望副指導教員名)
申告



入学時指導ガイダンスにおける研究指導の方法・内容及び研究指導計画の明示

[標準履修コース (2年)]

1年次

履修計画 指導教員と相談の上、問題関心にしたがって年間履修計画を決定する。

研究指導 指導教員の「課題演習Ⅰ・Ⅱ」で研究テーマ決定のための指導を受ける。

学生は、研究課題に関する文献表を作成し（網羅的なもの）、指導教員に提出する（期限：6月末日）。

学生は、文献表に示された文献のうち、指導教員から指示された文献を収集する（期限：10月末日）。

学生は、収集した文献を精読し、研究課題に関する現時点での理論状況及び判例の動向を確認する
(期限：1月末日)。

学生は、指導教員に対して、1年次における研究の進捗状況を文書により報告する（期限：3月末日）。

2年次

修士論文題目提出 学生は、論文題目を、指導教員（「課題演習Ⅲ・Ⅳ」の担当教員）を経て研究科長へ提出する（期限：6月末日）。

中間報告会（実施：10月）修士論文の中間報告会で、大学院担当教員からの助言を受ける。

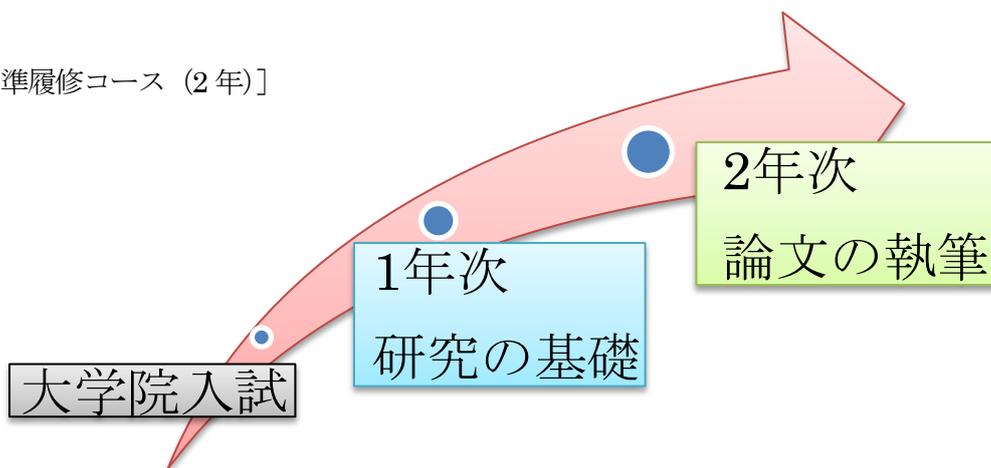
修士論文の提出（期限：1月10日正午）

論文審査及び最終試験（実施：2月）修士論文の審査は、評価基準に基づき、主査1名と副査2名によって審査される。また、修士論文を中心に最終試験が実施される。

評価基準

形式面	実質面
1. 先行研究の取り扱いの適切性	1. 問題意識の明確さ
2. 資料・出典の取り扱いの適切性	2. 論旨の明確性及び一貫性
	3. 論文構成の体系性

[標準履修コース (2年)]



審査基準

審査基準は、形式面と実質面に分けることができる。

形式面

形式面での審査は、「先行研究の取り扱いの適切性」及び「資料・出典の取り扱いの適切性」という2つの視点から行われる。審査者は、「論文執筆に際して、先行研究を適切に読んだ上で位置づけ、適切に引用しているか」という点について、論文の適切性を確認する。これは、先行研究を自分の研究と称することがないようにするために必要となる作業である。

実質面

実質面は、形式審査が行われ、「問題がない」と判断された後に行われる審査であり、「問題意識の明確さ」、「論旨の明確性及び一貫性」及び「論文構成の体系性」という3つの視点から行われる。審査者は、「修士論文執筆者が明瞭に問題意識をもち、問題解決のために体系的に論文を執筆しているか」という点について、論文の適切性を確認する。これは、修士論文に値する論稿であることを確認するために必要となる作業である。

論文審査の評価基準

形式面

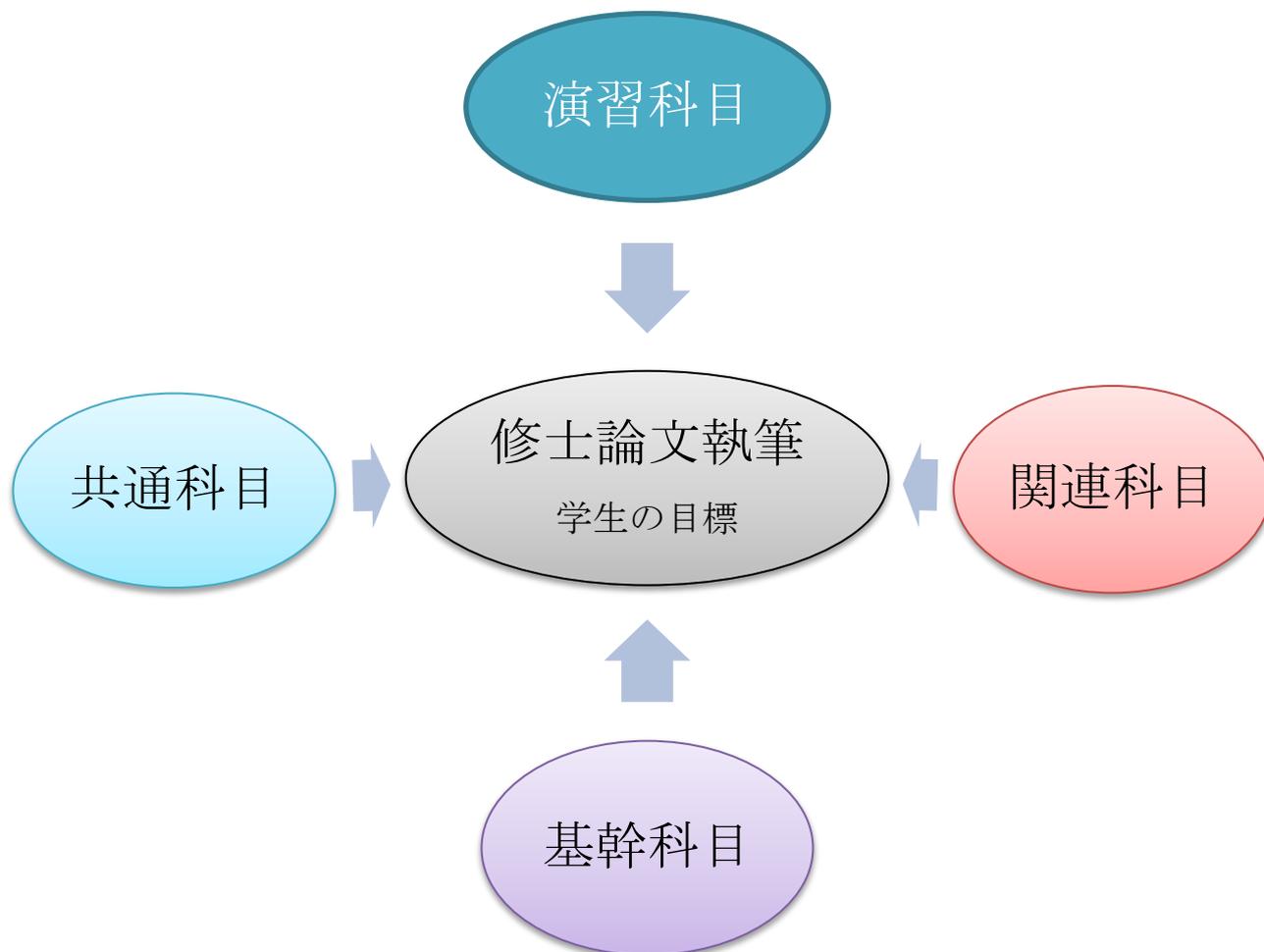
1. 先行研究の取扱いが適切である。
2. 資料・出典の取扱いが適切である。

実質面

1. 問題意識が明確である。
2. 論旨が明確かつ一貫している。
3. 論文構成が体系化されている。

資料 08 研究指導スケジュール、評価基準

指導教員は、学生が従来行ってきた業務に関連する分野あるいは専門としようとする分野に直接関係する分野と考えている分野の科目だけではなく、学生が論文執筆をする上で、理論的に又は実践的に関連のある分野についても履修を指導する。



科目の分類

共通科目：必修科目

基幹科目：選択必修科目

関連科目：選択科目

演習科目 (学生の研究を伴走する科目)		
共通科目 (全ての修了生に必要な基礎的能力を涵養するために関係する科目)	基幹科目 (学生自身の論文執筆に必要となる科目：基礎)	関連科目 (学生自身の論文執筆に必要となる科目：展開)

資料 08 研究指導計画、評価基準

修了までのスケジュール・長期履修者用（4年間の場合）

3月

大学院入学試験

試験科目：筆記試験・口述試験／受験生は、受験時に研究計画案を提出する。

入学許可発表後

許可者は、希望指導教員名（必須）及び希望副指導教員名（任意）を申請する。

1年次

4月上旬

入学時指導ガイダンス

学生は、法学研究科から、研究指導の方法・内容及び研究指導計画について、説明を受ける。

履修科目の登録

学生は、希望指導教員（希望副指導補助教員）とともに履修科目を選定する（履修期間内）。

文献表の作成

学生は、研究課題に関する文献表を作成し（網羅的なもの）、指導教員に提出する（期限：1年次10月末）。

学生は、指導教員（副指導教員）の点検を受けた後、文献を収集する。

10月以降～2年次

文献収集

学生は、文献表に示された文献のうち、指導教員から指示された文献を収集する（期限：1年次10月末）。

2年次

10月以降

文献の精読

学生は、収集した文献を精読し、研究課題に関する現時点での理論状況及び判例の動向を確認する（期限：3年次1月末）。

3年次

3月

進捗状況の報告

学生は、指導教員に対して、1年次における研究の進捗状況を文書により報告する（期限：3年次3月末）。

4年次

6月

論文題目の決定

学生は、指導教員（副指導教員）と相談した上で、「論文題目」を決定する。ここで決定された「論文題目」は、指導教員を経由して研究科長に提出される。

10月

修士論文の中間報告会

学生は、修士論文の中間報告会において、現在までの研究の進捗状況等を報告する。報告会において、指導教員（副指導教員）以外の大学院担当教員からも助言を受ける。

11月

草稿の提出

学生は、指導教員（副指導教員）の指導を受けながら、指導教員に修士論文の草稿を提出する。

12月

草稿に対する評価

学生は、指導教員（副指導教員）から、論文の問題点について指摘を受ける。

1月10日正午

完成稿の提出

学生は、完成稿を提出する。

修士論文提出後の日程

論文の評価

主査1名及び副査2名

2月末まで

最終試験

論文提出者は、主査1名及び副査2名の合計3名による試問を受ける。

3月

合否の判定

法学研究科委員会は、合否の判定を行う。

3月中旬

学位授与

修了式

大学院入学試験
(筆記試験・口述試験)
研究計画案提出

(入学許可発表後)
希望指導教員名
(希望副指導教員名)
申告

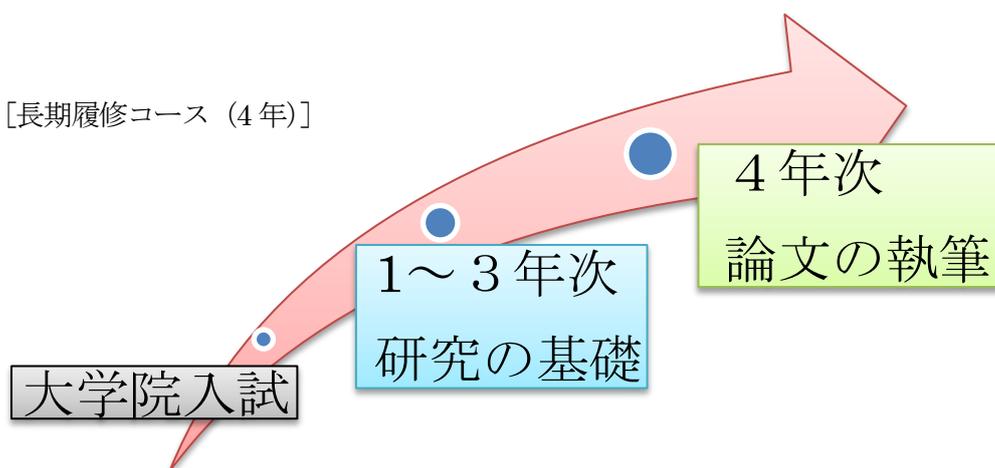


入学時指導ガイダンスにおける研究指導の方法・内容及び研究指導計画の明示

[長期履修コース (4年)]

<p>1 年次</p> <p>履修計画 指導教員と相談の上、問題関心にしたがって年間履修計画を決定する。</p> <p>研究指導 指導教員の「課題演習」で研究テーマ決定のための指導を受ける。 学生は、研究課題に関する文献表を作成し（網羅的なもの）、指導教員に提出する（期限：10月末）。</p>			
<p>2 年次</p> <p>学生は、文献表に示された文献のうち、指導教員から指示された文献を収集する（期限：10月末）。</p>			
<p>3 年次</p> <p>学生は、収集した文献を精読し、研究課題に関する現時点での理論状況及び判例の動向を確認する（期限：1月末）。</p> <p>学生は、指導教員に対して、1年次における研究の進捗状況を文書により報告する（期限：3月末日）。</p>			
<p>4 年次</p> <p>修士論文題目提出 学生は、論文題目を、指導教員（「課題演習」の担当教員）を経て研究科長へ提出する（期限：6月末）。</p> <p>中間報告会（実施：10月） 修士論文の中間報告会で、大学院担当教員からの助言を受ける。</p> <p>修士論文の提出（期限：1月10日正午）</p> <p>論文審査及び最終試験（実施：2月） 修士論文は評価基準に基づき、主査（1名）と副査（2名）によって審査される。また、修士論文を中心に最終試験が実施される。</p> <p>評価基準</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>形式面</p> <p>1. 先行研究の取り扱いの適切性</p> <p>2. 資料・出典の取り扱いの適切性</p> </td> <td> <p>実質面</p> <p>1. 問題意識の明確さ</p> <p>2. 論旨の明確性及び一貫性</p> <p>3. 論文構成の体系性</p> </td> </tr> </table>		<p>形式面</p> <p>1. 先行研究の取り扱いの適切性</p> <p>2. 資料・出典の取り扱いの適切性</p>	<p>実質面</p> <p>1. 問題意識の明確さ</p> <p>2. 論旨の明確性及び一貫性</p> <p>3. 論文構成の体系性</p>
<p>形式面</p> <p>1. 先行研究の取り扱いの適切性</p> <p>2. 資料・出典の取り扱いの適切性</p>	<p>実質面</p> <p>1. 問題意識の明確さ</p> <p>2. 論旨の明確性及び一貫性</p> <p>3. 論文構成の体系性</p>		

[長期履修コース (4年)]



審査基準

審査基準は、形式面と実質面に分けることができる。

形式面

形式面での審査は、「先行研究の取り扱いの適切性」及び「資料・出典の取り扱いの適切性」という2つの視点から行われる。審査者は、「論文執筆に際して、先行研究を適切に読んだ上で位置づけ、適切に引用しているか」という点について、論文の適切性を確認する。これは、先行研究を自分の研究と称することがないようにするために必要となる作業である。

実質面

実質面は、形式審査が行われ、「問題がない」と判断された後に行われる審査であり、「問題意識の明確さ」、「論旨の明確性及び一貫性」及び「論文構成の体系性」という3つの視点から行われる。審査者は、「修士論文執筆者が明瞭に問題意識をもち、問題解決のために体系的に論文を執筆しているか」という点について、論文の適切性を確認する。これは、修士論文に値する論稿であることを確認するために必要となる作業である。

論文審査の評価基準

形式面

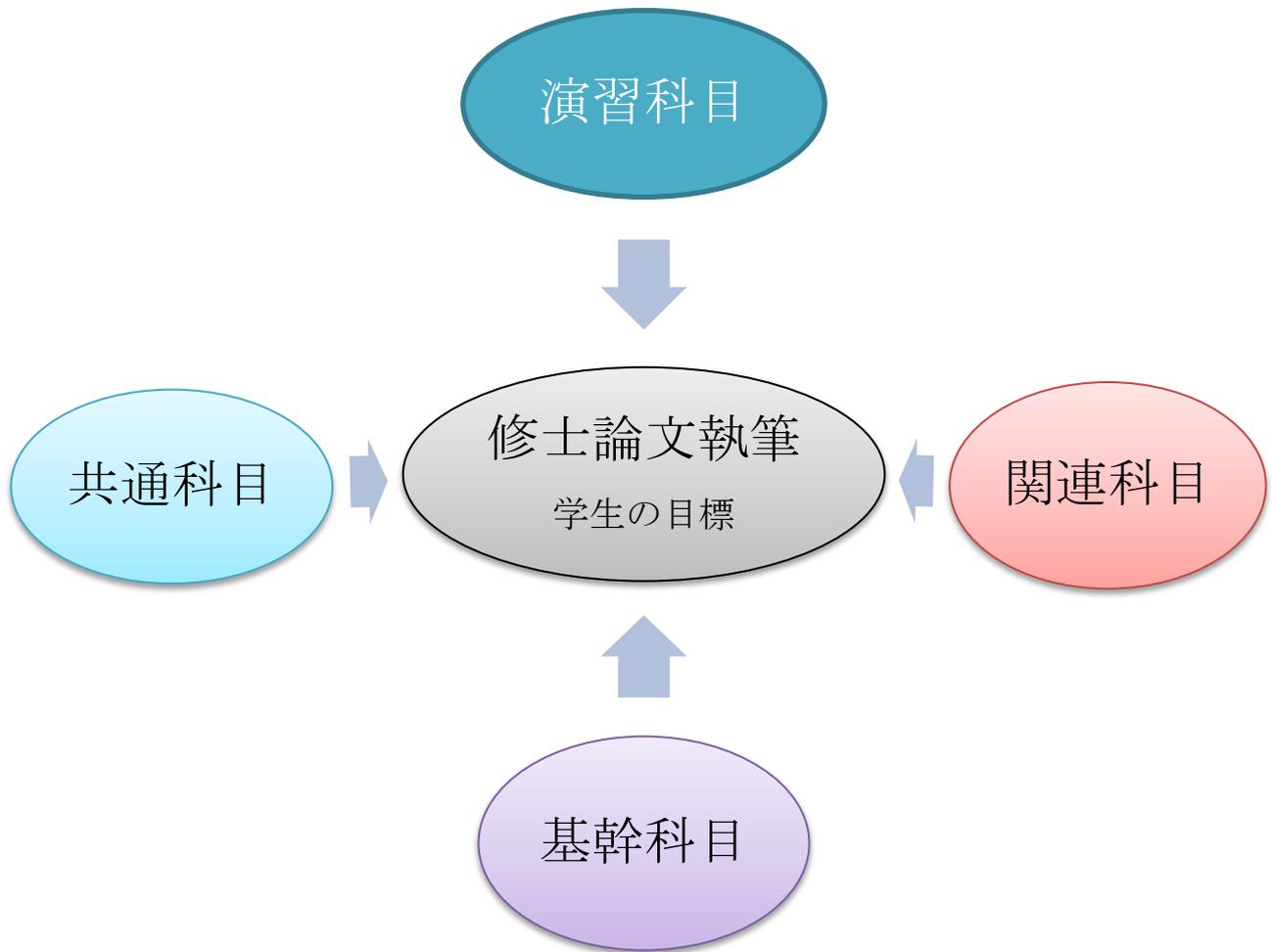
1. 先行研究の取扱いが適切である。
2. 資料・出典の取扱いが適切である。

実質面

1. 問題意識が明確である。
2. 論旨が明確かつ一貫している。
3. 論文構成が体系化されている。

資料 08 研究指導スケジュール、評価基準

指導教員は、学生が従来行ってきた業務に関連する分野あるいは専門としようとする分野に直接関係する分野と考えている分野の科目だけではなく、学生が論文執筆をする上で、理論的に又は実践的に関連のある分野についても履修を指導する。



科目の分類

共通科目：必修科目

基幹科目：選択必修科目

関連科目：選択科目

演習科目 (学生の研究を伴走する科目)		
共通科目 (全ての修了生に必要な基礎的能力を涵養するために関係する科目)	基幹科目 (学生自身の論文執筆に必要となる科目：基礎)	関連科目 (学生自身の論文執筆に必要となる科目：展開)

I. 地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野（特に立法関連）において活躍できる人材育成のための履修モデル

1 年次前期（10 単位）

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：憲法研究特講、行政法研究特講

演習科目：課題演習 I

共通科目（人権論総論特講、司法制度総論特講）を履修する。その他、地方自治体が統治機構の一部として存在していることを認識するために、憲法研究特講を履修する。また、行政実務において行われている業務の理論的な裏づけを再確認するために、行政法研究特講を履修する。さらに、演習科目である課題演習 I を履修する。

1 年次後期（10 単位）

基幹科目：比較制度史研究特講

関連科目：憲法特論特講、行政法特論特講、比較法特論特講

演習科目：課題演習 II

近代制度の淵源を探り、現在の制度の歴史的な意味について研究するために、比較制度史研究特講を履修する。また、日本国内の法制度だけではなく、他国の制度と比較することによって、日本の法制度の特徴を認識するために、比較法特論特講を履修する。さらに、法化社会の進展により、行政事務の高度化が要請されるようになっているが、このような要請に対応するため、憲法及び行政法に関する先端的な問題について理解を深めるために、憲法特論特講及び行政法特論特講を履修する。そして、演習科目である課題演習 II を履修する。

2 年次前期（8 単位）

関連科目：比較自治制度特論特講、比較制度史特論特講、比較制度特論特講

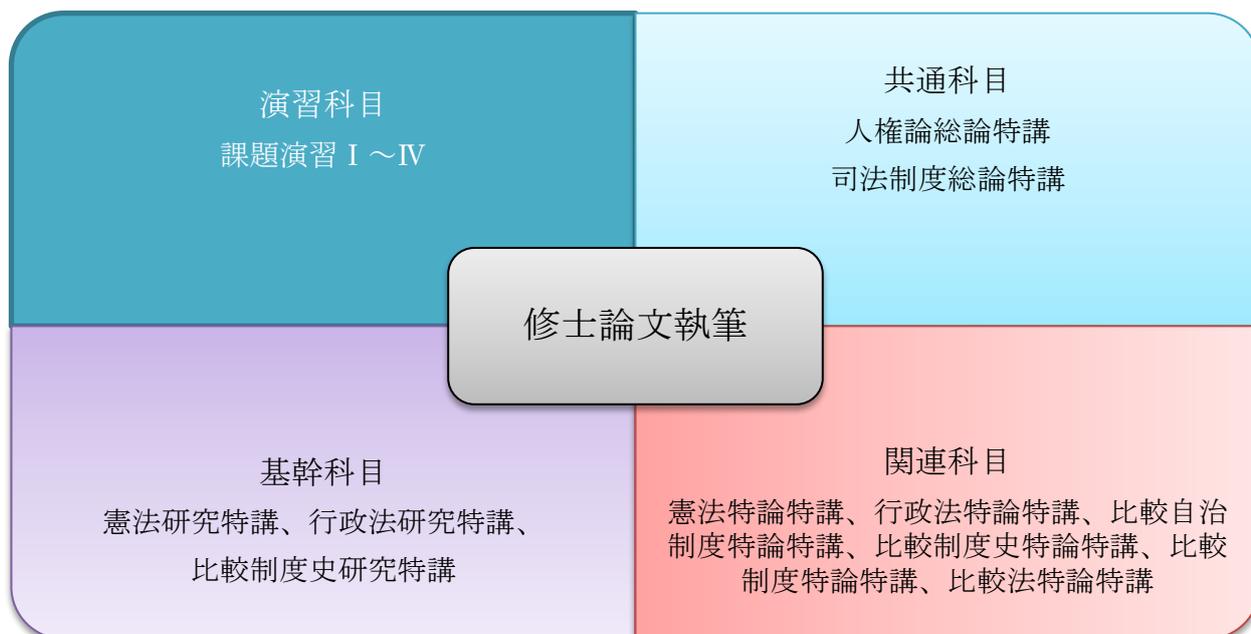
演習科目：課題演習 III

自治体の在り方について研究するために、比較自治制度特論特講を履修する。また、統治機構の在り方について歴史的な制度の比較を通じて日本の統治機構制度の在り方の特徴を浮き彫りにするために、比較制度史特論特講を履修する。さらに、現在のヨーロッパの統治機構制度との比較を通じて日本の統治機構制度の在り方の特徴を浮き彫りにするために、比較制度特論特講を履修する。そして、演習科目である課題演習 III を履修する。

2 年次後期（2 単位）

演習科目：課題演習 IV

演習科目である課題演習 IV を履修する。



科目区分		科目名		単位	開講セメスター			
					1	2	3	4
共通科目 必修◎		人権論総論	特講	2	◎			
		司法制度総論	特講	2	◎			
基幹科目 選択必修 ○	立法行政科目群	憲法研究	特講	2	○			
		行政法研究	特講	2	○			
		比較制度史研究	特講	2		○		
関連科目 選択 ●	立法行政科目群	憲法特論	特講	2		●		
		行政法特論	特講	2		●		
		比較自治制度特論	特講	2			●	
		比較制度史特論	特講	2			●	
		比較制度特論	特講	2			●	
	司法制度科目群	比較法特論	特講	2		●		
演習科目 ◎		課題演習Ⅰ	演習	2	◎			
		課題演習Ⅱ	演習	2		◎		
		課題演習Ⅲ	演習	2			◎	
		課題演習Ⅳ	演習	2				◎

I-2. 地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野（特にコンプライアンス関連）において活躍できる人材育成のための履修モデル

1 年次前期（10 単位）

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：行政法研究特講、民法研究特講

演習科目：課題演習 I

共通科目（人権論総論特講、司法制度総論特講）を履修する。その他、行政実務において行われている業務の理論的な裏づけを再確認するために、行政法研究特講を履修する。また、上記の活動を行う場合、私人間に関する法的な権利関係（私法上の関係）についての知識が不可欠である（金銭の徴収及び交付事務）ので、私人間の権利関係の調整を行う民法の知識を確認するために、民法研究特講を履修する。さらに、演習科目である課題演習 I を履修する。

1 年次後期（10 単位）

基幹科目：比較制度史研究特講、企業法研究特講

関連科目：行政法特論特講、民法特論特講

演習科目：課題演習 II

近代制度の淵源を探り、現在の制度の歴史的な意味について研究するために、比較制度史研究特講を履修する。また、法化社会化に伴い企業の社会的責任（CSR）が強く意識されるようになった現時点において、企業の社会における存在意義を研究するために、企業法研究特講を履修する。法化社会の進展により、行政事務の高度化が要請されるようになっているが、このような行政法に関する先端的な問題について理解を深めるために、行政法特論特講を履修する。そして、法化社会化の進展する現状において、先端的な民法上の問題（消費者問題、高齢者問題など）を理解しておくことは地方公共団体職員の業務を拡充する上で非常に重要となるために、民法特論特講を履修する。さらに、演習科目である課題演習 II を履修する。

2 年次前期（8 単位）

関連科目：訴訟法研究特講、労働法特論特講、刑事政策研究特講

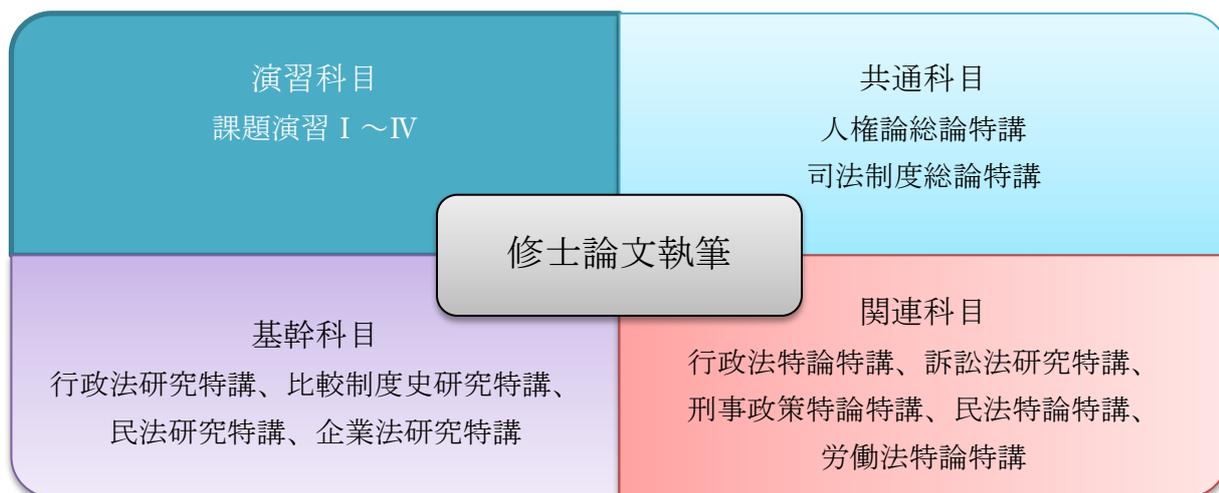
演習科目：課題演習 III

自治体事務において、不当要求行為などに対応するために、訴訟法に関する知識が不可欠となるので、訴訟法研究特講を履修する。また、組織内の不祥事に対する対応策に関しては刑事政策的知見を参照することも有益であるから、刑事政策特論特講を履修する。さらに、ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、労働者の権利を保全するための法制度について学修する必要があるため、労働法特論特講を履修する。そして、演習科目である課題演習 III を履修する。

2 年次後期（2 単位）

演習科目：課題演習 IV

演習科目である課題演習 IV を履修する。



科目区分	科目名	単位	開講セメスター				
			1	2	3	4	
共通科目 必修 ◎	人権論総論	特講	2	◎			
	司法制度総論	特講	2	◎			
基幹科目 選択必修 ○	立法行政科目群	行政法研究	特講	2	○		
		比較制度史研究	特講	2		○	
	司法制度科目群	民法研究	特講	2	○		
		企業法研究	特講	2		○	
関連科目 選択 ●	立法行政科目群	行政法特論	特講	2		●	
		訴訟法研究	特講	2			●
		刑事政策特論	特講	2			●
		民法特論	特講	2		●	
		労働法特論	特講	2			●
演習科目 ◎		課題演習 I	演習	2	◎		
		課題演習 II	演習	2		◎	
		課題演習 III	演習	2			◎
		課題演習 IV	演習	2			

I-3. 地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野（特に警察実務関連）において活躍できる人材育成のための履修モデル

1 年次前期（12 単位）

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：行政法研究特講、刑法研究特講、民法研究特講

演習科目：課題演習 I

共通科目（人権論総論特講、司法制度総論特講）を履修する。その他、刑法は、個人と国家の関係を規律する公法であり、個人を名宛人とする法律である。統治機構の一員として業務を遂行する者の地位を理論的に確認するために、刑法研究特講を履修する。また、捜査機関として活動する場合、私人間に関する法的な権利関係（私法上の関係）についての知識が不可欠であるので、私人間の権利関係の調整を行う民法の知識を確認するために、民法研究特講を履修する。さらに、捜査機関についても、法律に基づいた活動を行うことが必須の要件であるので、広く行政法上の理論的枠組みを理解するために、行政法研究特講を履修する。そして、演習科目である課題演習 I を履修する。

1 年次後期（8 単位）

基幹科目：労働法研究特講

関連科目：刑法特論特講、民法特論特講

演習科目：課題演習 II

ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、そもそも、法は、労働者はどのような地位にあるものとして予定していたのかについて理解するために、労働法研究特講を履修する。また、捜査機関において、先端的な刑事上の問題を理解することは、実務的に行われている擬律判断の際に非常に有益であるために、刑法特論特講を履修する。さらに、法化社会化の進展する現状において、先端的な民法上の問題を理解しておくことは警察実務においても非常に重要となるために、民法特論特講を履修する。そして、演習科目である課題演習 II を履修する。

2 年次前期（8 単位）

関連科目：比較自治制度特論特講、刑事政策特論特講、労働法特論特講

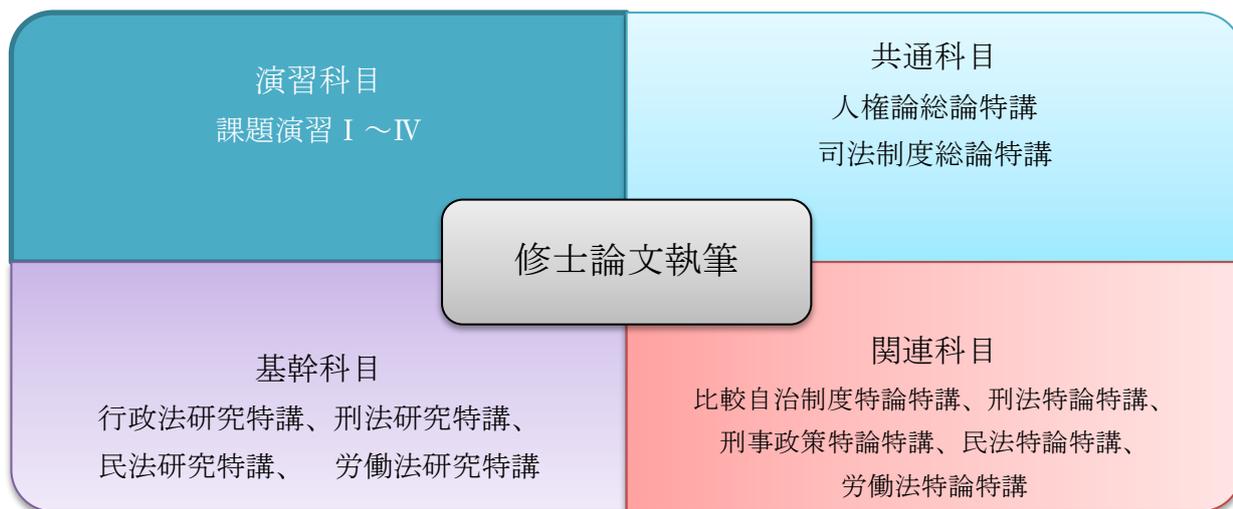
演習科目：課題演習 III

捜査機関活動を「地方自治」という観点から振り返る機会とするために、比較自治制度特論特講を履修する。また、犯罪予防や検視の在り方など日頃の活動において活用できる情報を得るために、刑事政策特論特講を履修する。さらに、ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、労働者の権利を保全するための法制度について学修する必要があるので労働法特論特講を履修する。そして、演習科目である課題演習 III を履修する。

2 年次後期（2 単位）

演習科目：課題演習 IV

演習科目である課題演習 IV を履修する。



科目区分		科目名		単位	開講セメスター			
					1	2	3	4
共通科目 必修◎		人権論総論	特講	2	◎			
		司法制度総論	特講	2	◎			
基幹科目 選択必修 ○	立法行政科目群	行政法研究	特講	2	○			
		刑法研究	特講	2	○			
	司法制度科目群	民法研究	特講	2	○			
		労働法研究	特講	2		○		
関連科目 選択 ●	立法行政科目群	比較自治制度特論	特講	2			●	
		刑法特論	特講	2		●		
	司法制度科目群	刑事政策特論	特講	2			●	
		民法特論	特講	2		●		
		労働法特論	特講	2				●
演習科目 ◎		課題演習 I	演習	2	◎			
		課題演習 II	演習	2		◎		
		課題演習 III	演習	2			◎	
		課題演習 IV	演習	2				◎

Ⅱ. 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材育成のための履修モデル

1 年次前期 (12 単位)

共通科目：人権論総論特講、司法制度総論特講

基幹科目：憲法研究特講、行政法研究特講、民法研究特講、

演習科目：課題演習Ⅰ

共通科目（人権論総論特講、司法制度総論特講）を履修する。その他、刑法は、個人と国家の関係を規律する公法であり、個人を名宛人とする法律である。

日本社会の変質に伴い、改めて立憲国家の概念に立ち返る必要があるため、憲法研究特講を履修する。また、司法書士、行政書士及び社会保険労務士は行政機関への文書提出を本体業務とすることに鑑みて、学生は、行政法研究特講を履修する。さらに、法化社会における権利義務関係を再確認するため、民法研究特講を履修する。そして、演習科目である課題演習Ⅰを履修する。

1 年次後期 (8 単位)

基幹科目：労働法研究特講

関連科目：刑法特論特講、民法特論特講

演習科目：課題演習Ⅱ

労務管理において行われている業務の理論的裏付けを確認するために、労働法研究特講を履修する。同一の事象が刑法及び民法のそれぞれの法分野において議論されている先端的な問題（両者が重なり合う問題：詐欺罪（刑事）と消費者問題・高齢者問題（民事）の関係）について知見を得るために、刑法特論特講及び民法特論特講を履修する。さらに、演習科目である課題演習Ⅱを履修する。

2 年次前期 (8 単位)

関連科目：比較自治制度特論特講、訴訟法研究特講、労働法特論特講

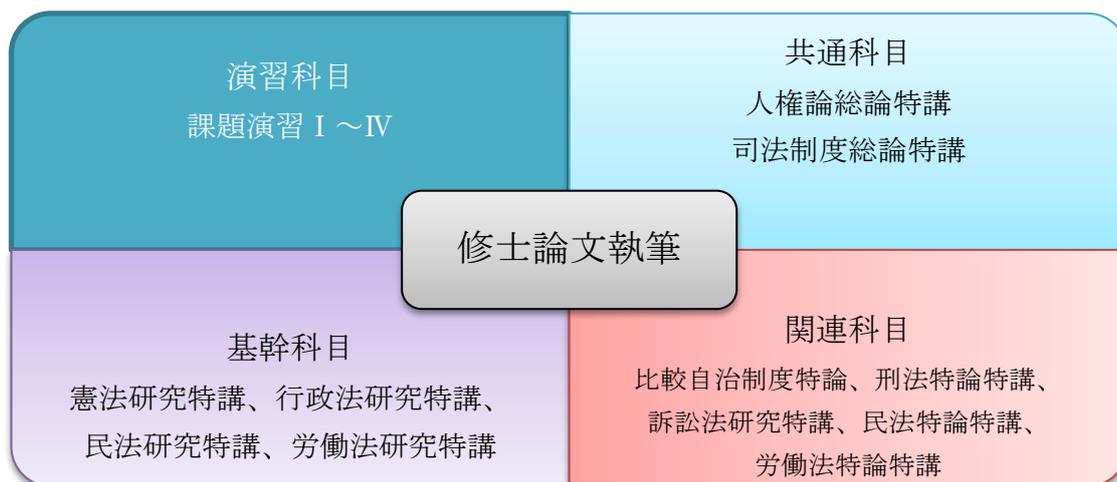
演習科目：課題演習Ⅲ

司法書士、行政書士又は社会保険労務士などとして顧客（企業）から受けて法律問題に対応するためには、訴訟法についての知識が不可欠となるので、訴訟法研究特講を履修する。また、自治体の在り方について研究するために、比較自治制度 研究 特論特講を履修する。さらに、労務管理の視点から、企業の業務内容を点検し早期に不祥事の病巣を除去するための方策に関する知見を得るため、そして、ブラック企業と称される企業群が存在するようになり、顧客企業がブラック企業化することを回避する方策についての知見を得るために、労働法特論特講を履修する。そして、演習科目である課題演習Ⅲを履修する。

2 年次後期 (2 単位)

演習科目：課題演習Ⅳ

演習科目である課題演習Ⅳを履修する。



科目区分		科目名		単位	開講セメスター			
					1	2	3	4
共通科目 必修◎		人権論総論	特講	2	◎			
		司法制度総論	特講	2	◎			
基幹科目 選択必修 ○	立法行政科目群	憲法研究	特講	2	○			
		行政法研究	特講	2	○			
	司法制度科目群	民法研究	特講	2	○			
		労働法研究	特講	2		○		
関連科目 選択 ●	立法行政科目群	比較自治制度特論	特講	2			●	
	司法制度科目群	刑法特論	特講	2		●		
		訴訟法研究	特講	2			●	
		民法特論	特講	2		●		
		労働法特論	特講	2			●	
演習科目 ◎	課題演習 I		演習	2	◎			
	課題演習 II		演習	2		◎		
	課題演習 III		演習	2			◎	
	課題演習 IV		演習	2				◎

大学院法学研究科時間割表

1年前期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名	憲法研究特講				民法研究特講	
	担当者	妹尾克敏教授				古屋壮一教授	
	場所	大学院演習室				大学院演習室	
3限 12:30~14:00	科目名				行政法研究特講	課題演習 I	
	担当者				倉澤生雄教授	★課題演習担当者	
	場所				大学院演習室	大学院演習室	
4限 14:15~15:45	科目名		刑法研究特講				
	担当者		明照博章教授				
	場所		大学院演習室				
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名		人権論総論特講※	司法制度総論特講※			
	担当者		牧本公明准教授 遠藤泰弘教授	山内進教授 明照博章教授 高橋正教授			
	場所		大学院演習室	大学院演習室			

※はオムニバス形式

★ 課題演習担当者	妹尾克敏教授	倉澤生雄教授
	遠藤泰弘教授	山内進教授
	明照博章教授	今村暢好准教授
	銭偉栄教授	古屋壮一教授
	村田毅之教授	王 原生教授
	高橋正教授	

1年後期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名		企業法研究特講		民法特論特講※		
	担当者		王 原生教授		錢 偉栄教授 水野貴浩准教授		
	場所		大学院演習室		大学院演習室		
3限 12:30~14:00	科目名	憲法特論特講			行政法特論特講	課題演習Ⅱ	
	担当者	妹尾克敏教授			倉澤生雄教授	★課題演習担当者	
	場所	大学院演習室			大学院演習室	大学院演習室	
4限 14:15~15:45	科目名						
	担当者						
	場所						
5限 16:00~17:30	科目名		労働法研究特講			比較制度史研究特講	
	担当者		村田毅之教授			遠藤泰弘教授	
	場所		大学院演習室			大学院演習室	
6限 18:00~19:30	科目名	比較法特論特講※		刑法特論特講			
	担当者	王原生教授 錢偉栄教授		今村暢好准教授			
	場所	大学院演習室		大学院演習室			

※はオムニバス形式

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 錢偉栄教授 | 古屋壮一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

2年前期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名		比較自治制度特論特講	課題演習Ⅲ			
	担当者		妹尾克敏教授	★課題演習担当者			
	場所		大学院演習室	大学院演習室			
3限 12:30~14:00	科目名	労働法特論特講					
	担当者	村田毅之教授					
	場所	大学院演習室					
4限 14:15~15:45	科目名					比較制度史特論特講	
	担当者					山内進教授	
	場所					大学院演習室	
5限 16:00~17:30	科目名	訴訟法研究特講					
	担当者	高橋正教授					
	場所	大学院演習室					
6限 18:00~19:30	科目名						
	担当者						
	場所						

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 錢偉榮教授 | 古屋壯一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

2年集中講義

- | | |
|----------|-----------|
| 刑事政策特論特講 | 吉中信人兼任教員 |
| 比較制度特論特講 | 宮下雄一郎兼任教員 |

2年後期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名			課題演習Ⅳ			
	担当者			★課題演習担当者			
	場所			大学院演習室			
3限 12:30~14:00	科目名						
	担当者						
	場所						
4限 14:15~15:45	科目名						
	担当者						
	場所						
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名						
	担当者						
	場所						

★ 課題演習担当者

妹尾克敏教授	倉澤生雄教授
遠藤泰弘教授	山内進教授
明照博章教授	今村暢好准教授
銭偉栄教授	古屋壮一教授
村田毅之教授	王 原生教授
高橋正教授	

大学院法学研究科時間割表

1年前期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名						行政法研究特講
	担当者						倉澤生雄教授
	場所						大学院演習室
3限 12:30~14:00	科目名						課題演習 I
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
4限 14:15~15:45	科目名						
	担当者						
	場所						
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名	憲法研究特講	人権論総論特講※	司法制度総論特講※	刑法研究特講	民法研究特講	
	担当者	妹尾克敏教授	牧本公明准教授 遠藤泰弘教授	山内進教授 明照博章教授 高橋正教授	明照博章教授	古屋壯一教授	
	場所	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	

※はオムニバス形式

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 錢偉栄教授 | 古屋壯一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

1年後期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						労働法研究特講
	担当者						村田毅之教授
	場所						大学院演習室
2限 10:15~11:45	科目名						行政法特論特講
	担当者						倉澤生雄教授
	場所						大学院演習室
3限 12:30~14:00	科目名						課題演習Ⅱ
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
4限 14:15~15:45	科目名						
	担当者						
	場所						
5限 16:00~17:30	科目名					比較制度史研究特講	
	担当者					遠藤泰弘教授	
	場所					大学院演習室	
6限 18:00~19:30	科目名	憲法特論特講	比較法特論特講※	民法特論特講※	刑法特論特講	企業法研究特講	
	担当者	妹尾克敏教授	王原生教授 銭偉栄教授	銭 偉栄教授 水野貴浩准教授	今村暢好准教授	王 原生教授	
	場所	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	大学院演習室	

※はオムニバス形式

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 銭偉栄教授 | 古屋壯一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

2年前期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						労働法特論特講
	担当者						村田毅之教授
	場所						大学院演習室
2限 10:15~11:45	科目名						
	担当者						
	場所						
3限 12:30~14:00	科目名						
	担当者						
	場所						
4限 14:15~15:45	科目名						課題演習Ⅲ
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名	訴訟法研究特講	比較自治制度特論特講			比較制度史特論特講	
	担当者	高橋正教授	妹尾克敏教授			山内進教授	
	場所	大学院演習室	大学院演習室			大学院演習室	

- ★ 課題演習担当者
- | | |
|--------|---------|
| 妹尾克敏教授 | 倉澤生雄教授 |
| 遠藤泰弘教授 | 山内進教授 |
| 明照博章教授 | 今村暢好准教授 |
| 銭偉栄教授 | 古屋壮一教授 |
| 村田毅之教授 | 王 原生教授 |
| 高橋正教授 | |

2年集中講義

- | | |
|----------|-------------|
| 刑事政策特論特講 | 吉中 信人 兼任教員 |
| 比較制度特論特講 | 宮下 雄一郎 兼任教員 |

2年後期

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 8:30~10:00	科目名						
	担当者						
	場所						
2限 10:15~11:45	科目名						
	担当者						
	場所						
3限 12:30~14:00	科目名						
	担当者						
	場所						
4限 14:15~15:45	科目名						課題演習Ⅳ
	担当者						★課題演習担当者
	場所						大学院演習室
5限 16:00~17:30	科目名						
	担当者						
	場所						
6限 18:00~19:30	科目名						
	担当者						
	場所						

★ 課題演習担当者

妹尾克敏教授	倉澤生雄教授
遠藤泰弘教授	山内進教授
明照博章教授	今村暢好准教授
銭偉栄教授	古屋壮一教授
村田毅之教授	王 原生教授
高橋正教授	

資料 10 松山大学学位規則

○松山大学学位規則

昭和 47 年 4 月 1 日
制定
改正 昭和 49 年 4 月 1 日
昭和 53 年 4 月 26 日
昭和 54 年 4 月 1 日
昭和 56 年 4 月 1 日
平成元年 4 月 1 日
平成 4 年 4 月 1 日
平成 8 年 4 月 1 日
平成 13 年 4 月 1 日
平成 15 年 4 月 1 日
2006(平成 18)年 4 月 1 日
2007(平成 19)年 4 月 1 日
2014(平成 26)年 2 月 18 日
2015(平成 27)年 3 月 24 日
2017(平成 29)年 12 月 21 日
2019(平成 31)年 2 月 7 日

(目的)

第 1 条 この規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）、松山大学学則及び松山大学大学院学則に基づき、松山大学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本大学において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 学士の学位

学部	学科	学位
経済学部	経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
人文学部	英語英米文学科	学士（英語英米文学）
	社会学科	学士（社会学）
法学部	法学科	学士（法学）
薬学部	医療薬学科	学士（薬学）

(2) 修士の学位

研究科	専攻	学位
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
言語コミュニケーション研究科	英語コミュニケーション専攻	修士（英語コミュニケーション）

資料 10 松山大学学位規則

社会学研究科	社会学専攻	修士（社会学）
--------	-------	---------

(3) 博士の学位

研究科	専攻	学位
経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
社会学研究科	社会学専攻	博士（社会学）
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士（薬学）

2 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学士の学位授与要件)

第2条の2 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与要件)

第3条 修士の学位は、松山大学大学院学則第14条の定めるところに従い本大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第4条 修士論文を提出しようとする者は、論文の題目を定め6月末日（前学期修了予定者は12月末日）までに指導教員を経て研究科長に届け出なければならない。

2 修士論文は、1月10日正午（前学期修了予定者は7月10日正午）までに指導教員を通じて、研究科委員会に提出するものとする。

3 修士論文は、4部提出しなければならない。なお、参考資料として他の論文等を添付することができる。ただし、提出した修士論文及び参考論文等は返還しない。

(修士論文の審査及び最終試験)

第5条 修士論文の審査及び最終試験は、それぞれについて、専攻分野及び関連分野を担当する専任教員のうちから研究科委員会が定める主査1名及び副査2名が委員となり、これを行う。ただし、修士論文を提出した学生の指導教員は、主査となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、副査については、他の大学院又は研究所等の教員等に委託することができる。

3 修士論文の審査は、論文提出締切日以降50日以内に、これを行う。

4 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。

5 審査委員が修士論文を審査した結果、その内容が学位を授与するに適当でないと認めるときは、最終試験を行わない。

(修士論文の審査結果の報告)

第6条 審査委員及び試験委員は、論文審査及び最終試験の終了後すみやかに、論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験の結果の要旨及びその成績を、研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

(特定の課題についての研究成果又はポートフォリオの提出及び審査)

第6条の2 松山大学大学院学則第14条第4項に規定する特定の課題についての研究成果又はポートフォリオの提出及び審査については、前3条の規定を準用する。

(修士の学位授与の審議)

資料 10 松山大学学位規則

第7条 研究科委員会は、第6条（前条において準用する場合を含む。）に定める報告に基づいて審議を行い、修士の学位授与の可否について投票により議決する。

2 前項の議決をするには、その構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与を可とする議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（博士の学位授与要件）

第8条 博士（経済学）、博士（経営学）又は博士（社会学）の学位は、松山大学大学院学則第15条の定めるところに従い本大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士（薬学）の学位は、松山大学大学院学則第15条の2の定めるところに従い本大学院医療薬学研究科博士課程を修了した者に授与する。

3 前二項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

（学力確認の免除）

第8条の2 本大学院博士後期課程に3年（医療薬学研究科博士課程においては4年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、博士論文に関する修了要件をみたさないで退学したものについては、退学の日から7年以内に博士論文を提出する場合に限り、前条第3項に定める学力の確認（以下「学力確認」という。）を免除することができる。

（博士論文の提出）

第9条 博士後期課程の学生で博士論文を提出しようとする者は、博士論文の題目及び論文構成を4月末日までに研究科長に提出しなければならない。また、博士論文は、論文審査願、論文目録及び論文要旨（4,000字程度）を添えて、9月10日正午までに研究科委員会を経て学長に提出しなければならない。

2 医療薬学研究科博士課程の学生で博士論文を提出しようとする者は、博士論文の題目を10月末日までに研究科長に提出しなければならない。また、博士論文は、論文審査願、論文目録及び論文要旨（1,000字程度）を添えて、11月末日正午までに研究科委員会を経て学長に提出しなければならない。

3 第8条第3項に定める審査を受けようとする者は、論文審査願、論文目録、論文要旨、学位申請書、履歴書及び別表に定める審査料を添えて、研究科委員会を経て学長に博士論文を提出しなければならない。この場合において、提出時期は、3月下旬又は9月下旬とする。ただし、医療薬学研究科においては、5月下旬又は11月下旬とする。

4 博士論文は、4部提出しなければならない。また、参考資料として他の論文等を添付することができる。ただし、提出された博士論文及び参考論文等は、返還しない。

（博士論文の審査の付託）

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

（博士論文の審査及び最終試験等）

第11条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が定める主査1名及び副査2名以上からなる審査委員会がこれを行う。

2 主査については、特殊演習担当者又は研究指導教員のうちから研究科委員会がこれを

資料 10 松山大学学位規則

定める。ただし、博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程の学生が博士論文を提出した場合においては、その指導教員は主査となることができない。

- 3 副査については、少なくとも2名を特殊演習担当者又は研究指導教員のうちから定めなければならない。ただし、特殊演習担当者又は研究指導教員から2名を得られない場合には、1名については、他の大学院又は研究所等の教員等で、博士論文の指導資格を有する者に審査を委託することができるものとする。
- 4 第9条第3項の規定により博士論文を提出した者に対する学力確認は、第1項に定める審査委員会が筆答又は口答の試験によって行う。この場合において、外国語については原則として2言語の試験を行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が博士論文を提出した者の業績、経歴等により、学力確認を行い得ると認めるときは、前項の試験の全部又は一部を省略することができる。

(審査の期間)

第12条 博士論文の審査及び最終試験は、2月末日までに終了しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第3項の規定により博士論文が提出されたときは、博士論文の受理後1年以内に博士論文の審査及び学力確認を終了しなければならない。

(博士論文の審査結果の報告)

第13条 審査委員会は、論文審査及び最終試験又は学力確認の終了後すみやかに、論文の内容の要旨、審査の要旨及び最終試験又は学力確認の結果を、研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

(博士の学位授与の審議)

第14条 研究科委員会は、前条に定める報告に基づいて審議を行い、博士の学位授与の可否について投票により議決する。

- 2 前項の議決をするには、その構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位授与を可とする議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、遅滞なく第7条及び前条の議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士論文の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前に既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容

資料 10 松山大学学位規則

を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(文部科学大臣への報告)

第 19 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 12 条の定めるところに従い、当該学位を授与した日から 3 か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位授与の取消し)

第 20 条 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為をしたとき、又は、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会の議決に基づいて、学位を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 学部教授会又は研究科委員会が前項の議決をするには、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ、投票により出席構成員の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

(学位記の再交付)

第 21 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(学位記の様式)

第 22 条 第 2 条の 2 の規定により授与される学士の学位の学位記は、別記様式 1 によるものとする。

- 2 第 3 条の規定により授与される修士の学位の学位記は、別記様式 2 によるものとする。
- 3 第 8 条第 1 項の規定により授与される博士の学位の学位記は、別記様式 3 によるものとする。
- 4 第 8 条第 2 項の規定により授与される博士の学位の学位記は、別記様式 4 によるものとする。
- 5 第 8 条第 3 項の規定により授与される博士の学位の学位記は、別記様式 5 によるものとする。

(規則の改廃)

第 23 条 この規則の改廃は、関係する学部教授会又は研究科委員会及び教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

本規則は、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 49 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 26 日）

本規則は、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを施行し、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則（昭和 54 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。

資料 10 松山大学学位規則

附 則（昭和 56 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日）

本規則は、平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2006（平成 18）年 4 月 1 日）

本規則は、平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行し、平成 18 年度在籍者からこれを適用する。

附 則（2007（平成 19）年 4 月 1 日）

本規則は、2007（平成 19）年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2014（平成 26）年 2 月 18 日）

本規則は、2014（平成 26）年 4 月 1 日からこれを施行し、2013（平成 25）年度在籍者からこれを適用する。

附 則（2015（平成 27）年 3 月 24 日）

本規則は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2017（平成 29）年 12 月 21 日）

本規則は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行し、2018（平成 30）年度在学生にも適用する。

附 則（2019（平成 31）年 2 月 7 日）

本規則は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行し、2019（平成 31）年度在学生にも適用する。

別記様式 1

			
		第 号	
		卒業証書・学位記	
			
		氏名	
		年 月 日生	
本学 学部 学科所定の 課程を修めて本学を卒業した ことを認め学士（学）の学位 を授与する			
年 月 日			
松山大学 学部長 松山大学長			
印 印			

別記様式 2

			
		第 号	
		学位記	
			
		本籍 氏名	
		年 月 日生	
本学大学院 学研究科 学 専攻の修士課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査お よび最終試験に合格したので修 士（学）の学位を授与する			
年 月 日			
松山大学長			
印			

別記様式 3

	甲第 号
	学位記
本籍 氏名 年月日生	
本学大学院 学研究科 学専 攻の博士後期課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査およ び最終試験に合格したので博士 （学）の学位を授与する	
年月日	
松山大学長 	

別記様式 4

	甲第 号
	学位記
本籍 氏名 年月日生	
本学大学院 学研究科 学専攻の博士課程に おいて所定の単位を修得し学位論文の審査および最 終試験に合格したので博士（学）の学位を授与す る	
年月日	
松山大学長 	

別記様式 5

松山大学長 	年 月 日	士（学）の学位を授与する	本大学に学位論文を提出し所定の 審査および試験に合格したので博	大学印 氏名 年月日生	乙第 学号 学位記 本籍
--	-------------	--------------	------------------------------------	---------------------------	-----------------------

別表（第9条第3項関係）審査料

区分	審査料
本学大学院博士後期課程に3年以上，医療薬学研究科においては博士課程に4年以上在学し，所定の単位を修得して退学した者で退学後7年以内の者	免除
本学大学院博士後期課程に3年以上，医療薬学研究科においては博士課程に4年以上在学し，所定の単位を修得して退学した者で退学後7年を超える者	100,000円
上記以外の者	200,000円

資料 11 公正な研究活動の推進に関する取扱いについて

①学校法人松山大学研究活動行動規範

○学校法人松山大学研究活動行動規範

2015（平成27）年3月18日
制定

（趣旨・目的）

第1条 学校法人松山大学（以下「本法人」という。）は、校訓「三実」に基づき、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、日本学術会議声明「科学者の行動規範 改訂版（平成25年1月25日）」に準拠し、本法人において研究活動を行う者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の基本的責任）

第2条 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

第3条 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識、能力及び技芸の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を学術的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

第4条 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、学術研究と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

第5条 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

第6条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

第7条 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（研究活動）

第8条 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施及び報告などの過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

また、研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用を為さず、また加担しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

第9条 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（研究対象などへの配慮）

資料 11 公正な研究活動の推進に関する取扱いについて

①学校法人松山大学研究活動行動規範

第10条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

第11条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

第12条 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な学術的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(学術的助言)

第13条 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で学術的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、学術的助言の質の確保に最大限努め、同時に学術的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する学術的助言)

第14条 研究者は、政策立案・決定者に対して学術的助言を行う際には、学術的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守)

第15条 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

第16条 研究者は、研究及び教育並びに学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想、信条、宗教などによって個人を差別せず、学術的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

第17条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、学術的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責務)

第18条 本法人において研究者の研究活動を支援する事務職員等は、この行動規範に反する行為を為さず、不正行為の発生を未然に防止するよう努める。また、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

(改廃)

第19条 この行動規範の改廃は、松山大学・松山短期大学公正研究委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この行動規範は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

資料 11 公正な研究活動の推進に関する取扱いについて

②松山大学・短期大学における公正な研究活動の促進に関する委員会規程

○松山大学・松山短期大学における公正な研究活動の促進に関する委員会規程

2007（平成19）年3月13日

制定

改正 2007（平成19）年10月16日

2014（平成26）年10月7日

2017（平成29）年3月14日

（設置）

第1条 松山大学及び松山短期大学における公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、松山大学・松山短期大学公正研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定
- (3) その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るために必要な活動

（委員会の組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 松山大学副学長のうち1名
- (2) 事務局長
- (3) 各学部から選出された委員 各1名
- (4) 短期大学から選出された委員 1名
- (5) 総合研究所長

2 松山大学学長、松山短期大学学長又は委員会が特に必要と認めるときには、次の者を委員とすることができる。

- (1) 学外の専門家 若干名
- (2) その他必要と認められた者

（委員長）

第4条 委員長は、第3条第1号に規定する委員があたる。

2 委員長は、第2条に規定する委員会の任務について総括する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

（任期）

第5条 第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

資料 11 公正な研究活動の推進に関する取扱いについて

②松山大学・短期大学における公正な研究活動の促進に関する委員会規程

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の手当)

第8条 第3条第1項第3号及び第4号の委員には別に定める手当を支給する。

2 第3条第2項第1号及び第2号の委員には1回当たり5,500円を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、経営企画部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 第2条第2号に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に係る手続きは、「松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則（2007（平成19）年10月16日）

この規程は、2007（平成19）年10月16日から施行する。

附 則（2014（平成26）年10月7日）

この規程は、2014（平成26）年10月7日から施行する。

附 則（2017（平成29）年3月14日）

この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

大学・大学院時間割

時限	時間
第1時限	8:30 ~ 10:00
第2時限	10:15 ~ 11:45
第3時限	12:30 ~ 14:00
第4時限	14:15 ~ 15:45
第5時限	16:00 ~ 17:30
第6時限	18:00 ~ 19:30

短期大学時間割

時限	時間
第1時限	18:00 ~ 19:30
第2時限	19:40 ~ 21:10

1 (書類等の題名)

大学院生研究室図面(【資料 13】1、2 ページ)

2 (出典)

松山大学作成の校舎平面図

3 (引用範囲)

大学院生研究室の平面図(大学院生研究室があるフロア全体、部屋の見取り図)

4 (その他の説明)

安全上の観点から、提出した資料(図面)と本資料を差し替えて公開した。

施設等の開館・業務時間

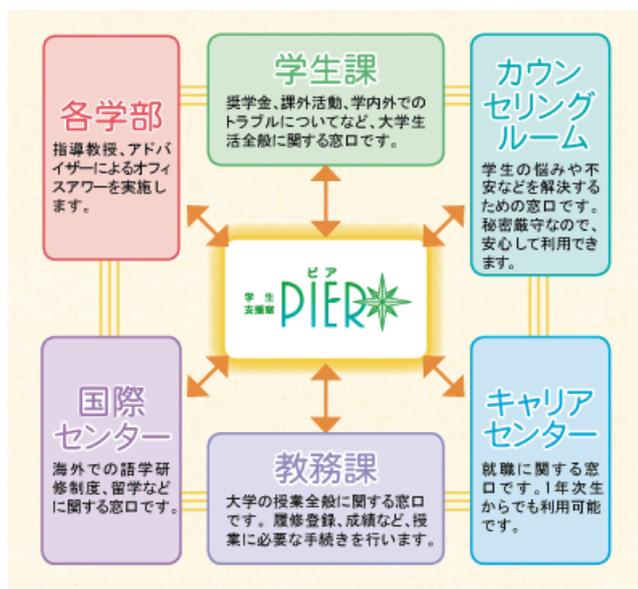
施設等	平日		土曜	日曜・祝祭日	備考
	授業時	休暇期※			
図書館	9:00~22:00	9:00~16:00 9:00~17:00	授業時:9:00~22:00 (夏季・冬季休暇中は休館) ※春季休暇は9:00~16:45	前・後期試験 前に臨時開館	
情報処理室	8:30~19:45	9:00~15:45 8:30~16:45	8:30~16:45	—	
キャリアセンター課	8:30~18:00	9:00~16:00 8:30~17:00	—	—	
学生課	8:30~18:00	9:00~16:00 8:30~17:00	—	—	
学生支援室	8:30~18:00	9:00~16:00 8:30~17:00	—	—	
保健室	8:30~21:30	9:00~16:00 8:30~17:00	—	—	
教務課	8:00~18:00	9:00~16:00 8:30~17:00	—	—	
総合研究所	9:00~18:00	9:00~16:00 9:00~17:00	—	—	
カフェテリア(食堂)	7:50~20:00 (19:40オーダーストップ)	11:30~14:00 11:30~14:00 (13:30オーダーストップ)	—	—	カルフル
ショップ(書籍等)	9:30~18:00	10:30~15:30 10:30~15:30			カルフル
ル・ルパ(レストラン)	11:00~20:00 (19:30オーダーストップ)	11:00~14:00 11:00~14:00 (13:30オーダーストップ)	11:00~14:00 (13:30オーダーストップ)		樋又キャンパス
ラ・ノワ(カフェ)	8:00~21:00	10:30~15:30 10:30~15:30	—		樋又キャンパス

※休暇期間：上段 夏季休暇、下段 冬季休暇・春季休暇

学生の厚生に対する配慮

(学内のサポート体制)

学生支援室は、2012（平成24）年1月に談話室内に開設され、2016年10月に3号館1階に移転し、学生のなんでも相談窓口となっている。学生一人ひとりに充実した学生生活を送れるよう、勉強に関する相談、学生生活を送る上での些細な疑問、質問、悩みの相談等に対応している。必要に応じて他部署とも連携を図りながら、サポート体制を整えている。



種別	データベース・電子ブック
電子ブック	1 Maruzen eBook Library 2 Net Library (eBook Collection)
辞書事典	3 JapanKnowledge Lib (旧名 : JapanKnowledge +N)
新聞	4 愛媛新聞データベース 5 聞蔵Ⅱビジュアル (朝日新聞記事全文検索) 6 日経テレコン21 7 毎索 (毎日新聞記事全文検索) 8 ヨミダス歴史館 (読売新聞記事全文検索) 9 The Economist Historical Archive 10 pressreader (旧名 : NewspaperDirect - PressDisplay)
雑誌	11 magazineplus 12 国際問題 13 雑誌記事索引集成データベース「ざっさくプラス」 14 日経BP 記事検索サービス 15 Hein-On-Line 16 MathSciNet 17 Science Online
法律	18 D1-Law.com 19 TKC ローライブラリー 20 [TKC] 法学紀要データベース 21 Westlaw Japan (法学総合オンラインサービス) 22 Butterworths Education Law Service 23 JURIS Online 24 Lexis Advance
総合	25 iJAMP (時事行政情報モニター) 26 科学技術文献速報【管理・システム技術編】(Web版) 27 日経 NEEDS FinancialQUEST 28 Business Source Premier 29 EconLit 30 [NII-REO] Eighteenth Century Collections Online (ECCO) 31 [NII-REO] House of Commons Parliamentary Papers (18c HCPP) 32 [NII-REO] House of Commons Parliamentary Papers (19c 20c HCPP) 33 OCLC (WorldCat Discovery Service 含む : FirstSearch) 34 OECD iLibrary 35 Wilson omnifile Full Text Select

資料 15 データベース一覧

言語	36 Bibliography of Pragmatics Online 37 Communication Abstracts 38 Handbook of Pragmatics Online 39 Linguistics and Language Behavior Abstracts 40 MLA International Bibliography (English) 41 MLA International Bibliography (日本語表示)
薬学	42 Medical*Online 43 医中誌 Web 44 Journal Citation Reports 45 SciFinder (Academic) 46 Web of Science
学位論文	47 ProQuest Digital Dissertations and Theses Complete
その他	48 eol (企業情報データベース) 旧 : NEXT 有報革命

○松山大学総合研究所図書資料利用規程

平成17年4月1日

制定

改正 2014（平成26）年3月12日

（趣旨）

第1条 この規程は、松山大学総合研究所（以下「研究所」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 開館時間は、次の表のとおりとする。

平日	9：00～18：00（一般授業中）
	9：00～17：00（上記以外）
夏季休暇期間	平日 9：00～16：00
冬季休暇期間	平日 9：00～17：00
春季休暇期間	平日 9：00～17：00

（休館日等）

第3条 研究所の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学開学記念日（5月29日）
- (3) 夏季一斉休日
- (4) 年末年始一斉休日

（利用者の範囲）

第4条 研究所を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。但し、利用者は、図書館利用証の交付を受けなければならない。

- (1) 松山大学・松山短期大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生、聴講生、委託生、研究生、留学生等を含む。）
- (2) 本学の大学院生
- (3) 本学の教職員
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 本学の旧教職員
- (6) 本学の非常勤講師
- (7) 本学の卒業生
- (8) 他大学等の学生（愛媛県内の他大学・短期大学・高等専門学校・放送大学の学生は学生証（身分証明書）で利用できる。上記以外の学生は所属大学図書館長の紹介状が必要）
- (9) 愛媛県内の他大学等（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校）の教職員

- (10) 松山市民および松山市内に勤務する者
- (11) 研究所長（以下「所長」という。）が特に認めた者
（閲覧手続）

第5条 利用者は、研究所内の研究所図書資料（以下「資料」という。）を閲覧することができるが、開架スペースに備付けの資料は、閲覧手続を必要としない。

2 閉架資料を閲覧しようとする場合は、「総合研究所図書閲覧票」に所定の事項を記入し、係員に提出しなければならない。

3 本学の教職員及び大学院生は、係員に申し込めば書庫内での閲覧ができるが、書庫内へ入庫するとき、また退出するときは、その旨を係員に告げなければならない。

（閲覧心得）

第6条 利用者は、必ず研究所内において閲覧し、資料を研究所外に帯出してはならない。

（資料の返却）

第7条 資料の利用者は、閲覧を終了次第、所定の方法により、利用した資料を返却しなければならない。

（貸出冊数および期間）

第8条 利用者は、研究所外貸出（以下「貸出」という。）の手続を行い、資料を帯出することができる。

2 貸出を受けることのできる資料の冊数および期間は、次の表のとおりとする。

利用区分		冊数	期間
(1)	本学の学生	5冊	2週間
(2)	本学の大学院生	30冊	3ヶ月
(3)	本学の教職員	制限なし	1ヶ年
(4)	本学の名誉教授	制限なし	1ヶ年
(5)	本学の旧教職員	30冊	3ヶ月
(6)	本学の非常勤講師	30冊	3ヶ月
(7)	本学の卒業生	3冊	2週間
(8)	他大学等の学生	3冊	2週間
(9)	愛媛県内の他大学等の教職員	15冊	20日
(10)	松山市民および松山市内に勤務する者	3冊	2週間
(11)	所長が特に認めた者	その都度	2週間

3 前項の利用区分(2)本学の大学院生及び(3)本学の教職員は、各々3ヶ月、1ヶ年毎に所定の更新手続を行い貸出を継続することができる。但し、前項利用区分(2)及び(3)以外の利用者は期間内に必ず返納しなければならない。

4 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生、留学生については、第2項の利用区分(1)または(2)

に準ずる。

- 5 所長は必要に応じて、第2項の貸出冊数および期間を変更し、また、貸出期間内であっても返納を求めることができる。

(特別貸出)

第9条 前条第2項の規定にかかわらず、本学学生が卒業論文作成のために必要とする資料は、1ヶ月の間、10冊以内まで特別に貸出することができる。

(貸出手続)

第10条 貸出を受けようとする者は、資料を図書館利用証と共に係員に提出しなければならない。

但し、紀要、製本雑誌(バックナンバー)は貸出すことはできない。

(貸出の予約)

第11条 利用者は、貸出を希望する資料が既に貸出中のときは、所定の手続きを行い、5冊以内に限り貸出の予約申し込みをすることができる。

- 2 利用者は、新規に購入予定の資料の内、特に必要な場合は所定の手続きを行い、5冊以内に限り貸出の予約申し込みをすることができる。

(転貸の禁止)

第12条 利用者は、貸出を受けた資料を転貸してはならない。

(貸出資料の返却)

第13条 利用者は、貸出を受けた資料を、所定の期限までに必ず返却しなければならない。

- 2 貸出中の資料について、他の利用者から利用希望が出た場合は、特別な理由のない限り直ちに返却しなければならない。

- 3 利用者は、その身分を失った場合は、貸出を受けた資料を直ちに返却しなければならない。

(複写の申込)

第14条 利用者は、教育、研究等のため必要があるときは文献等の複写をすることができる。

- 2 複写を希望するときは、所定の申込書に所要事項を記入して申し込まなければならない。

- 3 複写に要する経費の負担は、松山大学図書館文献複写内規によるものとする。

(利用の停止)

第15条 所長は、利用者が第13条の規定を遵守しないときは、第8条の規定にかかわらず帯出を許可しない。

- 2 所長は、利用者が遵守事項に著しく違反したときは、一定の期間、資料の利用を停止することができる。

第16条 利用者は、資料及び施設・設備を亡失または損傷したときは、直ちに届け出なければならない。

- 2 前項の亡失または損傷が、利用者の故意または重大な過失によると所長が認めた場合はその費用の全部又は一部の弁償を求めることがある。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究所運営委員会の議により行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

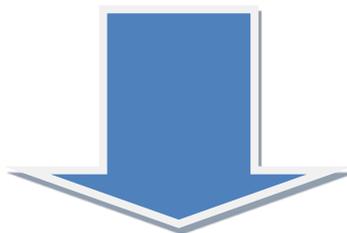
但し、第8条第2項別表(3)本学の教職員については、施行日から1年間を周知期間とし、平成18年4月1日から適用する。

尚、過年度貸出分については、全て施行日又は適用日をもって更新されたものとして取り扱うものとする。

附 則 (2014 (平成26) 年 3 月 12 日)

この規程は、2014 (平成26) 年 4 月 1 日から施行する。

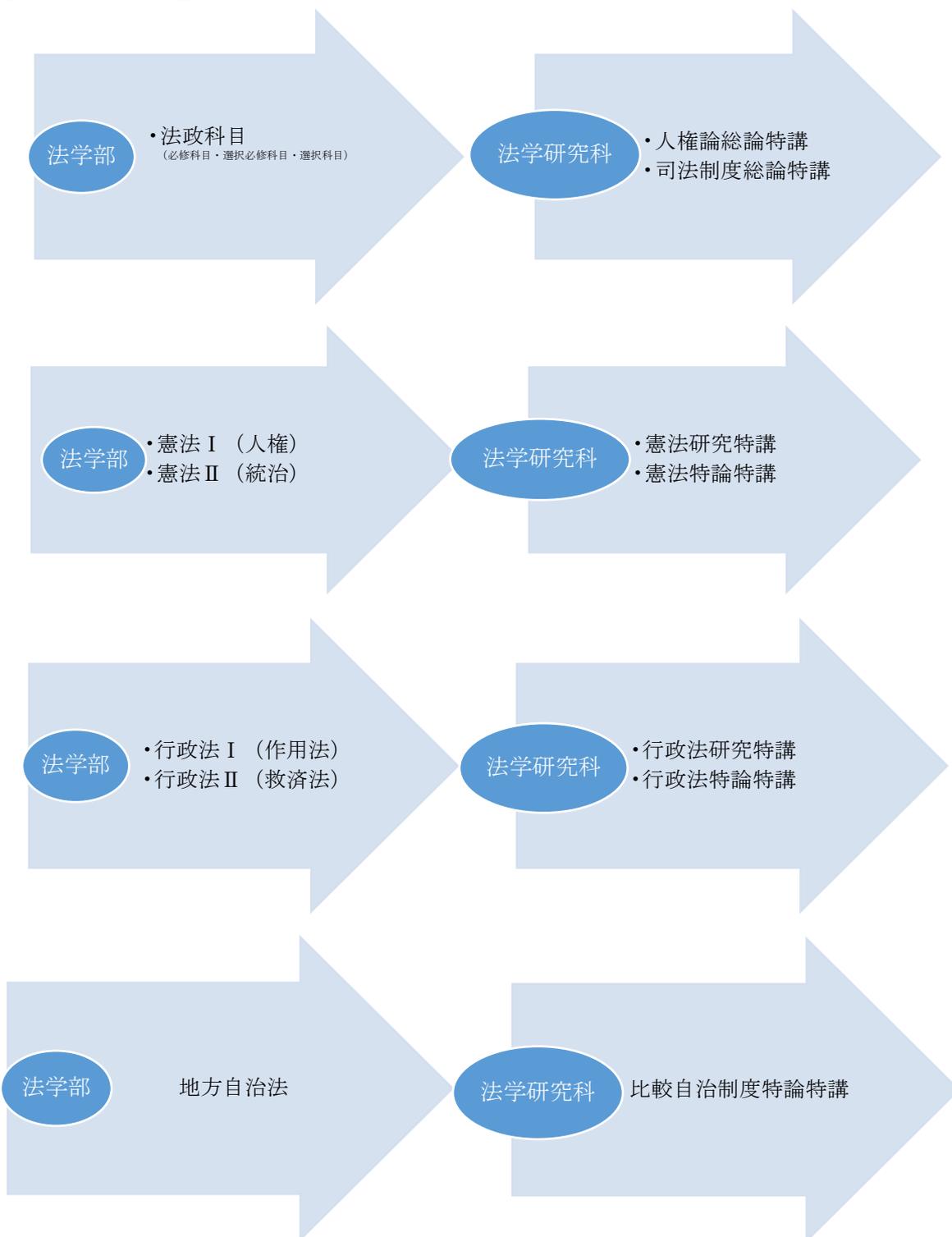
<p>本法学部卒業要件： 法律文書を「読み」「書き」することができ、法律用語を用いて論理的にコミュニケーションをとることができる能力の体得</p>
<p>I 「法律文書を読む」とは、法律文書（「判例」及び「教科書」）を客観的かつ論理的に理解し、記載されている内容を日常用語のレベルで「言い換える」能力である。 II 「法律文書を書く」とは、「法的概念相互の関係を論理的に記載する能力」及び「一定の事例に対して一定の法律要件をあてはめ結論を導くまで記載する能力」である。 III 「法律用語を用いて論理的なコミュニケーションをとる」とは、I 及びIIを前提として、「口頭で」及び「文書で」論理的なコミュニケーションをとることである。</p>
<p>本学法学部の卒業要件となる能力は、入学者としてイメージしている社会人が日常的に活用している能力である。</p>



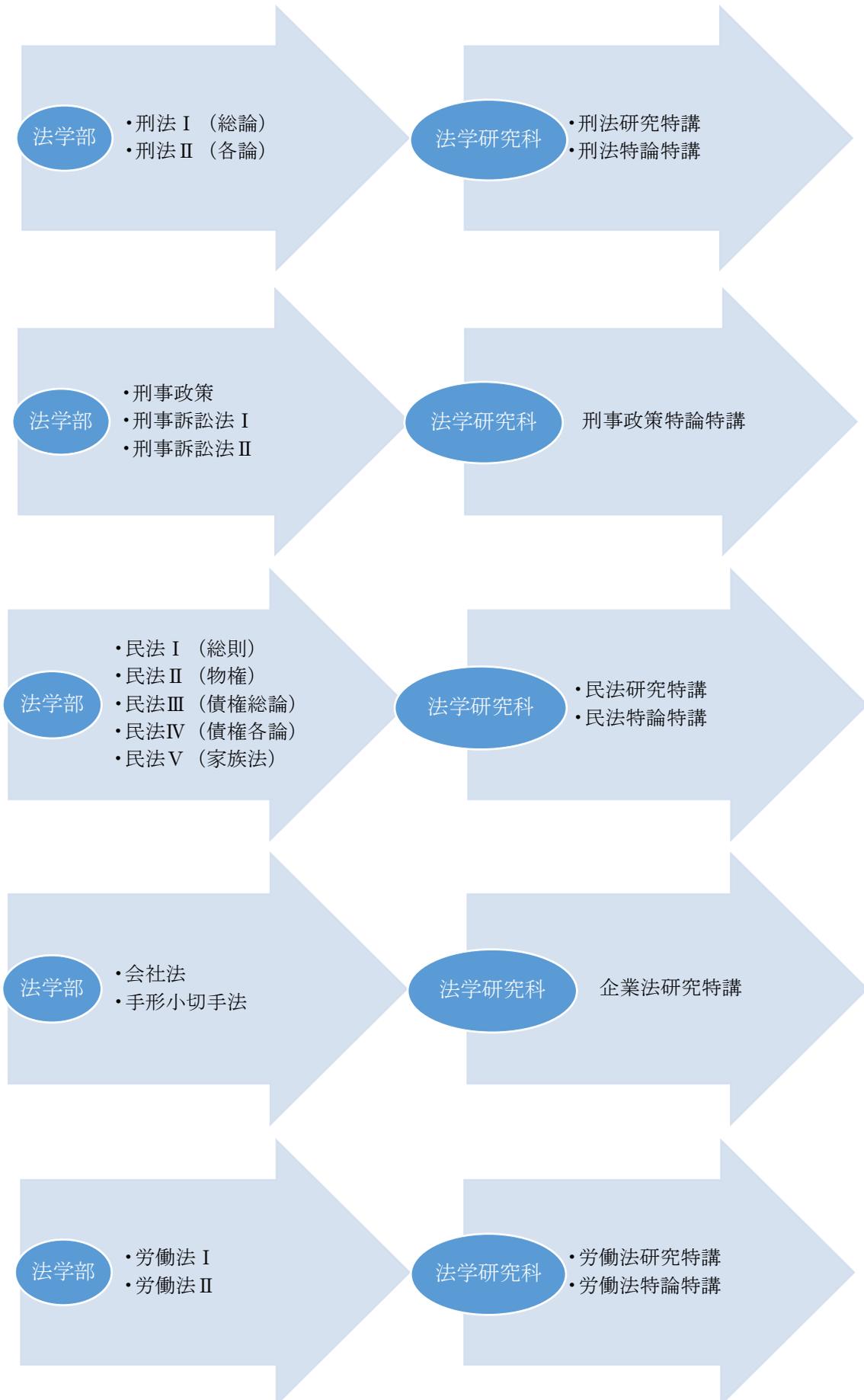
<p>本研究科修了要件：（本法学部卒業要件を前提とした） 日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築において高度な法的専門能力を主体的に活用できる能力の体得</p>
<p>① 現行法が前提とした社会（近代社会）に対する認識 認識対象 「自律的で理性的な存在」としての人間を構成単位として構築された社会 近代社会が形成されるに至った歴史的背景 i) 近代の理念を産出したヨーロッパの歴史 ii) 近代の理念を受け入れた日本の歴史</p>
<p>② 日本社会の質的变化に対する認識 認識対象 法化社会への移行 高齢社会への移行 グローバル社会（国境を超える交流の日常化した社会）への移行</p>
<p>③ 日本社会の質的变化に伴う問題発生に対する認識 認識対象 現実に行われている実務的対応では問題を解消することができない事象の存在</p>
<p>④ ①～③を踏まえた解決策の探求 実務的対応の限界を現行制度の枠内で解釈論的に乗り越える方策を探求する 実務的対応の限界を現行制度の枠を超えて立法論的に乗り越える方策を探求する 実務的対応の限界を解釈論的又は立法論的に乗り越える方策の示唆となる資料を調査する 実務的対応の限界を解釈論的又は立法論的に乗り越える方策を踏まえ、出身国との差異を認識し、出身国を状況改善の方策を探求する</p>

資料 17 基礎となる学部との関係

基礎となる学部と関連性のある科目



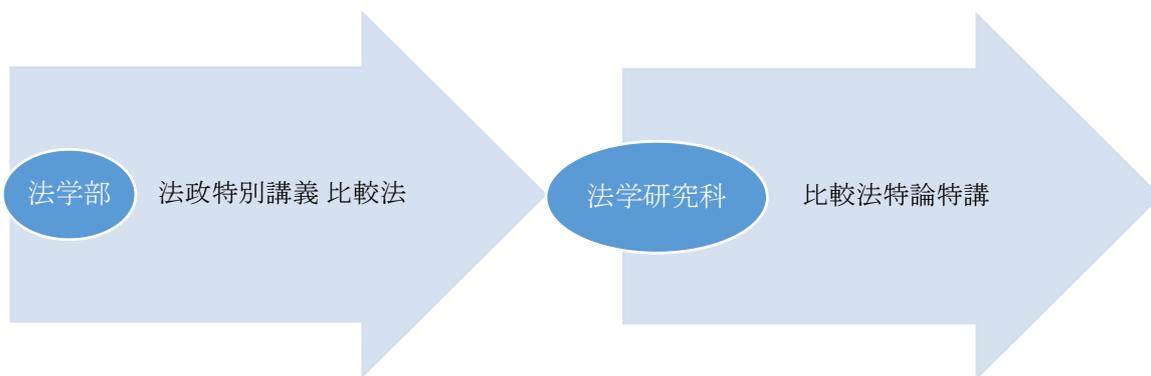
資料 17 基礎となる学部との関係



資料 17 基礎となる学部との関係



資料 17 基礎となる学部との関係



資料 18 非正規生に関する取扱いについて

①松山大学大学院科目等履修規程

○松山大学大学院科目等履修生規程

2008（平成 20）年 6 月 5 日

制定

改正 2010（平成 22）年 12 月 16 日

2014（平成 26）年 3 月 19 日

2014（平成 26）年 5 月 29 日

2015（平成 27）年 3 月 20 日

2019（平成 31）年 1 月 29 日

（目的）

第 1 条 本規程は、松山大学大学院学則（以下「学則」という。）第 31 条第 3 項に基づき、科目等履修生の取扱いについて定めるものである。

（出願資格）

第 2 条 科目等履修生として出願できる者は、学則第 20 条に定める者とする。

（出願手続）

第 3 条 科目等履修生として出願する者は、次の各号に定める書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修願
- (3) 最終学校の卒業又は卒業見込証明書
- (4) 健康診断書（胸部 X 線検査のみで可）

2 日本国籍を有しない者であって外国で 16 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修願
- (3) 外国での最終学校の卒業又は卒業見込証明書

ただし、日本の教育機関に在学中の者は在学証明書及び成績証明書

- (4) 日本の教育機関を卒業した者は卒業証明書
- (5) 出願理由書
- (6) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (7) 健康診断書（胸部 X 線検査のみで可）

（履修制限）

第 4 条 科目等履修は、本大学院の学生の教育に支障がないとして、各研究科長が履修を許可する授業科目に限り認めるものとする。

第 5 条 科目等履修生が 1 年間に履修できる単位数については、各研究科が定めるものとする。

（科目等履修の許可）

第 6 条 科目等履修の出願があった場合において、当該研究科の教育研究に支障がないと

資料 18 非正規生に関する取扱いについて

①松山大学大学院科目等履修規程

きは、当該授業科目担当者の意見を聞き、各研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可するものとする。

(年度限りの履修)

第7条 科目等履修生は、許可された年度に限り該当授業科目を履修することができる。

(受講料等の納入)

第8条 科目等履修を許可された者は、指定の期日までに、松山大学大学院納付金規程の定めるところに従い所定の登録料及び受講料を納入しなければならない。

(許可書等の交付)

第9条 科目等履修生に対しては、履修許可書及び学生証を交付する。

(単位の認定及び証明書等の交付)

第10条 科目等履修生が履修した授業科目については、学則第10条の定めるところに従い、単位の認定を行う。

2 単位を修得した授業科目については、本人の請求により、単位修得証明書又は成績証明書を交付する。

3 科目等履修生に対しては、本人の請求により、科目等履修証明書を交付する。

(学則等の準用)

第11条 科目等履修生の取扱いでこの規程に定めのないものについては、その性質に反しない限り、学則その他規程を準用するものとする。

(所管)

第12条 科目等履修生に関する事務は、教務部教務課が所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

2 この規程は、2008（平成20）年の後期出願者から適用する。

附 則（2010（平成22）年12月16日）

1 この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

2 この規程は、2010（平成22）年の後期出願者から適用する。

附 則（2014（平成26）年3月19日）

1 この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

2 この規程は、2014（平成26）年の後期出願者から適用する。

附 則（2014（平成26）年5月29日）

1 この規程は、2014（平成26）年5月29日から施行する。

2 この規程は、2014（平成26）年の後期出願者から適用する。

附 則（2015（平成27）年3月20日）

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2019（平成31）年1月29日）

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

資料 18 非正規生に関する取扱いについて

②松山大学大学院委託生規程

○松山大学大学院委託生規程

2019（平成31）年1月29日

制定

（目的）

第1条 本規程は、松山大学大学院学則（以下「学則」という。）第34条第2項に基づき、松山大学大学院委託生（以下「委託生」という。）の取扱いについて定めるものである。

（入学時期）

第2条 委託生の入学時期は各学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（入学資格）

第3条 委託生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本大学院において研修することが適当であると学長が認めた者

（提出書類）

第4条 学則第34条第1項に定める願い出をしようとする機関又は団体等は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 委託願
- (2) 委託生入学願書（本学所定用紙）
- (3) 委託生として入学を希望する者の履歴・身上書（写真貼付のもの）、最終学校の卒業証明書及び健康診断書

（選考及び入学許可）

第5条 学則第34条第1項に定める願い出があったときは、学長は、入学希望のあった研究科の研究科委員会に対して、入学の可否について審議を付託するものとする。

2 前項に定める付託を受けた研究科委員会は、委託生として入学を希望する者の面接を行い、入学の可否について決議を行う。

3 学長は、入学を可とする研究科委員会の決議に基づき、委託生としての入学を許可する。

（納付金）

第6条 入学を許可された者は、松山大学大学院納付金規程の定めるところに従い、指定の期日までに所定の委託生納付金を納入しなければならない。

（学生証）

第7条 委託生には、学生証を交付する。

（指導教員の決定）

第8条 委託生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、当該委託生の指導教員を定めるも

資料 18 非正規生に関する取扱いについて

②松山大学大学院委託生規程

のとする。

(研修期間)

第9条 研修期間は、原則として1年とする。ただし、特別の事情により研修を継続する必要があると認められた場合には、1年以内の延長を許可することがある。

(研修報告書)

第10条 委託生は、研修期間終了の1か月前までに研修報告書を作成し、所属する研究科の研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(単位認定)

第11条 委託生が履修した授業科目については、学則第10条に定めるところに従い、成績評価を行い、所定の単位を認定する。

2 学長は、委託生の求めにより、単位修得証明書又は成績証明書を交付する。

(学則等の準用)

第12条 委託生の取扱いでこの規程に定めのないものについては、その性質に反しない限り、学則その他規程を準用するものとする。

(所管)

第13条 委託生に関する事務は、教務部教務課が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

資料 18 非正規生に関する取扱いについて

③松山大学大学院研究生規程

○松山大学大学院研究生規程

2008（平成 20）年 7 月 3 日

制定

改正 2010（平成 22）年 10 月 7 日

2015（平成 27）年 3 月 20 日

2019（平成 31）年 1 月 29 日

（目的）

第 1 条 本規定は、松山大学大学院学則（以下「学則」という。）第 34 条の 2 第 2 項に基づき、松山大学大学院研究生（以下「研究生」という。）の取扱いについて定めるものである。

（入学時期）

第 2 条 研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（入学資格）

第 3 条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 本大学院において研究することが適当であると学長が認めた者

（提出書類）

第 4 条 研究生として志願する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 研究生入学願書（本学所定用紙）

(2) 履歴・身上書（写真貼付のもの）

(3) 最終学校の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書

(4) 勤務先の所属長承諾書（勤務している者のみ）

（選考及び入学の許可）

第 5 条 研究生として入学することを志願する者があったときは、学長は、入学希望のあった研究科の研究科委員会に対して、入学の可否について審議を付託するものとする。

2 前項に定める付託を受けた研究科委員会は、入学を希望する者の面接を行い、入学の可否について決議を行う。

3 学長は、入学を可とする研究科委員会の決議に基づき、研究生としての入学を許可する。

（納付金）

第 6 条 入学を許可された者は、松山大学大学院納付金規程の定めるところに従い、指定の期日までに所定の入学金及び納付金を納入しなければならない。

（学生証）

第 7 条 研究生には、学生証を交付する。

資料 18 非正規生に関する取扱いについて

③松山大学大学院研究生規程

(指導教員の決定)

第 8 条 研究生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、当該研究生の指導教員を定めるものとする。

(研究期間)

第 9 条 研究期間は原則として 1 年とする。ただし、特別の事情により研究を継続する必要があると認められた場合には、1 年以内の延長を許可することがある。

(研究報告書)

第 10 条 研究生は、研究期間終了の 1 か月前までに研究報告書を作成し、所属する研究科の研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学則等の準用)

第 11 条 研究生の取扱いでこの規程に定めのないものについては、その性質に反しない限り、学則その他規程を準用するものとする。

(所管)

第 12 条 研究生に関する事務は、教務部教務課が所管する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2009（平成 21）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2010（平成 22）年 10 月 7 日）

- 1 この規程は、2010（平成 22）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、2010（平成 22）年度在籍者から適用する。

附 則（2015（平成 27）年 3 月 20 日）

この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019（平成 31）年 1 月 29 日）

この規程は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行する。

資料 19 松山大学教学会議規程（抜粋）

松山大学教学会議規程（抜粋）

（目的）

第1条 教学会議は、民主的な運営によって、松山大学における教育・研究の使命達成に資すること並びに教育課程の編成に係る基本方針の策定等に関する全学的な教学マネジメントを推進することを目的として設置する。

（構成員）

第2条 教学会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長及び副学長
- (2) 各学部長
- (3) 各学部の教授会において選出された当該各学部所属の准教授又は講師1名
- (4) 教務委員長
- (5) 入試委員長
- (6) 学生委員長
- (7) キャリアセンター長
- (8) 各研究科長
- (9) 教務部長
- (10) 松山短期大学長
- (11) 学校法人松山大学教学担当理事

（審議事項）

第4条 教学会議は、次に掲げる事項のうち、全学共通の教育研究活動に関し学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学試験に係る常軌手続
- (2) 共通教育、言語文化教育及び健康文化教育並びに教職及び司書教育
- (3) 学生募集
- (4) キャリア教育
- (5) 学生に対する賞罰及び学生生活の支援
- (6) 教学に係る全学的行事及び年間スケジュール
- (7) 学部及び学科の設置、改組及び廃止
- (8) 教員人事に係る基準
- (9) 教学施設及び教学組織
- (10) 教学予算の配分
- (11) 全学教授会の開催
- (12) 学則中、全学の教育・研究に関する事項

○松山大学大学院教学委員会規程

2008（平成20）年4月1日
制定

改正 2015（平成27）年3月20日

2016（平成28）年3月1日

（目的）

第1条 松山大学大学院における教育・研究の使命達成に資することを目的として松山大学大学院教学委員会（以下、「教学委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 教学委員会は、次の委員を以って構成する。

(1) 各研究科長

(2) 各研究科運営委員

2 教学委員会が特に必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員長）

第3条 教学委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により研究科長の中から選出する。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長が欠けたときは、直ちに後任者を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 教学委員会は、松山大学大学院研究科委員会規則第4条に定める審議事項のうち、各研究科に共通する事項について審議する。

2 教学委員会の審議結果について、各研究科長は各研究科委員会に諮らなければならない。

（手当）

第5条 第2条第1項第2号の委員には、別に定める手当を支給する。

（所管）

第6条 教学委員会に関する事務は、教務部教務課が所管する。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則（2015（平成27）年3月20日）

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2016（平成28）年3月1日）

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

○松山大学大学院各研究科委員会規則

昭和53年6月22日

制定

改正 平成元年4月1日

平成14年4月1日

2014（平成26）年2月6日

2015（平成27）年3月20日

松山大学大学院各研究科委員会（以下「委員会」という。）は、その民主的かつ能率的な運営によって本大学院における教育研究の使命達成を目的として設置する。この目的のために、松山大学大学院各研究科委員会規則は、松山大学大学院学則第43条の規定に基づき、委員会の構成及び運営について必要な事項を定めるものである。

（構成）

第1条 委員会は、各研究科の授業を担当する専任教員をもって構成する。ただし、委員会の構成については、各研究科で定める。

2 必要に応じて委員会の決議に基づき、委員会構成員（以下「構成員」という。）以外の者の委員会への出席を求め、あるいは認めることができる。

（招集）

第2条 委員会は、研究科長が招集する。

2 委員会は、第4条に定める審議事項に関し、必要に応じて招集する。

3 構成員の3分の1以上が審議事項及びその理由を示して委員会の開催を要求したときは、研究科長は委員会を招集しなければならない。審議事項が成案を要するものは、案文を添えて要求しなければならない。

4 招集の通知は、原則として文書をもって委員会の前日までに、その審議事項を示して行う。

（議長）

第3条 委員会の議長は、研究科長がこれにあたる。研究科長に事故があるとき、あるいは議題が研究科長に利害関係があるときは、構成員中の最年長者が議長の職務を代行する。

（審議事項）

第4条 委員会は、次に掲げる事項のうち、教育研究活動に関し学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学、休学、退学及び除籍など
- (2) 試験及び課程修了の認定
- (3) 学位の授与
- (4) 授業科目の設定及び改廃、単位数、履修方法並びに担当者
- (5) 他大学の大学院等との協議

資料 21 松山大学大学院各研究科委員会規則

- (6) 科目等履修生，委託生及び研究生
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助
- (8) 研究科長及び研究科運営委員の選出など
- (9) 教員の資格審査並びに任免案
- (10) 大学院のみの専任教員の留学又は派遣
- (11) 大学院のみの専任教員の学外出講など
- (12) 大学院学則及び松山大学学位規則
- (13) 学則中，各研究科の教育研究に関する事項

2 委員会は，前項に規定するもののほか，各研究科の教育研究に関する事項について審議し，学長に意見を述べることができる。

3 学長は，前2項の規定により意見が提出された事項について決定を行うにあたり，当該委員会に決定内容及び決定日を通知しなければならない。

4 学長は，本条第1項及び第2項に係る判断及び決定について，構成員の過半数から疑義が示された場合，理事会において，委員会により指名された代表者に疑義を報告させなければならない。ただし，この報告行為は学長の決定を妨げない。

(審議事項の制限)

第5条 委員会においては，あらかじめ示された事項以外は審議しない。ただし，委員会が緊急の必要があると認めたときは，この限りでない。

(決議の方法)

第6条 委員会の議決は，特別の定めがない場合に限り，次の各号の定めるところによる。

- (1) 各構成員は1個の議決権を持つ。
- (2) 委員会は構成員の3分の2以上の出席を以って成立し，議事は出席者の過半数で決定する。可否同数のときは再審議する。
- (3) 前号の規定にかかわらず，教員の任免案など重要事項に関しては，決議の要件を加重することができる。
- (4) 第2号の規定にかかわらず，構成員は，やむを得ない事由のあるときは，委員会の承認を得て，書面によりその意見を述べ，又はその議決権を行使することができる。ただし，本号に基づいて議決権を行使する者は，第2号に定める委員会の成立に必要な出席者には含まれない。
- (5) 委員会の議決に直接利害関係のある者は，委員会が必要と認めた場合のほか，委員会に出席しないものとする。
- (6) 議長は，委員会の議決に直接利害関係があると認められる者の退席を求めることができる。ただし，この場合の退席によって委員会が不成立になることはない。
- (7) 委員会の議決に直接利害関係のある者は，その利害関係ある事項については議決権を行

資料 21 松山大学大学院各研究科委員会規則

使することができない。

(8) 委員会では構成員以外の出席者にも発言権が与えられるが、議決権は与えられない。

(小委員会)

第7条 委員会は、審議事項について必要があると認めたときは、その事項について審議立案し又は処理するための小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員の選任方法は、その都度定める。

3 小委員会は、委託された事項について審議立案し又は処理した結果を、できる限りすみやかに議長に報告しなければならない。

(欠席の届出)

第8条 構成員が病気その他の事由によって会議に出席することができないときは、事前に理由を添えて大学院事務室（教務部教務課及び薬学部事務部事務室をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。

(守秘義務)

第9条 構成員その他の出席者は、会議の発言者及びその発言内容を漏らしてはならない。

2 構成員その他出席者は、人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項、その他特に定められた事項の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

(議事録)

第10条 議事録は、速やかに作成のうえ、次回の委員会において承認を得るものとする。

2 議事次第及び議事概要は適切な方法で公開する。

(所管)

第11条 委員会に関する事務は、大学院事務室の所管とする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、昭和53年6月22日から施行する。

2 この規則について必要あるときは、細則を別に定める。

附 則（平成元年4月1日）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（2014（平成26）年2月6日）

この規則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則（2015（平成27）年3月20日）

この規則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

○学校法人松山大学自己点検・評価規程

2017（平成 29）年 12 月 19 日
制定

（目的）

第 1 条 学校法人松山大学（以下「本法人」という。）は、松山大学学則第 1 条の 2 第 2 項、松山大学大学院学則第 3 条の 2 第 2 項及び松山短期大学学則第 1 条の 2 第 2 項に基づき、本法人の教育及び研究、組織及び運営並びに施設、設備及び財務の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 この規程は、本法人の自己点検・評価の実施に関し必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程において「自己点検・評価」とは、本法人の教育及び研究、組織及び運営並びに施設、設備及び財務の状況について自ら点検及び評価を行うことをいう。

（自己点検・評価項目）

第 3 条 自己点検・評価の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理念及び目的に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) 教育研究組織に関する事項
- (4) 教育課程及び学習成果に関する事項
- (5) 学生の受入れに関する事項
- (6) 教員及び教員組織に関する事項
- (7) 学生支援に関する事項
- (8) 教育研究等環境に関する事項
- (9) 社会連携及び社会貢献に関する事項
- (10) 大学運営及び財務に関する事項
- (11) 国際交流に関する事項
- (12) 施設、設備及び環境に関する事項
- (13) その他自己点検・評価に必要な事項

（組織）

第 4 条 本法人は、自己点検・評価を実施するため、次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会
- (2) 松山大学自己点検・評価実施委員会
- (3) 松山短期大学自己点検・評価委員会

2 前項各号に関する規程は、別に定める。

3 第 1 項各号に定めるもののほか、本法人の自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保するため、学校法人松山大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

資料 22 松山大学における自己点検・評価の体制

4 前項の外部評価委員会に関する規程は、別に定める。

(所管)

第5条 この規程に関する事務は、経営企画部経営企画課が行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

2 学校法人松山大学自己点検・評価規程の施行に伴い、松山大学自己点検・評価規程（平成10年2月26日制定，平成29年3月9日改正）及び松山短期大学自己点検・評価規程（平成17年3月8日制定，平成27年2月23日改正）は廃止する。

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人松山大学自己点検・評価規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、松山大学自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 実施委員会は、学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が定める松山大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する活動状況並びに組織、施設、設備、管理運営及び財務の状況について、自ら点検及び評価を行い、自己点検・評価報告書を作成するとともに、各学部、各研究科、事務部門等が作成した自己点検・評価報告書を基に、全学的な観点から自己点検・評価を行う。その結果について、全学の自己点検・評価報告書としてまとめ、推進委員会に報告する。

（定義）

第 2 条 この規程において「自己点検・評価」とは、本学の教育研究に関する活動状況並びに組織、施設、設備、管理運営及び財務の状況について、自ら点検及び評価を行うことをいう。

（構成等）

第 3 条 実施委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）副学長（学長が指名した者）1 名
- （2）事務局長
- （3）学長補佐
- （4）各学部長
- （5）大学院各研究科長
- （6）教務委員長
- （7）学生委員長
- （8）入試委員長
- （9）図書館長
- （10）総合研究所長
- （11）国際センター長
- （12）キャリアセンター長
- （13）情報センター長
- （14）社会連携室長
- （15）各事務部の長

2 実施委員会に委員長を置く。

3 副学長は、委員長となり、実施委員会の業務を統括する。

4 委員長が必要と認めた場合は、第 1 項各号以外の者を陪席者として出席させることができる。

資料 22 松山大学における自己点検・評価の体制

(開催)

第 4 条 委員長は、実施委員会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、事務局長が議長を代行する。

3 実施委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(所管)

第 5 条 実施委員会に関する事務は、学長事務室・自己点検支援室・IR 室が行う。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、実施委員会の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行する。

松山大学内部質保証の方針

1 方針

本学の校訓「三実」の精神(教育理念)に基づく合理的精神と独立の精神を育む教育の実践と地域の発展に有為な人材を養成し、次代を切り拓く「知」の拠点たる役割を果たしていくため、自らの責任において教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的かつ継続的に質の向上を図る。

2 責任・役割

- (1) 全学的な内部質保証は、理事長・学長の責任の下、学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会が主体となり、教学会議、松山大学自己点検・評価実施委員会及び学校法人松山大学外部評価委員会が連携・協力して厳正に推進する。また、学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会は全学に関わる自己点検・評価の実施計画の策定、自己点検・評価に基づく検証・改善及び公表等を行う。
- (2) 学部・研究科・委員会・事務局(以下「各部局」という。)の内部質保証は、各部局の長の責任の下、教授会、研究科委員会等の各組織において自己点検・評価を行い、各組織における構成員が連携・協力して厳正に推進する。
- (3) 組織的なFD・SD活動や研修会等を通じて、教職員自らが内部質保証を推進する担い手となり、教育研究活動等の質保証の向上に努める。
- (4) 教員は自己の教育研究活動を自ら点検・評価することで、その活動の維持、改善及び向上を図り、教育研究の質を保証する。
- (5) 内部質保証の有効性、適切性を客観的に検証するため、学校法人松山大学外部評価委員会において、本学の自己点検・評価活動に対して評価、提言を受ける。
- (6) 構成員、各部局及び全学内部質保証推進組織が連携・協力し、松山大学の内部質保証システムを厳正に推進する(【松山大学内部質保証システム】図参照)。

3 手続・運用

- (1) 各部局は、学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会が策定した自己点検・評価の実施計画に基づき、定期的に自己点検・評価を行う。
- (2) 松山大学自己点検・評価実施委員会は、各部局からの自己点検・評価報告書に基づき、全学的な自己点検・評価を行う。
- (3) 学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会は、松山大学自己点検・評価実施委員会からの全学的な自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価について総括する。
- (4) 学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会は、本学の社会的責任を果たすため、各部局及び全学的な自己点検・評価結果を公表する。
- (5) 学校法人松山大学外部評価委員会は、本学の自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保するため、第三者の視点から評価体制及び評価システム全般の点検・評価を行う。
- (6) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行う。

松山大学内部質保証システム

構成員の内部質保証

学部・研究科・委員会・事務局の内部質保証

全学的な内部質保証
(全学内部質保証推進組織)



松山大学内部質保証の取り組みについて

1. 松山大学内部質保証システムについて

松山大学内部質保証は、教育・研究活動、特に「学位プログラム」の設計・管理・評価・改善の PDCA サイクルを組織間で連携・協力し恒常的に推進する。

システムの運用として、学部・研究科・委員会・事務局(以下「各部局」という。)は、構成員との連携・協力のもと各部局内で自己点検・評価を行い、部局自己点検・評価報告書※1を作成する。次に松山大学自己点検・評価実施委員会にて、部局自己点検・評価報告書に基づいて全学自己点検・評価報告書※2を作成し、学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会にて総括する。その後、学校法人松山大学外部評価委員会にて、第三者の視点から点検・評価を経て、その結果に基づき、全学的な教学マネジメントを行う教学会議において教育課程の編成等を策定し、各部局、構成員とともに実施検証する。また各部局は、部局自己点検・評価報告書を踏まえて、改善行動計画書※3を作成し内部質保証を継続的に推進する。さらに各教員は「教員の教育研究活動に関する自己点検・評価ガイドライン」に基づき、教員活動自己点検・評価表※4を作成し、教員個人及び各部局の諸活動の改善のために活用して、教育の質向上に努める。

(※1~4の詳細は以下を参照)

2. 取り組みに対する報告書について

(1)部局自己点検・評価報告書※1

対象期間：3年に1回実施(2018年度より施行)

概要：2018年度より各部局が構成員と連携・協力し「現状説明」「長所・特色」「問題点」「全体のまとめ」「点検・評価」「次年度に向けた改善行動計画」について取りまとめ、各部局内で自己点検・評価を実施し、恒常的かつ継続的に質の向上を図る。なお、この報告書は第3期大学評価の申請時の根拠資料となる。

(2)全学自己点検・評価報告書※2

対象期間：3年に1回実施(2018年度より施行)

概要：2018年度に各部局を対象に実施する「部局自己点検・評価報告書」を総括し、全学的な報告書を作成することで、恒常的かつ継続的に全学的な教学マネジメントを推進させる。なお、この報告書は最終的に大学基準協会への申請書類の基となる。

(3)改善行動計画書 ※3

対象期間：上記(1)(2)作成後2年実施(2019年度より施行)

概要：2019年度より全学・各部局を対象に(1)(2)の結果を踏まえた2ヵ年の改善行動計画を策定し、教育研究活動等が適切な水準となるよう自らの責任において、継続して点検・評価に取り組む。

(4)第2期改善行動プラン

対象期間：3年間実施(2017～2019)

概要：2014年3月に提言を受けた改善勧告3項目、努力課題4項目について、2017年7月に「改善報告書」を提出し、2018年5月に「検討結果」を受領した。改善報告については、意欲的に取り組んだ結果が評価されたが、引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力し不断の改善・改革に取り組むことを期待されているため、提言を受けた事項に対して引き続き3年間改善活動を実施する。

(5)教員活動自己点検・評価表 ※4

対象期間：毎年度実施(2018年度より施行)

概要：教員の教育研究活動等に関する自己点検・評価は、その活動の維持・改善・向上のため、教員自らが意欲的に取り組むことを目的とし、別紙「教員の教育研究活動に関する自己点検・評価ガイドライン」に従って任意で実施する。

○学校法人松山大学情報公開に関する規程

2012（平成24）年3月19日

制定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人松山大学（以下「本法人」という。）が学校法人としての公共性を鑑み、本法人が有する情報の公開に関して必要な事項を定め、当該情報を公開することにより、本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、本法人が設置する学校の教育研究の質向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「公開」とは、本法人が有する情報を自主的に公表することをいう。

（情報の公開）

第3条 本法人は、次の各号に定める情報について、広く社会に公開する。

- (1) 学校法人及び学校の基本的な情報
- (2) 財務及び経営に関する情報
- (3) 教育研究上の目的に関する情報
- (4) 教育研究上の基本組織に関する情報
- (5) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報
- (6) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報
- (7) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報
- (8) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報
- (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報
- (10) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関する情報
- (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報
- (12) 第三者評価に関する情報

2 本法人は、前項各号の規定に関する情報以外の情報についても、必要に応じ公開に努めるものとする。

（非公開情報）

第4条 本法人は、次の各号に掲げる情報については公開しない。

- (1) 法令等の規定により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く
 - ア 法令等に規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情

報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報

ウ 本法人の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であった当該個人の権利利益を侵害するおそれのない情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下、「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げる情報。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と求められる情報を除く

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

イ 法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報、その他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報

(4) 本法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

（その他必要な事項）

第5条 情報の公開及び開示についてこの規程に特に定めのない場合であって、法令又は本法人若しくは大学等の規程に定めのある場合は、当該法令又は規程の定めによるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、情報の公開及び開示の実施に関し必要な事項は、常務理事会の議を経て、理事長が定める。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2012（平成24）年3月19日から施行する。

資料24 松山大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（抜粋）

松山大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、松山大学大学院学則第43条の2第3項に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）委員会の構成その他運営に関する事項について定める。

（構成）

第2条 FD委員会は、次の委員を以って構成する。

(1) 各研究科長

(2) 各研究科委員会において選出された者 各1名

2 委員会が特に必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員長）

第3条 FD委員会に委員長を置く。

2 委員長の選出は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長が欠けたときは、直ちに後任者を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 FD委員会は、次の事項を審議する。

(1) 教育研究活動等の充実と改善に関する事項

(2) 初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項

(3) 大学院学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項

(4) その他委員会の認めたFDに関連する事項

松山大学大学院 FD 研修会実施状況 (2014 年度から 2018 年度)

年度	開催日時	研修テーマ	講師
2014 年度	7 月 17 日 (木) 16:00~17:00	障害者差別解消法と合理的配慮に関する講演会	山田 富秋 (松山大学 学生支援室運営委員会委員長)
	10 月 2 日 (木) 16:00~17:00	発達障がいへの理解と支援に関する講演会	岡本 紀子 (松山大学 学生支援室専任事務職員)
2015 年度	6 月 4 日 (木) 16:00 ~17:30	「研究指導計画」、「学位論文審査基準」	土居 希久 (公益財団法人大学基準協会、大学評価・研究部、審査・評価係 主幹)
	6 月 11 日 (木) 16:00~17:30	学生の問題経験を読み解き、アカデミック・ハラスメントを考える ー日常のミスコミュニケーションを「被害」にしないためにー	湯川 やよい (一橋大学 大学院社会学研究科特別研究員)
	10 月 8 日 (木) 16:00 ~17:30	学生の学びを促すシラバスの書き方	葛城 浩一 (香川大学 大学教育基盤センター)
2017 年度	6 月 29 日 (木) 16:30~18:00	科学者の発表倫理: ミスコンダクトを防止するために	山崎 茂明 (愛知淑徳大学 人間情報学部 教授)
2018 年度	6 月 28 日 (木) 14:30~16:00	大学院におけるアカデミック・ハラスメントの現状とその防止策	御輿 久美子 (特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク 代表理事)
	10 月 11 日 (木) 16:00~17:30	著作権について ー論文・教科書の複製物等の利用についてー	隅谷 孝洋 (広島大学 情報メディア教育研究センター 准教授)

松山大学 FD 研修会実施状況 (2014 年度から 2018 年度)

年度	開催日時	研修テーマ	講師
2014 年度	6 月 19 日 (木) 14:15~	基礎から学ぶ学習評価法	山田 剛史 (愛媛大学 教育企画室)
	7 月 17 日 (木) 14:15~15:45	講義に小グループ・ペア学習を取り入れた授業デザイン	小林 直人 (愛媛大学 教育・学生支援機構副機構長、教育企画室長、医学系研究科教授)
	7 月 17 日 (木) 16:00~17:00	障害者差別解消法と合理的配慮に関する講演会	山田 富秋 (松山大学 学生支援室運営委員会委員長)
	9 月 26 日 (金) 14:15~16:15	初年次教育の自己点検	清水 栄子 (愛媛大学 教育・学生支援機構教育企画室助教)
	10 月 2 日 (木) 16:00~17:00	発達障がいへの理解と支援に関する講演会	岡本 紀子 (松山大学 学生支援室専任事務職員)
	10 月 9 日 (木) 16:00~17:30	わかりやすいシラバスの書き方	山田 剛史 (愛媛大学 教育企画室副室長、准教授)

	11月6日(木) 16:00~17:30	授業アンケートを見直しませんか - アンケートの効果的实施と活用方法	松山大学 人文学部社会学科教員
	11月27日(木) 17:00~18:30	これからの就労支援を考える~労働法 と障害者虐待防止法を関連させて~	木原 道雄 (司法書士)
2015年度	6月11日(木) 16:00~17:30	学生の問題経験を読み解き、アカデミック・ ハラスメントを考える -日常のミスコミュニケーションを「被害」 にしないために-	湯川 やよい (一橋大学 大学院社会学研究科特別研究員)
	7月23日(木) 16:30 ~18:00	グループワークを組み込んだ授業デザイン	熊谷 太郎 (松山大学 教授、教務委員長、 松山大学・松山短期大学 FD 委員)
	10月8日(木) 16:00 ~17:30	学生の学びを促すシラバスの書き方	葛城 浩一 (香川大学 大学教育基盤センター)
	1月21日(木) 14:30~16:00	Moodle 及び学内 IT 資源の有効利用 について	安田 俊一 (松山大学 経済学部教授、経済学部 長)
	2月18日(木) 10:30~12:00	イグナイト教育 -学生の意欲を引き 出す体系的教育実践-	中越 元子 (いわき明星大学 薬学部教授)
2016年度	6月9日(木) 16:30~18:00	著作権について	片山 俊治 (松山大学 人文学部准教授)
	6月14日(火) 12:30~14:00	三つの方針 (ポリシー) の一体的な策定 について	川嶋 太津夫 (大阪大学 未来戦略機構 戦略企画室 (兼) グローバルアドミッシ ョンズオフィス教授、オフィス長)
	6月30日(木) 16:30~18:00	学生が輝く FD の実践事例 -FD・S Dアップデート-	小林 直人 (愛媛大学 学長特別補佐 教育・ 学生支援機構副機構長 教育企画室 長、教授)
	12月1日(木) 14:30~16:00	アサーティブプログラム・アサーティブ 入試 ~「答え」は目の前の学生から~	志村 知美 (追手門学院大学 入試部アサ ーティブ課長)
	2月15日(水) 14:00~15:30	樋又キャンパスのアカデミック・ソーシ ヤル・コモンズを活用したアクティブ・ ラーニングの試み	西本 佳代 (香川大学 大学教育基盤セン ター講師)
	3月10日(金) 10:00~11:30	学修成果の可視化について考える~関 西学院大学における FD への取り組み事 例を参考に~	永井 良二 (関西学院大学 教務機構 高 等教育推進センター)
2017年度	6月29日(木) 16:30~18:00	現代学生の理解と関わり方	野本 ひさ (愛媛大学 教育・学生支援機 構学生支援センター 教授)
	7月6日(木) 14:30~16:00	学生指導におけるハラスメントについ て ~特徴のある学生との関わり方~	清家 かおる (松山大学学生支援室 カ ウンセラー)
	10月26日(木) 16:00~17:30	発達障害のパーソナリティ・行動特性 -その理論と対処-	梅田 賢太 (一般財団法人創精会 松山 記念病院診療部薬剤課 課長)

	11月2日(木) 14:30~16:30	大学基準協会による第3期認証評価の変更ポイント -内部質保証の実質化に向けて-	工藤 潤 (公益財団法人大学基準協会事務局長 兼 大学評価・研究部長)
	2月15日(木) 14:00~15:30	学生データをどのように蓄積し、改善に結び付けるか? -名古屋学院大学の15年にわたるCCSの運用実績から-	児島 完二 (名古屋学院大学経済学部 教授)
2018年度	4月26日(木) 14:30~16:00	Moodle 設定と基本的な使い方	安田 俊一 (松山大学経済学部 教授)
	6月7日(木) 16:00~17:30	内部質保証システムのあり方について	工藤 潤 (公益財団法人大学基準協会事務局長 兼 大学評価・研究部長)
	7月5日(木) 14:30~16:00	アクティブラーニング実践(成功のためのアイスブレイキング)	塩崎 俊彦 (高知大学 大学教育創造センター 教授)
	10月11日(木) 16:00~17:30	ICT活用授業と著作権	隅谷 孝洋 (広島大学 情報メディア教育研究センター 准教授)
	10月25日(木) 14:30~16:00	教育の質的転換 -武蔵野大学の教育改革-	小西 啓史 (武蔵野大学人間科学部 教授)
	11月15日(木) 14:30~16:00	特徴のある学生との関わり方について ~気になる学生対応のケースフォーミュレーション~	清家 かおる (松山大学学生支援室 専任カウンセラー)
	1月10日(木) 16:00~17:30	学修成果の可視化と IR の果たす役割 -甲南大学のデータ活用事例-	深堀 太博 (甲南大学 教育学習支援センター事務室)
	2月28日(木) 10:00~11:30	授業アンケートから教育の評価を考える	岩崎 千晶 (関西大学 教育推進部 准教授)

資料 26 国内外の研究者との交流

本学法学部は、下記の通りの日程で、国内外の一流の研究者を招聘し又は構成員が訪問した際に、議論を交わすことによって、本学法学部において議論されている議論水準を確認する活動を行ってきた。

2005（平成 17）年度

学術講演会

日時：2005（平成 17）年 11 月 10 日

場所：松山大学文京キャンパス 5 号館 532 教室

論題：中国憲法制度の形成と変容

講師：劉 恵栄 氏（中国海洋大学法学院法律学系教授、主任（学部長）：当時）

学術研究会

日時：2005（平成 17）年 11 月 10 日

場所：松山大学文京キャンパス東本館 7 階会議室 3

演題：日中の法学部教育について

講師：劉 恵栄 氏（中国海洋大学法学院法律学系教授、主任（学部長）：当時）

2007（平成 19）年度

学術講演会

日時：2008（平成 20）年 1 月 10 日

場所：松山大学文京キャンパス 2 号館 211 番教室

論題：台湾における企業法制度の現状と発展

講師：王 志誠 氏（(台湾) 中正大學法學院教授）学術研究会

日時：2008（平成 20）年 1 月 10 日

場所：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 1

論題：中華民国の政治制度

講師：王 志誠 氏（中正大學法學院教授）

2010（平成 22）年度

学術講演会

日時：2010（平成 22）年 6 月 21 日

場所：松山大学文京キャンパス 8 号館 821 番教室

論題：中国の憲法改正と経済制度の変遷

講師：強 力 氏（(中国) 西北政法大学経済法学院教授）

学術講演会

日時：2010（平成 22）年 9 月 29 日

会場：松山大学文京キャンパス カルフル・ホール

論題：政権交代から 1 年を振り返る一菅政権の課題と展望

資料 26 国内外の研究者との交流

講師：山口 二郎 氏（北海道大学大学院法学研究科教授：当時）

2011（平成 23）年度

学術講演会

日時：2011（平成 23）年 6 月 23 日

会場：松山大学文京キャンパス カルフル・ホール

論題：社会のあり方—私たちの生き方と法

講師：永井和之 氏（中央大学法学部教授、同大学総長兼学長：当時）

学術研究会

日時：2011（平成 23）年 6 月 23 日

会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 1

論題：会社法制の見直しについて

講師：永井 和之 氏（中央大学法学部教授、同大学総長兼学長：当時）

2012（平成 24）年度

学術講演会

日時：2012（平成 24）年 7 月 9 日

会場：松山大学文京キャンパス 8 号館 845 番教室

論題：中国経済の高度成長と民商法の発展

講師：梁 上上 氏（(中国) 浙江大学光華法学院副院長、教授:当時）

学術研究会

日台司法制度研究会（第 1 回）

日時：2012（平成 24）年 12 月 4 日

主催：松山大学法学部、(台湾) 成功大學法律學系

会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2

成功大學法律學系所属

論題：多元文化國下の智慧財産権保障

講師：許 育典 特聘教授／Professor Yue-Dian Hsu（主任（学部長）：当時）

論題："Private Use as a Limitation of Copyright holder's Economic Rights in the Digital Age- Prospectives of France and Taiwan"

講師：陳 思廷 助理教授／Assistant Professor Sting Chen

論題："The Limitation of Intellectual Property Rights under Antitrust Law: From the Perspectives of the United States and Taiwan".

講師：陳 俊仁 副教授（当時）／Associate Professor Chun-Jen Chen

松山大学法学部所属

論題：独禁法における審判制度改正（“Reform of Trial Procedures in Antitrust Act”）

資料 26 国内外の研究者との交流

講師：明照 博章 教授

論題：行政法における改正動向（“Trend in Administrative law”）

講師：倉澤 生雄 准教授（当時）

論題：知的財産法における厳罰化傾向（“Making the law stricter in Intellectual Property Law”）

講師：今村 暢好 准教授

2013（平成 25）年度

学術講演会

日時：2013（平成 25）年 6 月 21 日

会場：松山大学文京キャンパス カルフル・ホール

論題：ユーロ危機後のEU—『統合の終焉』を巡って—

講師：遠藤 乾 氏（北海道大学大学院法学研究科教授）

学術講演会

日時：2013（平成 25）年 9 月 28 日

会場：松山大学文京キャンパス カルフル・ホール

論題：刑法学の魅力と判例と立法と—刑法を楽しく学ぶために—

講師：川端 博 氏（明治大学法科大学院教授：当時）

学術研究会

日時：2013（平成 25）年 9 月 28 日

会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2

論題：今後の刑法 刑法の展望

講師：川端 博 氏（明治大学法科大学院教授：当時）

松大G P（詳細は添付資料 12）

日時：2013（平成 25）年 11 月 9 日

場所：松山大学文京キャンパス 8 号館 820 番教室

論題：『民法典論争資料集』（復刻増補版）の現代的意義」

司会：沖野 眞巳 教授（東京大学）

基調講演：

① 村上 一博 氏（明治大学法学部教授）

② 池田 眞朗 氏（慶應義塾大学法学部教授：当時）

個別報告：

① 岡 孝 氏（学習院大学法学部教授）

② 岩谷 十郎 氏（慶應義塾大学法学部教授）

③ 大村 敦志 氏（東京大学法学部教授）

日時：2014（平成 26）年 2 月 3 日

資料 26 国内外の研究者との交流

会場：松山大学文京キャンパス カルフル・ホール

論題：「1902年～1906年のベルギー～“拓川”のいたヨーロッパ～」

講師：Prof. DR. W. F. Wande Walle

2014（平成26）年度

学術講演会

日時：2014（平成26）年7月14日

会場：松山大学文京キャンパス 8号館 820番教室

論題：中国ビジネス法の最前線

講師：蔡元慶氏（（中国）深圳大学法学院教授、深圳大学会社法研究センター長：当時）

学術研究会

日時：2014（平成26）年7月14日

会場：松山大学文京キャンパス 東本館7階第会議室2

論題：中国の商慣習と立法

講師：蔡元慶氏（（中国）深圳大学法学院教授、深圳大学会社法研究センター長：当時）

学術研究会

第2回 日台司法制度研究会

第2回 日台司法制度研究会

日時：2015（平成27）年9月3日

会場：松山大学文京キャンパス 東本館7階会議室2

論題：大学自治と教員・学生の権利（原題：大學自治與教師學生權利）

講師：許育典氏（（台湾）成功大學法律學系 特聘教授） [Professor Yue-Dian Hsu]

（社会科学院長）

論題：Copyleft, Creative Commons and Social Contracts

講師：陳俊仁氏（成功大學法律學系 教授） [Professor Chun-Jen Chen]

（法律學系主任（学部長））

論題：Fighting Internet Piracy for Copyright: Perspectives and Reflections

講師：陳思廷氏（成功大學法律學系 助理教授） [Assistant Professor Sting Chen]

学術講演会

日時：2014（平成26）年11月14日

会場：松山大学文京キャンパス カルフル・ホール

論題：現代日本はヘーゲルから何を学べるか？

講師：権左武志氏（北海道大学大学院法学研究科教授）

2015（平成27）年度

学術講演会

資料 26 国内外の研究者との交流

日時：2015（平成 27）年 10 月 30 日
会場：松山大学文京キャンパス 8 号館 821 番教室
論題：民主主義のつくり方
講師：宇野 重規 氏（東京大学社会科学研究所教授）

学術研究会

日時：2015（平成 27）年 10 月 30 日
会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2
論題：シャルリー・エブド事件と現代フランス政治哲学
講師：宇野 重規 氏（東京大学社会科学研究所教授）

学術研究会

第 1 回 日台法政制度研究会

日時：2016（平成 28）年 1 月 27 日
会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2
論題：台湾の物権のあり方
講師：曾 国修 氏（玄奘大學法律學系 専任講師）（通訳：同系黄瑞宜副教授）

2016（平成 28）年度

学術研究会

日時：2016（平成 28）年 6 月 23 日
会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2
論題：憲法と政治：その関係をどうとらえるか
講師：杉田 敦 氏（法政大学法学部教授）

学術研究会

日時：2016（平成 28）年 8 月 5 日
会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2
論題：地域社会における高度専門教育機関の役割—地域における「知の拠点」の在り方
講師：山本 雅昭 氏（近畿大学法科大学院教授、院長）

学術研究会

日時：2016（平成 28）年 11 月 4 日
会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2
論題：契約法理の変容と債権法改正
講師：高須 順一氏（法政大学大学院法務研究科教授・弁護士）

学術講演会

資料 26 国内外の研究者との交流

日時：2016（平成 28）年 11 月 4 日

会場：松山大学文京キャンパス 8 号館 820 番教室

論題：債権法改正—21 世紀の民法を目指して

講師：高須 順一氏（法政大学大学院法務研究科教授・弁護士）

学術研究会

第 4 回 日台司法制度研究会

日時：2017（平成 29）年 9 月 11 日

会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階会議室 2

論題：心身障害者の教育権

講師：許 育典 氏（台湾）成功大學法律學系 特聘教授 [Professor Yue-Dian Hsu]

（社会科学院長）

論題：Crowdfunding and Third Party Payment: Legal Frameworks and Implications

講師：陳 俊仁 氏（成功大學法律學系 教授 [Professor Chun-Jen Chen]

（法律學系主任（学部長））

論題：特許侵害による損害賠償と損害額の算定

講師：葉 婉如 氏（成功大學法律學系 助理教授） [Assistant Professor Wan-Ju Yeh]

2017（平成 29）年度

学術講演会

日時：2017（平成 29）年 12 月 7 日

会場：松山大学文京キャンパス 821 教室

論題：アメリカとどう向き合うか—ヨーロッパの視点から

講師：松本礼二氏（早稲田大学名誉教授）

学術研究会

日時：2017（平成 29）年 12 月 7 日

会場：松山大学樋又キャンパス H2E 教室

論題：トクヴィルと日本—福沢諭吉と丸山眞男はどう読んだか

講師：松本礼二（早稲田大学名誉教授）

2018（平成 30）年度

学術講演会

日時：2018（平成 30）年 7 月 5 日

会場：松山大学文京キャンパス

論題：法服の思い出

講師：高橋正氏（元高松高裁判事・弁護士）

資料 26 国内外の研究者との交流

学術研究会

日時：2018（平成 30）年 6 月 29 日

会場：松山大学文京キャンパス 東本館 7 階第 2 会議室

論題：実務民事訴訟法

講師：高橋正氏（元高松高裁判事・弁護士）

学術講演会

日時：2018（平成 30）年 9 月 27 日

会場：松山大学文京キャンパス カルフールホール

論題：十字軍とは何か—中世ヨーロッパの聖戦について考える

講師：山内進氏（一橋大学名誉教授）

学術研究会

会場：松山大学樋又キャンパス H2E

論題：『戦争と平和の法』の思想史的意義

講師：山内進氏（一橋大学名誉教授）

海外での研究会

2005（平成 17）年度

日中学術研究会

日時：2006（平成 18）年 3 月

主催：中国海洋大学法学院、松山大学法学部

会場：中国海洋大学法学院会議室

参加者（松山大学法学部所属）

廣澤 孝之 教授（当時）

内海 淳一 助教授（当時）

王 原生 助教授（当時）

甲斐 朋香 講師（当時）

倉澤 生雄 講師（当時）

2006（平成 18）年度

日中法政学術研究会

日時：2006（平成 18）年 11 月

主催：中国政法大学比較法研究所、松山大学法学部

会場：中国政法大学比較法研究所会議室

参加者（松山大学法学部所属）

廣澤 孝之 教授（当時）

王 原生 助教授（当時）

内海 淳一 助教授（当時）

日中学術交流会

日時：2006（平成 18）年 11 月

主催：（中国）清華大学法学院、清華大学商法研究センター、松山大学法学部

会場：清華大学明理楼

参加者（松山大学法学部所属）

廣澤 孝之 教授（当時）

内海 淳一 助教授（当時）

王 原生 助教授（当時）

日中学術研究会

日時：2007（平成 19）年 3 月

主催：（中国）深圳大学法学院、深圳大学中日企業法研究所、松山大学法学部

会場：深圳大学文科楼

参加者（松山大学法学部所属）

廣澤 孝之 教授（当時）

内海 淳一 准教授

王 原生 准教授（当時）

甲斐 朋香 准教授（当時）

水野 貴浩 講師（当時）

2007（平成 19）年度

シンポジウム「日台財經法学国際学術研究会」

日時：2008（平成 20）年 3 月

主催：（台湾）中正大學法學院

会場：中正大學法學院大法廷

参加者（松山大学法学部所属）

内海 淳一 准教授

王 原生 准教授（当時）

倉澤 生雄 准教授（当時）

甲斐 朋香 准教授

水野 貴浩 講師（当時）

2010（平成 22）年度

日中法制比較学術研究会

日時：2011（平成 23）年 3 月

主催：（中国）西北政法大学經濟法学院、松山大学法学部

会場：西北政法大学

参加者（松山大学法学部所属）

資料 26 国内外の研究者との交流

妹尾 克敏 教授 (学部長：当時)
王 原生 教授
古屋 壮一 教授
明照 博章 教授
内海 淳一 准教授
倉澤 生雄 准教授 (当時)

日中法学教育研究会

日時：2011 (平成 23) 年 3 月
主催：(中国) 北方工業大学、松山大学法学部
会場：北方工業大学
参加者 (松山大学法学部所属)
妹尾 克敏 教授 (学部長：当時)
王 原生 教授
古屋 壮一 教授
明照 博章 教授
内海 淳一 准教授
倉澤 生雄 准教授 (当時)

2011 (平成 23) 年度

シンポジウム「日中法制度比較研究」

日時：2012 (平成 24) 年 2 月
会場：(中国) 青島大学法学院会議室
主催：青島大学法学院、青島大学外事処、松山大学法学部
参加者 (松山大学法学部所属)
妹尾 克敏 教授 (学部長：当時)
王 原生 教授
村田 毅之 教授
明照 博章 教授
内海 淳一 准教授
倉澤 生雄 准教授 (当時)

2012 (平成 24) 年度

北京西山・文化横断国際シンポジウム

日時：2012 (平成 24) 年 7 月
主催：(中国) 北方工業大学
会場：北方工業大学
参加者 (松山大学法学部所属)
明照 博章 教授

資料 26 国内外の研究者との交流

銭 偉栄 准教授（当時）

シンポジウム「日中法制度比較研究」

日時：2013（平成 25）年 3 月

主催：（中国）浙江大学光華法学院、松山大学法学部

会場：浙江大学光華法学院会議室

参加者（松山大学法学部所属）

王 原生 教授

妹尾 克敏 教授

銭 偉栄 教授

明照 博章 教授

今村 暢好 准教授

遠藤 泰弘 准教授（当時）

内海 淳一 准教授

倉澤 生雄 准教授（当時）

2013（平成 25）年度

シンポジウム「日台における知的財産権と経済法制の新動向」

日時：2013（平成 25）年 5 月 3 日

主催：（台湾）成功大学法律學系

会場：成功大學社會科學院大樓 2 樓實習法庭

参加者（松山大学法学部所属）

村田 毅之 教授（学部長：当時）

銭 偉栄 教授

明照 博章 教授

2014（平成 26）年度

シンポジウム「日台犯罪関与論」

日時：2014（平成 26）年 5 月

主催：（台湾）中央警察大學法律學系、台湾刑事法學會、東吳大學法學系、玄奘大學法律學系

会場：中央警察大學警光楼

参加者（松山大学法学部所属）

明照 博章 教授（学部長：当時）

今村 暢好 准教授

国際シンポジウム「共犯論の現在と展望」

日時：2014（平成 26）年 5 月

主催：（台湾）東吳大學法學院刑事法研究センター、中央警察大學法律學系、台湾刑事法學會

会場：東吳大學城中校区

資料 26 国内外の研究者との交流

参加者（松山大学法学部所属）

明照 博章 教授（学部長：当時）

今村 暢好 准教授

第1回 日台法学発展シンポジウム（第1回 日台司法制度研究会）

日時：2014（平成26）年9月

主催：（台湾）成功大學法律學系

会場：成功大學法律學系

参加者（松山大学法学部所属）

明照 博章 教授（学部長：当時）

王 原生 教授

妹尾 克敏 教授

村田 毅之 教授

今村 暢好 准教授

倉澤 生雄 准教授（当時）

シンポジウム「日中法制比較研究」

日時：2015（平成27）年3月

主催：（中国）深圳大学法学院

会場：深圳大学文科楼

参加者（松山大学法学部所属）

明照 博章 教授（学部長：当時）

王 原生 教授

遠藤 泰弘 教授

妹尾 克敏 教授

錢 偉栄 教授

内海 淳一 准教授

倉澤 生雄 准教授（当時）

2015（平成27）年度

国際シンポジウム「経済活動秩序と刑事制裁」

日時：2015（平成27）年5月

主催：（台湾）玄奘大學法律學系

会場：玄奘大學善導活動センター

参加者（松山大学法学部所属）

明照 博章 教授（学部長：当時）

錢 偉栄 教授

2016（平成28年）年度

資料 26 国内外の研究者との交流

第 3 回 日台司法制度研究会

日時：2016（平成 28）年 9 月

主催：（台湾）成功大學法律學系

会場：成功大學法律學系

参加者（松山大学法学部所属）

錢 偉榮 教授（学部長）

倉澤 生雄 教授

明照 博章 教授

日時：2016（平成 28）年 9 月

主催：（台湾）東吳大學法學院

会場：東吳大學法學院

参加者（松山大学法学部所属）

倉澤 生雄 教授

明照 博章 教授

2017（平成 29）年度

日本法研究会

日時：2017（平成 29）年 11 月

主催：玄奘大學社会科学院

会場：玄奘大學図書大樓

参加者（松山大学法学部所属）

倉澤生雄 教授

古屋壯一 教授

今村暢好 准教授

2018（平成 30）年度

韓国警察法学会・第 3 回東アジア警察法国際学術会議

「現代警察の法的問題と人権保障」

日時：2018（平成 30）年 8 月

主催：韓国警察法学会、韓国国立警察大学警察法研究院

会場：韓国警察大学

参加者（松山大学法学部所属）

倉澤 生雄 教授（学部長）

妹尾 克敏 教授

明照 博章 教授

今村 暢好 准教授

第 5 回 日台司法制度研究会

資料 26 国内外の研究者との交流

日時：2018（平成 30）年 9 月 15 日

主催：（台湾）成功大學法律學系=松山大学法学部

会場：成功大學法律學系

参加者（松山大学法学部所属）

倉澤 生雄 教授（学部長）

錢 偉榮 教授

遠藤 泰弘 教授

牧本 公明 准教授

学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程

2018（平成 30）年 3 月 26 日

制定

（設置）

第 1 条 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 42 条の 3，大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 43 条及び短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 35 条の 3 に基づき，学校法人松山大学（以下「本法人」という。）の職員にスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を推進するため学校法人松山大学スタッフ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 委員会は，本法人の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，法人職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うことを目的とする。

（定義）

第 3 条 この規程において「SD」とは，本法人職員が大学等の運営に必要な知識及び技能を身に付け，能力及び資質を向上させるための研修をいう。

2 この規程において「職員」とは，本法人の専任かつ常勤の事務職員（嘱託職員を含む。）のほか，本法人の専任かつ常勤の教育職員（学長，教授，准教授，講師及び助教（特任の教育職員，特別任用教育職員，外国語教育特別任用講師及び薬学部特別任用助教を含む。))をいう。

3 この規程において「大学等」とは，松山大学（大学院を含む。）及び松山短期大学をいう。

（審議事項）

第 4 条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) SD の実施方針の策定に関すること。
- (2) SD の具体的計画（対象，内容，形態等）の策定に関すること。
- (3) SD の運営に関すること。
- (4) その他 SD の推進に必要なこと。

（構成等）

第 5 条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総務担当理事
- (2) 教学担当理事

- (3) 事務局長
 - (4) 経営企画部の長
 - (5) 総務部の長
 - (6) 教務部の長
- 2 委員会の委員長は、前項第 1 号に規定する委員があたる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。ただし、審議に加わることはできない。

(運営)

- 第 6 条 委員会は、委員長が招集し議長となる。
- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決される。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(業務の負託)

- 第 7 条 委員会は、第 2 条に規定する任務を遂行するため、その業務の一部をほかの組織に負託することができる。

(手当)

- 第 8 条 手当は支給しない。

(所管)

- 第 9 条 委員会に関する事務は、総務部人事課が行う。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

- この規程は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年度 学校法人松山大学 SD 研修実施状況

<学内研修>

開催時期	研修内容	対象者	講師等
4月4日(水) 13:30~15:00	メンタルヘルス研修	平成 30 年度新任 職員	石井 真奈 (日本産業カウンセラー 協会四国支部認定講師・ 相談員)
5月22日(火)~ 9月30日(日)	部署別研修 2017 年度に策定した業務削減案の執行状 況の振り返りと新たな業務削減案の策定	学校法人松山大学 に組織する全部署	所属長を中心に各部署に て実施
5月30日(水) 17:30~18:30	私の人生を語る ー各役職に求められるものー	事務職員	日高 滋 (松山商科大学第 11 回卒 業、株式会社ナイガイ元 社長・会長)
7月13日(金) 17:30~18:30	学外派遣研修者による報告会	事務職員	大野 泰史 (総務部人事課付、日本私 立学校振興、共済事業団 助成部助成金課)
8月2日(木) 10:00~11:30	「2017 年度事業報告書・決算」について 「2018 年度事業計画書・予算」について 「予算編成と決算」について	事務職員	新井 英夫(財務担当常 務理事) 世良 静弘(事務局長)
8月9日(木) 14:00~15:00			
9月5日(水) 14:30~16:30	マネジメント研修 ー今、管理職として留意すべきことー	本学役員及び 管理監督者	上田 恭子 (のぞみプランニング社 会保険労務士)
3月中旬~ 下旬実施	新任者実習	平成 31 年度新任 事務職員	総務部人事課他

<学外研修>

開催時期	研修内容	対象者	講師等
4月1日(日) ~3月31日(日)	日本私立学校振興・共済事業団派遣研修	事務職員 (課員 1 名派遣)	日本私立学校振興・共済 事業団
6月~11月	キャリアディベロップメント研修	事務職員 (課員 1 名派遣)	日本私立大学連盟
5月~10月	業務創造研修	事務職員 (係長 1 名派遣)	日本私立大学連盟
5月~12月	アドミニストレーター研修	事務職員 (係長 1 名派遣)	日本私立大学連盟

4 月より 2 年間	次世代リーダー養成研修	事務職員 (毎年、課員 1 名派遣)	四国地区大学教職員能力 開発ネットワーク (SPOD)
5 月 9 日(水) ～5 月 11 日(金)	大学人・社会人としての基礎力養成プログラム 研修 (レベル I) 【新任職員研修】	事務職員 (平成 30 年度新任 者 2 名)	四国地区大学教職員能力 開発ネットワーク (SPOD)
8 月 30 日(木)	SPOD フォーラム	事務職員 (部長 1 名、係長 1 名)	四国地区大学教職員能力 開発ネットワーク (SPOD)
9 月 3 日(月) ～9 月 5 日(水)	PDCA サイクル修得プログラム	管理監督者 (学部長 2 名、部長 1 名)	日本私立大学連盟